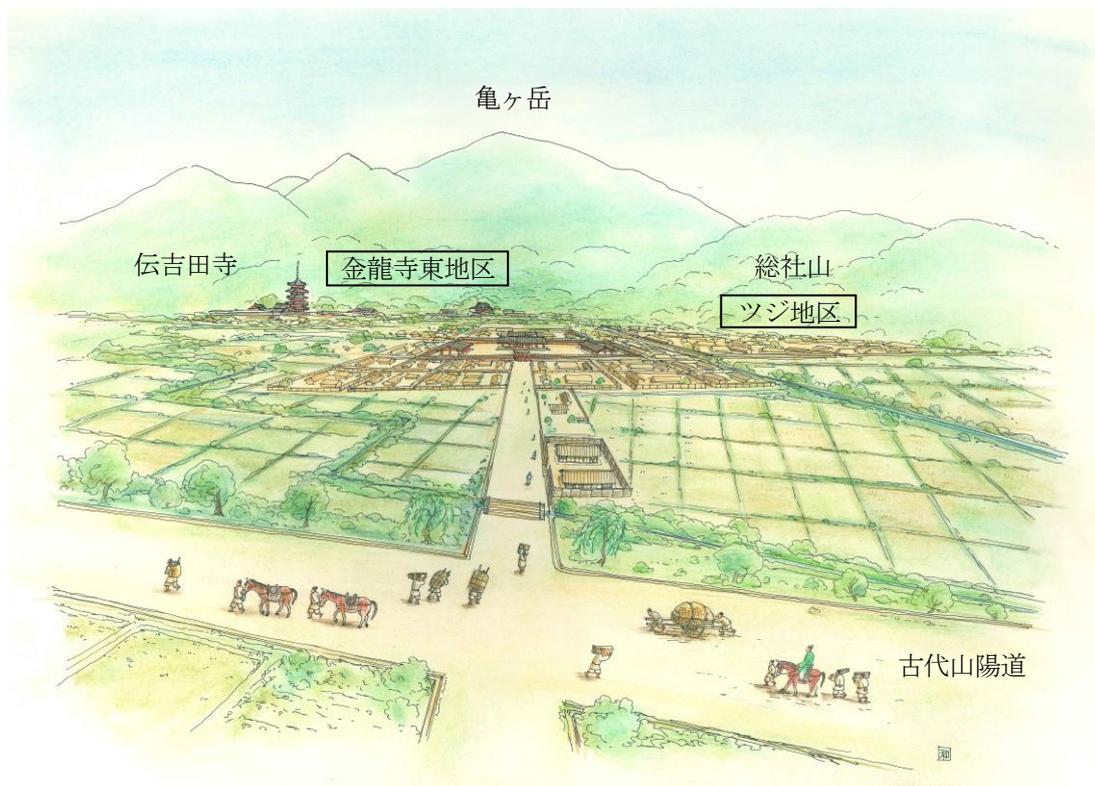


史跡備後国府跡保存活用計画

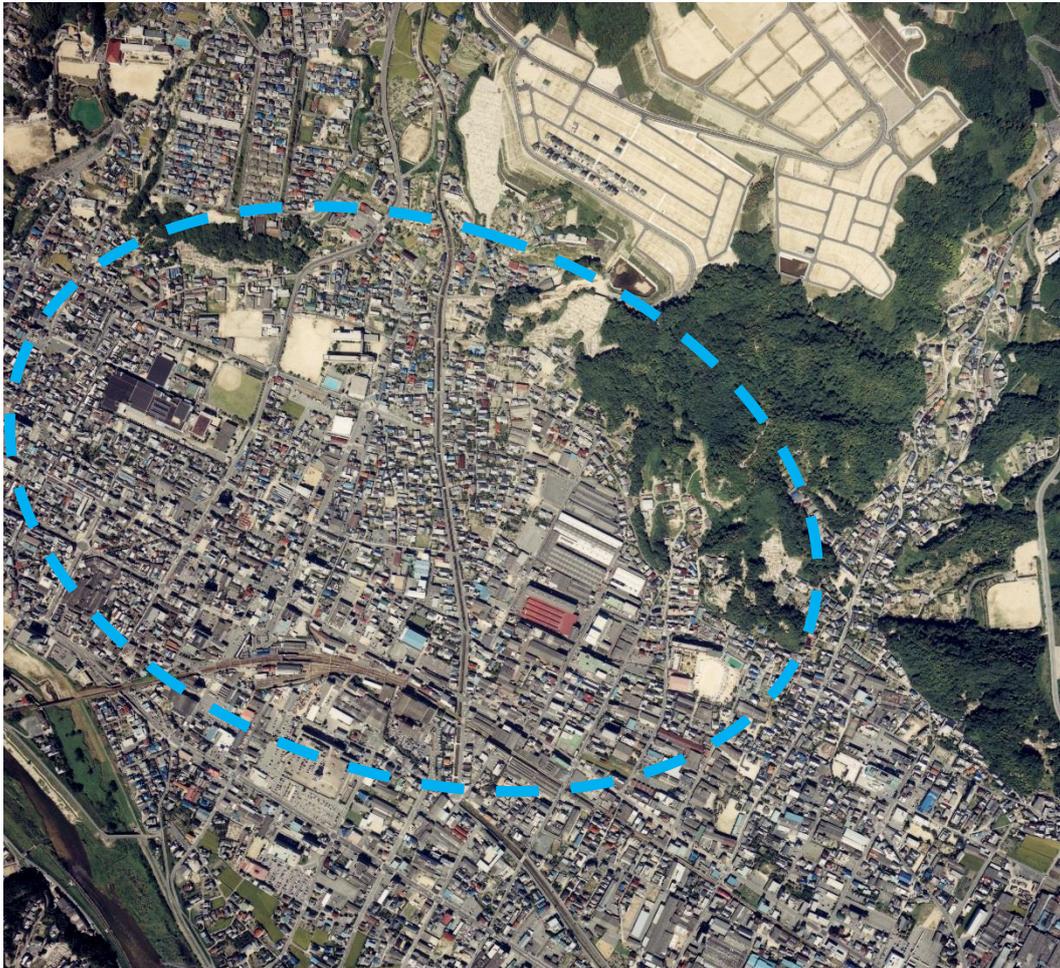


平成 31 年 (2019) 3 月

広島県府中市教育委員会



府中市街地と備後国府推定エリア（南から）



備後国府推定エリア（元町付近）平成13年（2001）空撮



史跡備後国府跡：ツジ地区 0903T



史跡備後国府跡：金龍寺東地区 9302T



平城宮式軒瓦



奈良三彩蓋付小壺とガラス小玉



銅印「賀友私印」

序

広島県府中市は、広島県東部を流れる芦田川の中流域にあり、現在は「ものづくり」産業が盛んな都市として知られています。そして、歴史をひもとけば、「府中」が示すように、奈良・平安時代に備後国の国府が置かれた地でした。

備後国の国府を確認する発掘調査は昭和 57 年度(1982)に広島県教育委員会により開始され、府中市教育委員会も、平成 2 年度(1990)から調査に取り組み、現在に至るまで継続して調査を行っています。約 30 年間にわたる調査を積み重ねることで、徐々に国府が置かれた時代の様相が明らかになり、調査・研究の成果の蓄積と総括によって、平成 28 年(2016)10 月 3 日にツジ地区と金龍寺東地区の 2 地区が備後国府跡として国史跡に指定されました。

史跡周辺は既に宅地化しており、調査面積の確保が困難であることが多く、国府中心施設である国庁域の確定には到っていませんが、国庁以外の多様な国府関連施設などの遺構や遺物のほかに、地割りなどの国府をとりまく様々な環境が現在にも各所に残されていることから、まさに備後国府は大切な「歴史遺産」であり、「まちの記憶」であり、「府中」の原点であるといえるでしょう。

この府中市、広くは備後圏域の歴史において貴重な遺産である備後国府跡の価値を将来にわたって確実に保存と継承するために、平成 29 年度(2017)から史跡備後国府跡保存活用計画策定委員会を設置いたしました。委員会では、史跡の歴史的価値や地域における位置付け、今後の保存・活用・整備に関する基本的な考え方について協議し、この史跡備後国府跡保存活用計画を策定いたしました。

今後は、本計画に基づいて、さらに調査・研究を継続しつつ、行政・市民・企業・地域が連携しながら、共に国府跡の整備・活用の議論をひろげ、整備・活用の具体化をはかりながら、地域に根ざす歴史や伝統の記憶として、また、まちづくりの重要な地域資源と捉えて活用をはかってまいりたいと考えています。

最後になりましたが、本計画策定にあたってご指導を賜りました文化庁、広島県教育委員会、並びに保存活用計画策定委員の皆様、備後国府跡の調査から保存に深いご理解とご協力をいただいております地元関係者の皆さまに対し、厚く御礼申し上げます。

平成 31 年 3 月

府中市教育委員会
教育長 平谷 昭彦

例 言

- 1 本書は、府中市教育委員会が平成 29 年度(2017)～30 年度(2018)の 2 か年で実施した史跡備後国府跡保存活用計画の策定の取組をまとめた報告書である。
- 2 本計画の策定は、文化庁文化財部記念物課、広島県教育委員会文化課の指導・助言のもと、国庫補助事業（史跡等保存活用計画策定事業）として実施した。
- 3 本事業の実施にあたり、史跡備後国府跡保存活用計画策定委員会を設置し、事務局を府中市教育委員会総務課に置いた。
- 4 本事業は、計画策定支援業務を株式会社地域計画工房に委託して行った。
- 5 本書の編集は、史跡備後国府跡保存活用計画策定委員会において協議・検討した内容をもとに、事務局が行った。

目次

序 例言

第1章 計画策定の沿革・目的 -----	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	4
第3節 史跡の位置と計画策定の範囲	5
第4節 委員会の設置・経緯	6
1 委員会の設置	6
2 委員会開催の経緯	7
第5節 他の計画との関係	9
1 本計画の位置づけ	9
2 上位計画・関連計画	10
第6節 計画の実施	12
第2章 史跡を取り巻く環境 -----	13
第1節 府中市の概況	13
第2節 自然環境	15
1 地形・地質	15
2 気象	17
3 植生	18
第3節 歴史環境	22
1 府中市の歴史概況	22
2 府中市の文化財（指定・登録）	27
第4節 社会環境	31
1 人口	31
2 産業	32
3 社会教育施設	34
4 観光	35
5 都市計画	38
第3章 史跡の概要 -----	39
第1節 指定に至る調査成果	39
1 地理的環境	39
2 歴史的環境	39
第2節 指定に至る経緯	57
第3節 指定の状況	60
1 指定告示	60
2 指定説明文とその範囲	61
3 史跡を管理すべき団体の告示	63
4 指定地の状況	63

第4章 史跡の価値	71
第1節 備後国府跡の価値（本質的価値）	71
1 史跡指定地における文化財の価値（本質的価値）	71
2 備後国府跡の全体的な価値	72
第2節 新たな価値評価の視点	74
第3節 構成要素の特定	75
1 構成要素の特定の考え方	75
2 構成要素の特定	78
第5章 史跡の現状・課題	84
第1節 保存（保存管理）	84
1 保存（保存管理）の現状	84
2 保存（保存管理）の課題	85
第2節 活用	87
1 活用の現状	87
2 活用の課題	88
第3節 整備	90
1 整備の現状	90
2 整備の課題	90
第4節 運営・体制の整備	92
1 運営・体制の現状	92
2 運営・体制の課題	92
第6章 史跡の保存・活用の理念と基本方針	93
第1節 史跡の保存・活用の理念	93
第2節 取組の基本方針	94
1 保存（保存管理）の基本方針	94
2 活用の基本方針	94
3 整備の基本方針	95
4 運営・体制の整備の基本方針	95
第7章 史跡の保存（保存管理）	97
第1節 保存（保存管理）の方向性	97
1 ゾーン区分	97
2 文化財の保存（保存管理）の方向性	101
第2節 保存（保存管理）の方法	103
1 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針と取扱基準 （史跡指定地）	103
2 史跡周辺（市街地）における文化財の保存や景観の形成の検討	111
3 史跡の保存に関わる法的・行政的措置及び調査	112

第8章 史跡の活用	113
第1節 活用の方向性	113
第2節 活用の方法	113
1 史跡の整備と連動させた活用	113
2 分野別の史跡の活用	113
第9章 史跡の整備	115
第1節 整備の方向性	115
第2節 整備の方法	115
1 主として史跡の保存のための整備	115
2 主として史跡の活用のための整備	116
第10章 運営・体制の整備	119
第1節 運営・体制の整備の方向性	119
第2節 運営・体制の整備の方法	119
第11章 施策の実施計画の策定・実施	121
第1節 実施計画の策定	121
1 実施計画の計画期間	121
2 実施計画の具体化に向けた取組	122
第2節 施策・事業の実施への対応	126
1 計画の実施と評価・改善	126
2 文化財保護法（改正）を踏まえた施策・事業の展開の検討	127
第12章 経過観察	128
第1節 経過観察の方向性	128
第2節 経過観察の方法	128
1 現状把握及び施策・事業の実施の状況の確認	129
2 実施した施策・事業の妥当性・効果の確認	131
3 保存・活用の基本理念への寄与と課題の把握	133
資料編 文化財保護法及び関連法令	134

表紙挿図：備後国府の想像図（画：早川和子）

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

府中市の名称は、奈良・平安時代にこの地に備後国府が置かれたことに由来しており、備後国府跡は、本市のルーツ、原点ともいえる重要な遺跡である。

備後国府については、10世紀に成立した『倭名類聚抄』に、「国府在葦田郡」と記述されていたことなどから、府中市街地に所在していたと推定され、1980年代以降、広島県教育委員会（以下、一部を除き「県教委」という。）や府中市教育委員会を事業主体として、範囲確認や開発事業対応を目的とする発掘調査を実施してきた。

その結果、市街地北部の広谷町から出口町にかけての東西約3km、南北約1kmの範囲内に、奈良・平安時代の遺跡が分布することが判明した。とりわけ元町を中心とする約1km四方の範囲には、大型建物群の跡が確認され、備後国内で突出した質と量の国産施釉陶器や初期貿易陶磁器が出土したツジ地区、石積基壇や中島を持つ苑池遺構などが確認された金龍寺東地区が位置する。加えてこの範囲では、国府との関係が推定される区画溝や倉庫建物跡などの遺構、及び文書行政に関わる硯、役人の存在を示す腰帯具、唐三彩・奈良三彩・緑釉陶器などの高級な施釉陶器や銅鏡、国府・国司に関わる墨書土器などが出土している。

このように、備後国府が府中市街地に所在していたことが確実であると判断でき、古代国家の地方支配の実態を知る上で極めて重要な知見が得られたことから、平成28年(2016)10月3日、ツジ地区と金龍寺東地区の2地区が史跡に指定された。

この史跡を確実に保存し、有効に活用するためには、その基本となる指針等を明らかにする計画の策定が必要である。

また、ツジ地区と金龍寺東地区の間や近隣においては、奈良時代の瓦が出土した砂山地区、区画溝が確認され、その上部から多量の須恵器蓋や墨書土器が出土したドウジョウ地区、平安時代の区画溝が確認された大マエ地区、堀のような機能を持った溝や掘立柱建物などが確認されたホリノ河内地区、飛鳥～平安時代の寺院跡が遺存する伝吉田寺地区などがあり、ツジ地区と金龍寺東地区と合わせ、この一帯は備後国府中心部であったと考えられる。さらに、その南の鳥居地区では、古代山陽道の北側の側溝や国府の中心に向かう道の分岐点を確認され、鳥居地区の西側では古代山陽道の両側の側溝が確認され、古代山陽道と国府の関係が解明されつつある。

こうした史跡周辺の区域についても、史跡指定地と関連づけて地下遺構などの保存・活用の指針等を明らかにすることが求められる。

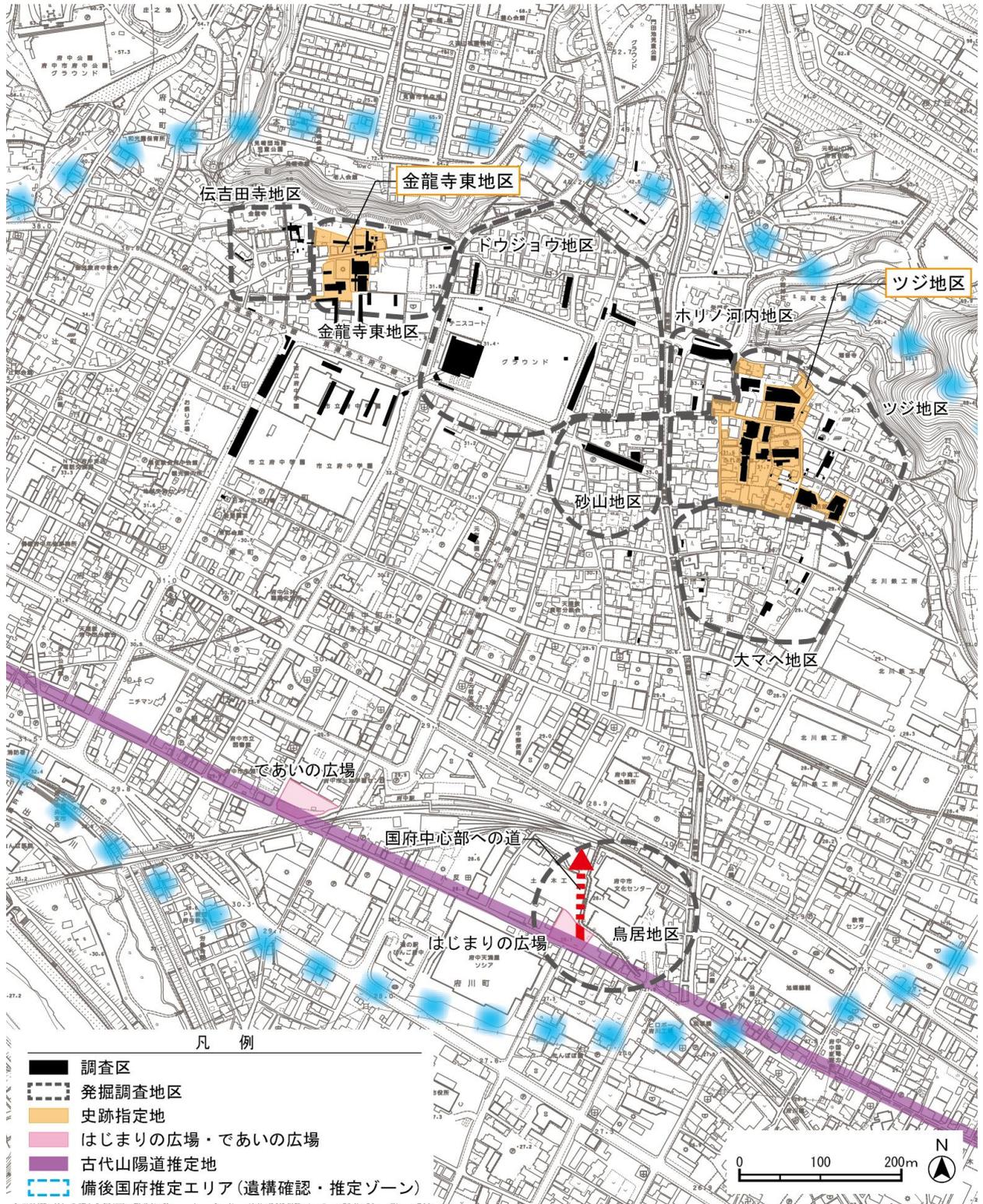


図 1-1 史跡備後国府跡の位置と関連地区

国府の構成など

●国府（こくふ）

約 1300 年前、全国を統治するために国（今でいう県）ごとに置かれた役所、及び国の政治的な中心があった場所。都から派遣された国司が政治を行い、奈良時代から平安時代の約 500 年の間、地域の政治・経済・文化の中心地となっていた。

国府の中には、国庁（下記を参照）があり、それ以外にも税の徴収、戸籍の管理、都に送る貢物の収納（倉）のためのもの、国司にあてがわれた官舎である館（下記を参照）、その他国府の役所施設である曹司、工房、厨房など様々な部署が存在していた。このように国庁やその周辺に形成された中核部分（多くの政務を司っていた機関のあった区域）を、本計画では国府中心部という。

※国衙（こくが）：政務を司っていた機関の総称を国衙というが、国衙の中に館を含めるのかどうかなど、定義が定まっていないことから、本計画では前記のように「国府中心部」を使用する。

●国庁（こくちょう）

国府の中の中心的な役所、今でいう県庁のようなもの。国庁（政庁）は、政務全般を統括し、中庭で儀式を行っていた。区画された敷地を指すときは「国庁院」ともいう。

●館（たち）

都から派遣されてくる国司にはそれぞれ位と役割があつて、上から長官である「守」、長官を補佐する「介」、記録や文書の審査・作成を行う「掾」・「目」などがある。国庁周辺には、「守館」や「介館」のように、それぞれに官舎があてがわれていた。

●備後国府と国庁の存在していた場所

これまでの発掘調査から、元町を中心とした府中市街地北半に所在したと考えられ、「備後国府跡」として国の史跡に指定されている。

備後国府の中心建物である国庁はまだ見つかっていないが、元町周辺にあったと推測されている。

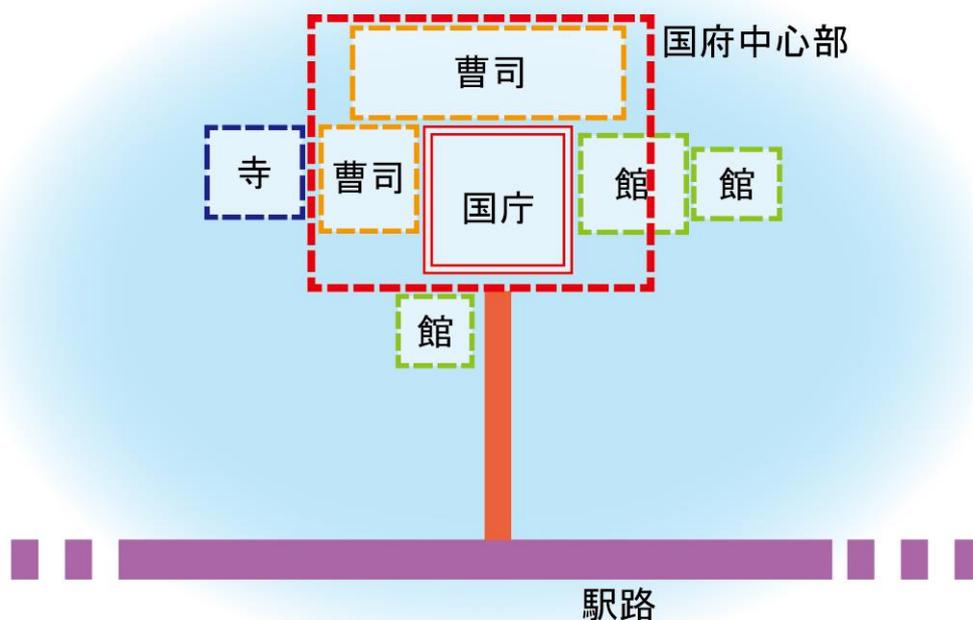


図 1-2 国府の構成模式図

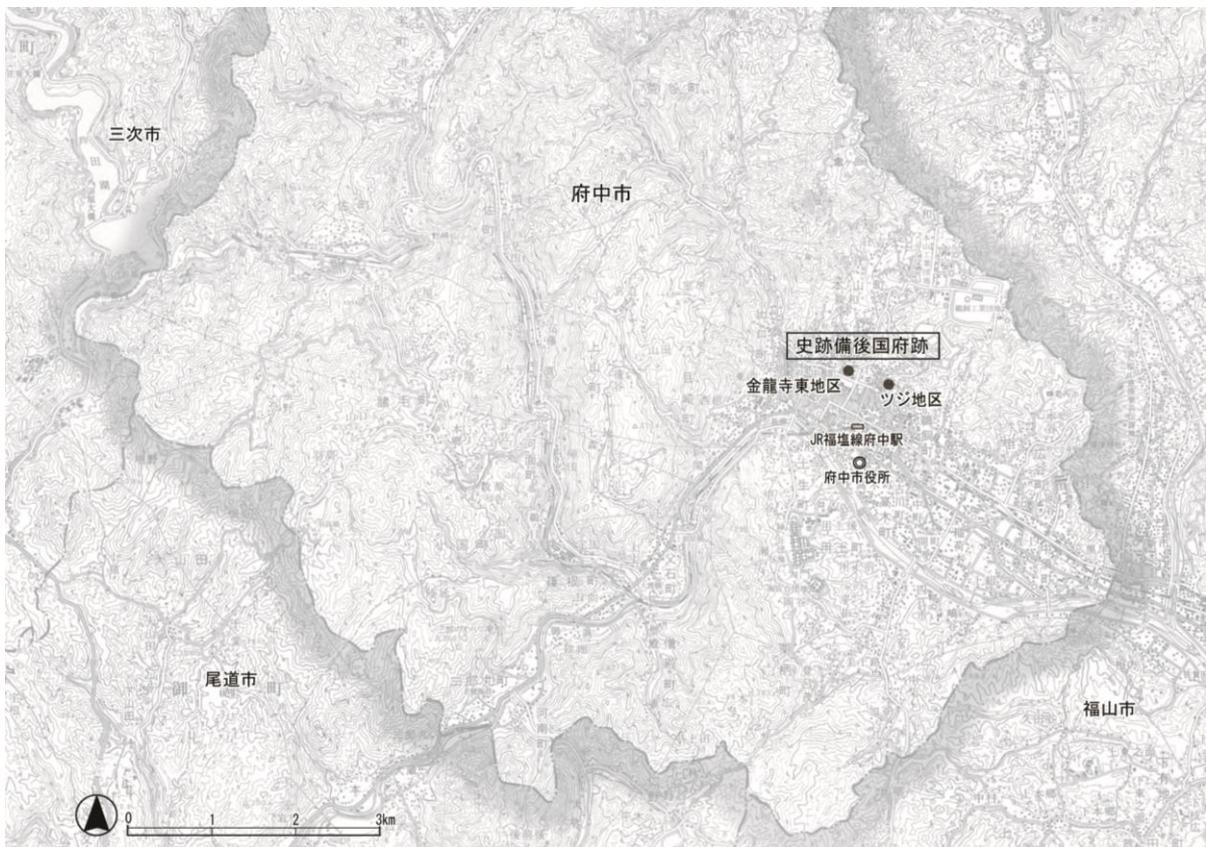
第2節 計画の目的

本計画の目的は、史跡備後国府跡を将来にわたって確実に保存し、有効かつ適切に活用していくことにあり、そのための最も基本となる計画である。

こうしたことから本計画は、当該史跡の現状や本質的価値、現状の課題を明らかにし、それらを踏まえた望ましい将来像(大綱)を描き出すとともに、その実現に向けた保存、活用、整備及び運営・体制等のあり方や内容を明示するものである。



府中市の位置



府中市の市街地と史跡備後国府跡

図 1-3 府中市及び備後国府跡などの位置

第3節 史跡の位置と計画策定の範囲

本計画の中心的な対象は史跡指定地（指定面積 19,488.36 m²、うちツジ地区 14,128.40 m²、金龍寺東地区 5,359.96 m²）である。

また、次の区域も本計画の対象となる主たる範囲とする。

○史跡との一体的に保存・活用、追加指定を目指す区域：史跡指定地の隣接地の一部で、史跡指定を目指した区域

○追加指定を検討する区域：史跡指定地周辺の市街地の一部（上記の隣接地の一部を除く）で、備後国府に関わる遺構等が確認された区域

○史跡との景観的な調和や関連づけた歴史的資源の保存・活用などが望まれる区域：国府の中心部があったと推定される区域（備後国府中心部）及びその周辺。ただし、明確な範囲は設けないこととし、今後、具体的な取組（景観形成、周遊コースづくりなど）を展開する中で柔軟に範囲が検討できるようにしておく。

さらに、計画の策定においては、上記の範囲以外（その他の区域→上記の区域と合わせて市域全体）における関連する文化財、文化施設なども考慮する（調査・検討の対象）。

つまり、本計画は史跡指定地の保存・活用はもとより、国府の中心部があったと推定される区域及びその周辺における文化財や歴史的資源の保存、景観的な調和、並びに市域レベルを含めて当該史跡との一体的またはネットワーク的な地域資源の活用を目指すものである。

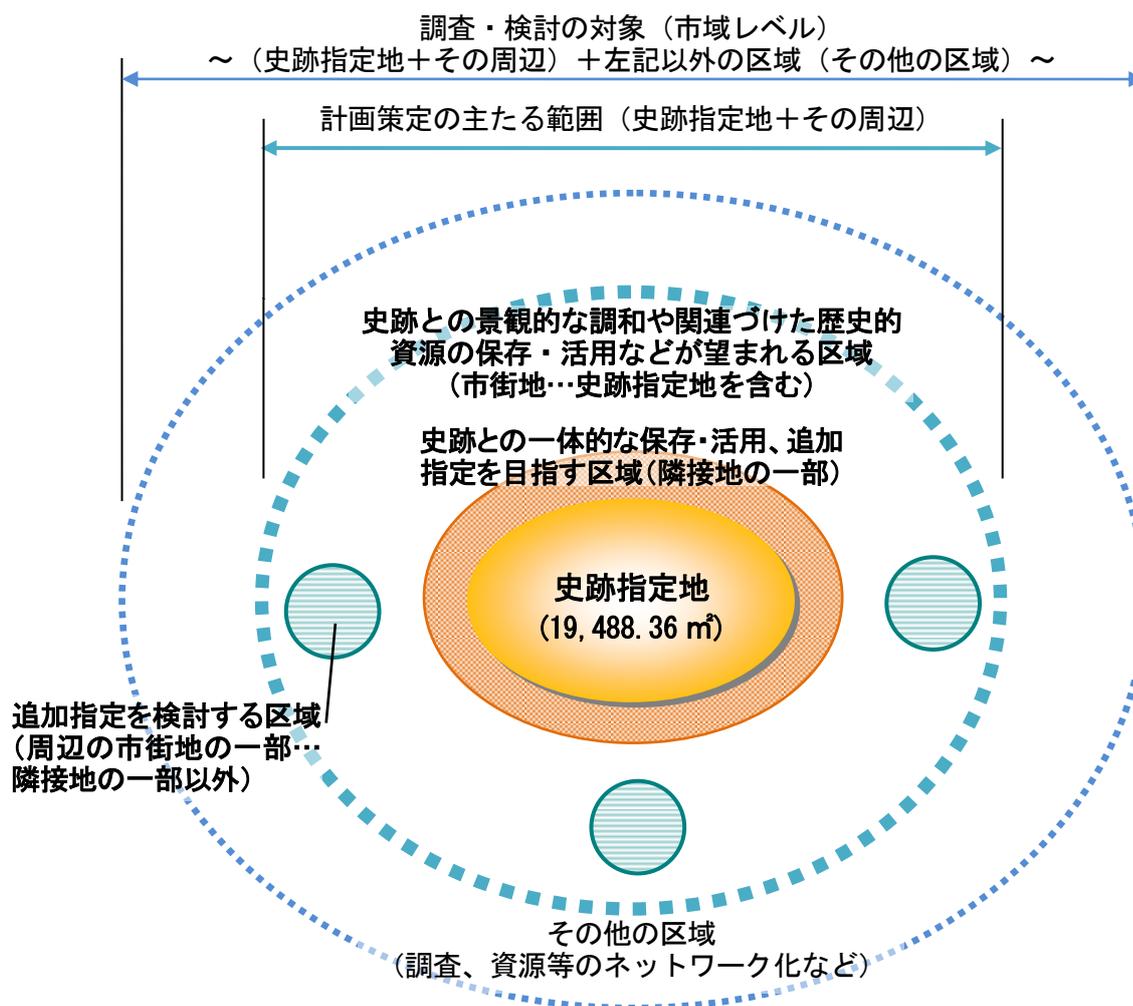


図 1-4 計画策定の範囲の考え方

第4節 委員会の設置・経緯

1 委員会の設置

本計画を策定するにあたっては、歴史学、考古学、建築学、遺跡整備・造園学の学識経験者及び地元代表によって構成する「史跡備後国府跡保存活用計画策定委員会」（以下、本文中では「策定委員会」という。）を設置し、そこでの協議・意見を踏まえるとともに、文化庁及び県教委の指導・助言を得ながら、平成29年度(2017)、平成30年度(2018)の2か年で策定した。

なお、策定委員会は、「史跡備後国府跡保存活用計画策定委員会設置要綱」に基づき設置する。

史跡備後国府跡保存活用計画策定委員会 名簿

【委員】

(敬称略・順不同)

	名前	所属	分野等
1	西別府 元日	広島大学名誉教授	歴史学(古代史) 本策定委員会・委員長
2	佐藤 昭嗣	元岡山商科大学教授	考古学 本策定委員会・副委員長
3	松下 正司	比治山大学名誉教授	考古学
4	三浦 正幸	広島大学名誉教授	建築学
5	坂井 秀弥	奈良大学教授	考古学
6	大橋 泰夫	島根大学教授	考古学
7	内田 和伸	奈良文化財研究所文化遺産部 遺跡整備研究室長	遺跡整備・造園学
8	藤田 文夫	地元自治会長(元町西町内会)	地元代表
9	永久 利夫	地元自治会長(元町東町内会)	地元代表
10	門田 亨	府中市文化財保護審議委員会委員長	天然記念物

※任期：平成29年(2017)11月1日～平成31年(2019)3月31日

【オブザーバー(指導・助言)】

浅野 啓介 文化庁文化財部記念物課史跡部門文化財調査官
 沖 憲明 広島県教育委員会事務局管理部文化財課指導主事
 中山 愉希江 広島県教育委員会事務局管理部文化財課指導主事

【府中市教育委員会(事務局)・府中市(関係課)】

<事務局>

平谷 昭彦 府中市教育委員会教育長
 栗根 誠司 府中市教育委員会教育部長(～平成30年(2018)1月31日)
 石川 裕洋 府中市教育委員会教育部長(平成30年(2018)2月1日～)
 大和 庄二郎 府中市教育委員会教育部総務課長
 道田 賢志 府中市教育委員会教育部総務課文化財係長
 磯久 容子 府中市教育委員会教育部総務課文化財係主任
 石口 和男 府中市教育委員会教育部総務課文化財係主任主事

<関係課>

能島 克則 府中市建設産業部まちづくり課都市計画係長
 近藤 和成 府中市建設産業部産業振興課商工観光係長
 日野 雄蔵 府中市建設産業部上水下水道課上水工務係長

2 委員会開催の経緯

策定委員会は、平成 29 年度(2017)に 2 回、平成 30 年度(2018)に 3 回、合計 5 回開催した。

【第 1 回策定委員会】

日時：平成 29 年(2017)11 月 17 日（金） 13：30～16：40

会場：府中市教育委員会 第 1 会議室

※策定委員会の開催前（午前中）に現地視察を行った。

<協議事項等>

- 委員長・副委員長の選出
- 保存活用計画について
- 保存活用計画の概要と構成（目次案）
- 保存活用計画の素案について
 - ・第 1 章 計画策定の沿革・目的
 - ・第 2 章 史跡の概要
 - ・第 3 章 史跡の本質的価値
- その他

第 1 回策定委員会（上は現地視察）



【第 2 回策定委員会】

日時：平成 30 年(2018) 2 月 23 日（金）、13：30～16：40

会場：府中市教育委員会 第 1 会議室

<協議事項等>

- 第 1 章～第 3 章（前回資料）の修正、及び（新）第 2 章について
- 第 5 章～第 9 章について
- その他

第 2 回策定委員会



【第 3 回策定委員会】

日時：平成 30 年(2018) 6 月 22 日（金）、13:10～16:20

会場：府中市教育委員会 第 1 会議室

<協議事項等>

- 第 1 章～第 9 章（前回資料）の修正について
- 第 10 章～第 12 章について
- その他

第 3 回策定委員会



【第4回策定委員会】

日時：平成30年(2018)8月20日(月)、13:05～15:30

会場：府中市生涯学習センター 第1研修室

<協議事項等>

- 計画第1章～第9章(素案)について
- 計画第10章～第12章(素案：たたき台)について
- その他



第4回策定委員会

【第5回策定委員会】

日時：平成30年(2018)11月22日(木)、13:30～15:50

会場：府中市教育委員会 第1会議室

<協議事項等>

- 計画章(素案)について
- その他



第5回策定委員会

第5節 他の計画との関係

1 本計画の位置づけ

本計画は、府中市の最上位計画である「第4次府中市総合計画」及び教育分野の上位計画である「府中学びプラン（府中市教育推進計画）」に即するとともに、関連計画との調整・整合を図りながら策定した。

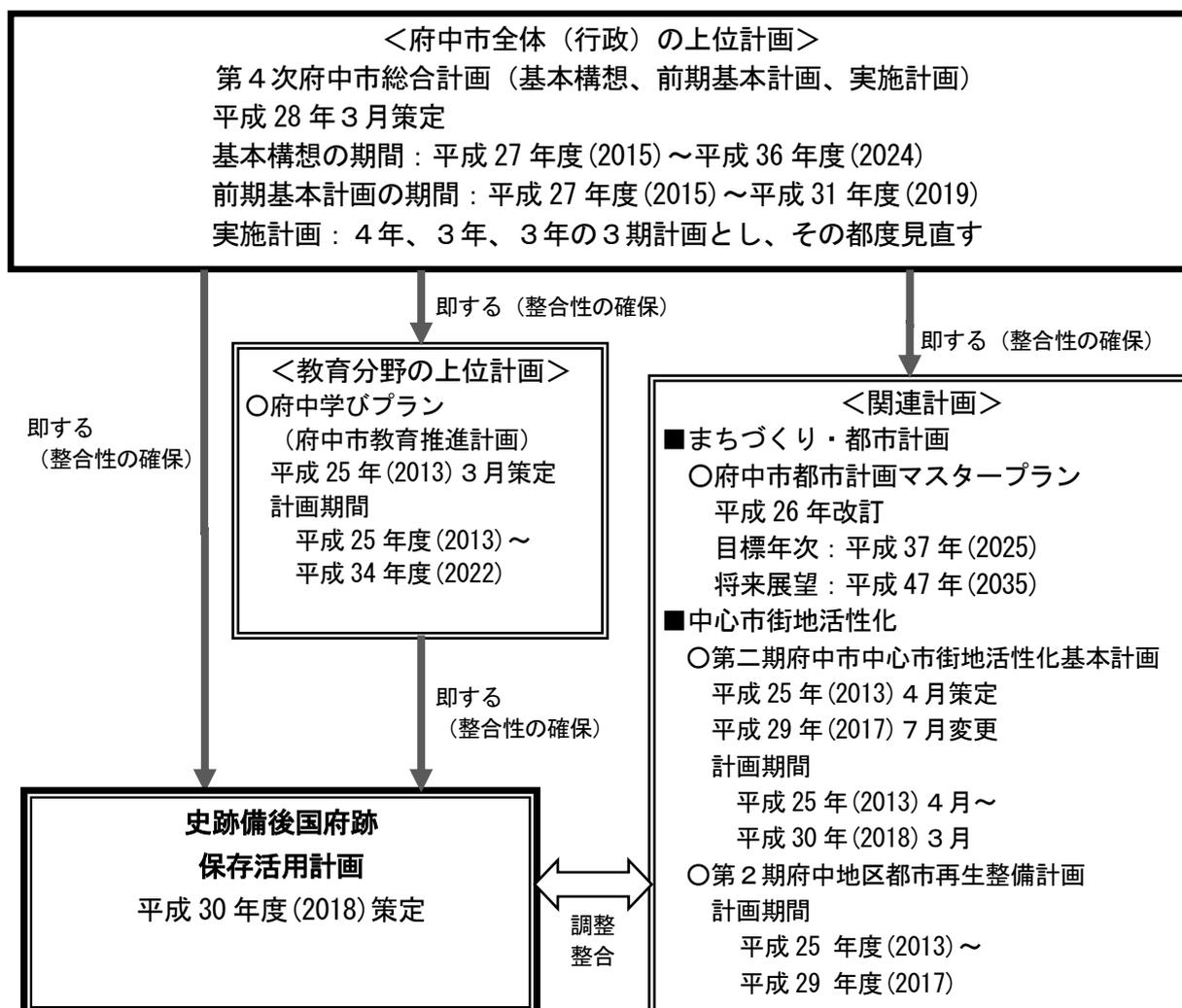


図1-5 上位計画・関連計画と本計画との関係

2 上位計画・関連計画

(1) 上位計画

① 第4次府中市総合計画（基本構想、前期基本計画、実施計画）

府中市の行政全体の最上位計画である第4次府中市総合計画を、平成28年(2016)3月に策定している。

基本構想は平成27年度(2015)を初年度とし、平成36年度(2024)を目標年度とする10か年計画、基本計画は平成27年度(2015)を初年度とし、平成31年度(2019)までの5か年を目標年度とする前期計画と平成32年度(2020)から平成36年度(2024)までの5か年を目標とする後期計画としている。

この計画では、目指す将来都市像として「笑顔で豊かな暮らしができる府中市～支えあいみんなで作る府中愛～」とし、6つのまちづくりの基本目標（都市基盤づくり、生活環境づくり、地域資源を活用したまちづくり、健康地域づくり、教育・スポーツ・文化のまちづくり、市民協働のまちづくり）を掲げ、施策を設定している。

このうち備後国府跡及び文化財に関わる基本目標と関係する目指す姿、施策の柱を整理すると次のようになる。

□地域資源を活用したまちづくり

- 自然資源・歴史資源にもものづくり産業を新たな観光資源として加え、府中市の魅力を一体的に情報発信するとともに、自然、歴史、産業を活かした魅力ある観光地づくりに向けた取組を進めます。

・施策の柱：地域資源を活かした観光産業の振興

□教育・スポーツ・文化のまちづくり

- 備後国府の地、石州街道の宿場町として発展してきた府中市の歴史・文化・伝統を保存・継承します。

・施策の柱：豊かな文化を育むまちづくり

□市民協働のまちづくり（史跡の保存・活用に関する事項）

- 市民相互の連携に支えられた市民活動の活性化を図るため、コミュニティの育成を支援します。

- 多様な価値観をもつ市民が目的に応じてボランティア活動やNPO活動などの輪を広げていくため、各種情報の提供や活動の場となる施設の提供など、自主的な活動を促進するための環境整備や支援に努めます。

・施策の柱：市民参加のまちづくり

交流のまちづくり

実施計画は、基本計画で掲げた各施策を効果的に実施するため、財源の裏づけのもとに策定している。

② 府中学びプラン（府中市教育推進計画）

府中市では、「未来へはばたく人づくり 生涯にわたって学びあえるまち府中」をテーマとして、教育委員会が所管する事項の全般にわたって、「まちづくり」との関連も考慮した、今後10年間（平成25年度～34年度）を見通した教育の振興のための施策に関する基本的な計画である府中市教育推進計画「府中学びプラン」を、平成25年(2013)3月に策定している。

「府中学びプラン」では、教育・文化等全般にわたって、その方向性を示すため、4

本の政策の柱（学校教育、芸術・文化、生涯学習、教育支援）を設定している。

このうち備後国府跡及び文化財に直接的に関わる柱は「芸術・文化」であり、関係する内容を整理すると次のようになる。

□政策の柱Ⅱ 伝統と文化を継承し、未来を拓く、きらめく人材の養成

基本方針1 郷土の歴史を学び、伝統と文化を継承

重点目標(1) 備後国府を活かしたまちづくりのための整備と活用

○備後国府跡保存(史跡公園)整備事業

○(仮称)文化財センター整備事業

・備後国府跡を中心とした埋蔵文化財の調査研究、保存管理、公開活用など総合的な機能を有した拠点施設の整備を行う。

○府中市歴史民俗資料館改修事業

・歴史的遺産の集中する出口町・府中町地区へ府中市歴史民俗資料館を移設し、「歴史・文化拠点ゾーン(仮称)」として一体的に公開・活用を図る。

(2) 関連計画

① 府中市都市計画マスタープラン

府中市都市計画マスタープランは、上位計画である広島県の整備、開発及び保全の方針や第3次府中市長期総合計画（府中みんなの未来づくり計画）などの内容を受けて、府中市のまちづくりについての「基本的な考え方」を示したものである。現行の計画は平成26年に改訂し、目標年次を平成37年(2025)、将来展望を平成47年(2035)としている。

なお、当初計画は平成9年(1997)、第1回見直し(改訂)は平成15年(2003)であり、現行計画は第2回の見直しである。

この計画では、本格的な人口減少・少子高齢化の中で、今後も人々が豊かに暮らせる都市であるために、「中心市街地と集落市街地がつながり、周辺の都市とも結びつくネットワーク型のコンパクトシティ」を新たな集約型の将来都市構造として掲げている。主要都市とのつながりの中で都市機能を補完しながら、主要な生活支援機能については中心市街地に集約していき、居住地については現在の広がりを持し、地域のコミュニティを育み、住み続けられるような都市構造を目指していくこととしている。

また、目指す都市像を「魅力がぐっとつながったコンパクトシティ」とし、その実現に向けて、5つの都市づくりの目標を設定している。

目標1 既存インフラを活用し、効率的な都市基盤整備を進めていきます

目標2 府中市全体の生活を支える生活中心街を形成していきます

目標3 住み続けられる集落市街地を形成していきます

目標4 ものづくり活気があふれる市街地を形成していきます

目標5 都市基盤が整ったみどり豊かな基本市街地を形成していきます

こうした都市像や目標のもとに、都市整備の方針や地域別構想などを明らかにしている。

② 第二期府中市中心市街地活性化基本計画…計画完了

府中市では、平成19年(2007)5月に内閣総理大臣から「府中市中心市街地活性化基本計画」(第一期)の認定を受け、「府中学園の開校」「恋しきの保存・再生」などの事業

を実施した。さらに、第1期の成果を活かした中心市街地の活性化を図るため、第2期目の基本計画を策定し、平成25年(2013)3月29日に内閣総理大臣認定を受けている(最終変更：平成29年(2017)7月28日)。なお、第2期の計画期間は、平成25年(2013)4月から平成30年(2018)3月である。

第2期の計画では、戦略を「民間事業者、市行政が民間事業者、市行政が連携した中心市街地の活性化(点から線への整備)」、目標を「魅力と活ある地域の形成」としている。

この計画に位置づけている備後国府跡に関連する事業として、古代山陽道から国府への分岐点と考えられる区域における「はじまりの広場整備事業」(鳥居地区：下記の「第2期府中地区都市再生整備計画」を参照)があり、整備が完了している。また、「道の駅びんご府中」や公衆トイレ、道路などの整備を行うとともに、まちなかに生活支援施設の集積や賑わいを創出することを目的として、事業者を支援する「まちなか活性化支援制度」を創設している。

③ 第2期府中地区都市再生整備計画(事業)…計画完了

都市再生整備計画事業は、国の社会資本整備総合交付金に位置づけられた事業である。これは地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、都市の再生を効率的に推進することで、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的としている。なお、中心市街地活性化に関連する地区においては、提案事業への国の支援の拡充が図られ、主たる提案事業が認定中心市街地活性化基本計画に位置づけられていることとされている。

府中市では、平成16年度(2004)から平成20年度(2008)まで「都市再生整備計画事業」を活用し、道路、地域交流センター、小中一体型校舎等の整備を行った。

さらに、平成25年度(2013)から平成29年度(2017)までを第2期として、道路、地域交流センター、府中市民病院等の整備に取り組んでおり、この事業で「はじまりの広場」などを整備している。

第6節 計画の実施

本計画は、平成31年度(2019)から実施することとする。

計画の目標年次や期間は設定しないが、「第10章 施策の実施計画の策定・実施」において、主要な施策・事業を取り上げ、基本的なプログラム(短期、中長期など)を設定する。

また今後、当該史跡に関わる新たな発見があった場合、取り巻く状況が大きく変化した場合などには、本計画の見直しに柔軟に対応する。その際、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)の考え方を取り入れるなどして、実効性のある見直しにつながるよう努める。

第2章 史跡を取り巻く環境

第1節 府中市の概況

府中市は、広島県の東部に位置し、東は福山市及び神石高原町、西は三次市及び世羅町、南は尾道市、北は庄原市と市境を共有する。

交通条件をみると、市域内を国道432号、同486号等が通り、JR福塩線が福山市と三次市方面をつなぐ。

備後国府跡は、市域の南東側の元町に位置する。元町には県道木野山府中線や同金丸府中線などが通る。備後国府跡までの直線距離は、JR府中駅からツジ地区が約600m、金龍寺地区が約730mとなる。



図2-1 府中市の位置

次に、同じ芦田川水系で古代山陽道の通る福山市まで広げて、府中市の立地性をみると、備後国府跡（中心市街地）から福山市との境界までは約3kmと近く、瀬戸内海までは直線距離でおよそ20kmとなる。

また、関連する主要な文化財をみると、備後国府跡の東側約3km（直線距離）の福山市新市町には備後一宮（吉備津神社）、さらに東側の同・神辺町には備後国分寺が位置し、これらをつなぐように古代山陽道が通っている。



図 2-2 史跡備後国府跡等の位置

第2節 自然環境

1 地形・地質

(1) 地形

府中市内には、北部の竜王山（768m）、中央部の岳山（738m）をはじめとした400～700mに及ぶ山々が起伏し、中央部から南部にかけては瀬戸内海に注ぐ芦田川水系本流及びその支流、北部には日本海に注ぐ江の川水系上下川が流れ、陰陽の分水界を形成している。

備後国府跡及びその周辺は、本市における芦田川下流部の平野に位置し、標高は最も低いランク（100m以下）となる。

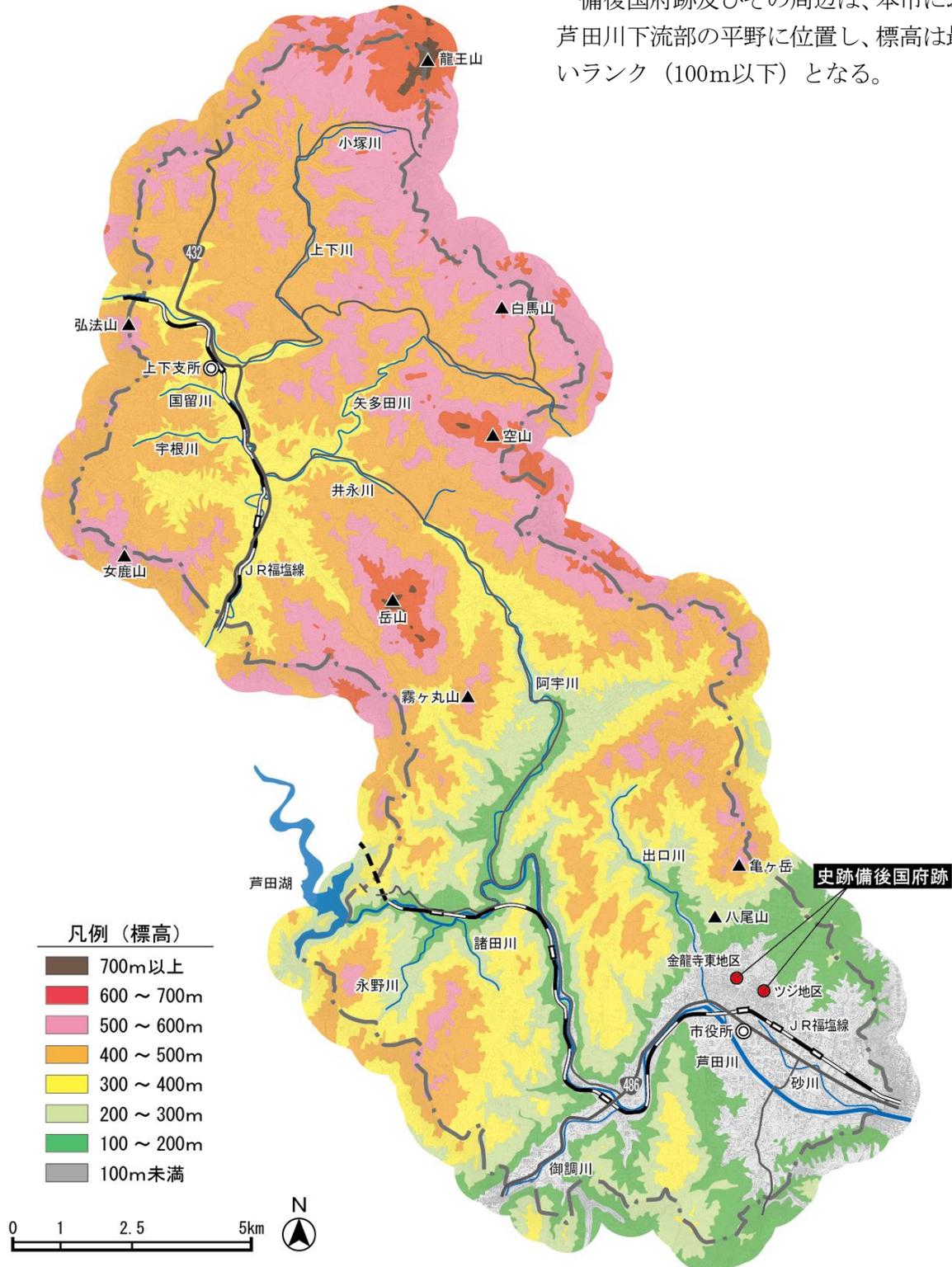
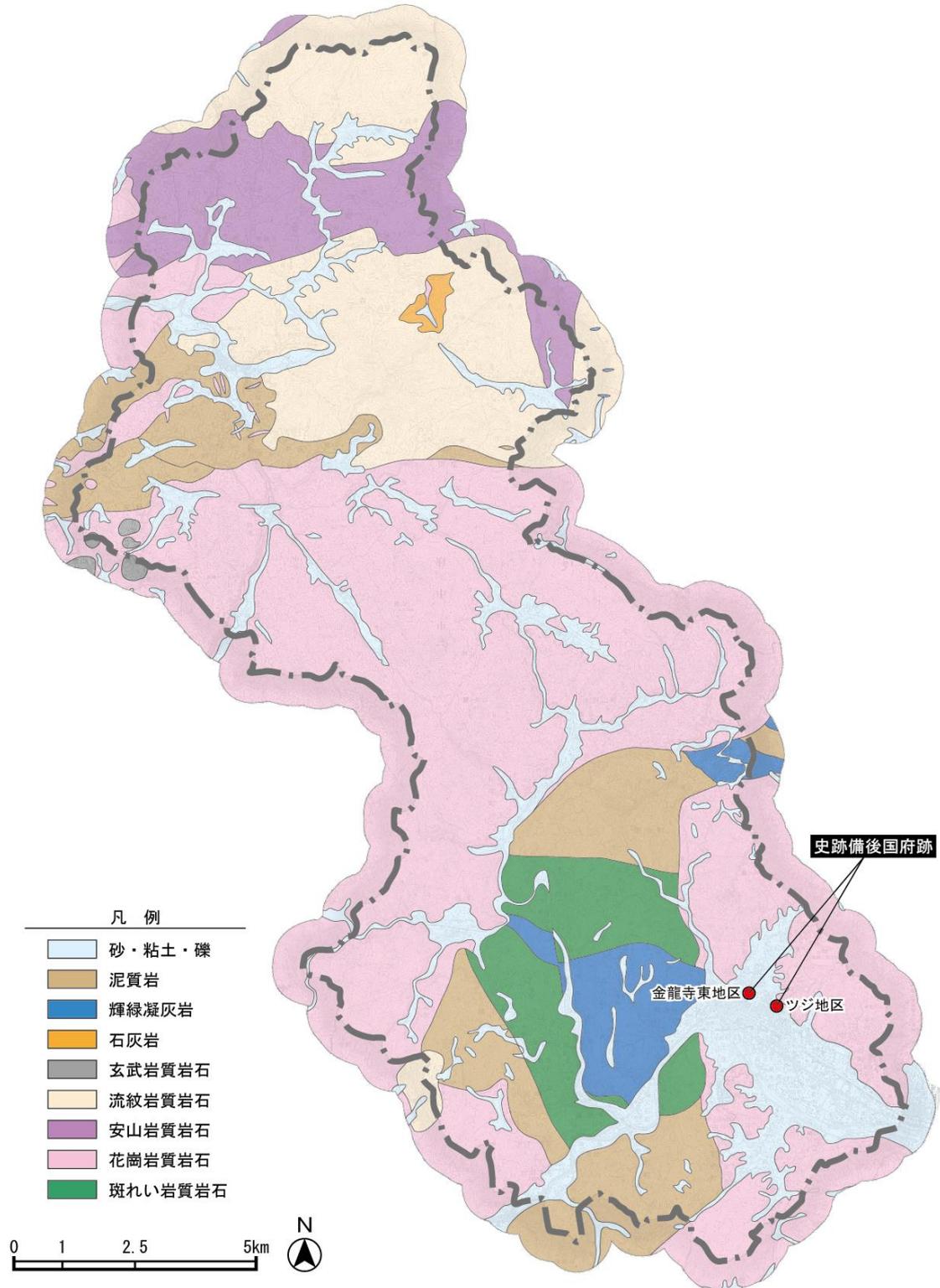


図2-3 府中市の地形

(2) 地質

府中市の地質は、花崗岩質系岩石を中心に、南部では泥質岩、輝緑凝灰石、斑れい岩質岩石、北部では泥質岩、流紋岩質岩石、安山岩質岩石などが分布している。

また、備後国府跡のある平地部は、芦田川やその支流によって形成された平野の一部であり、礫・砂・粘土による沖積層となっている。



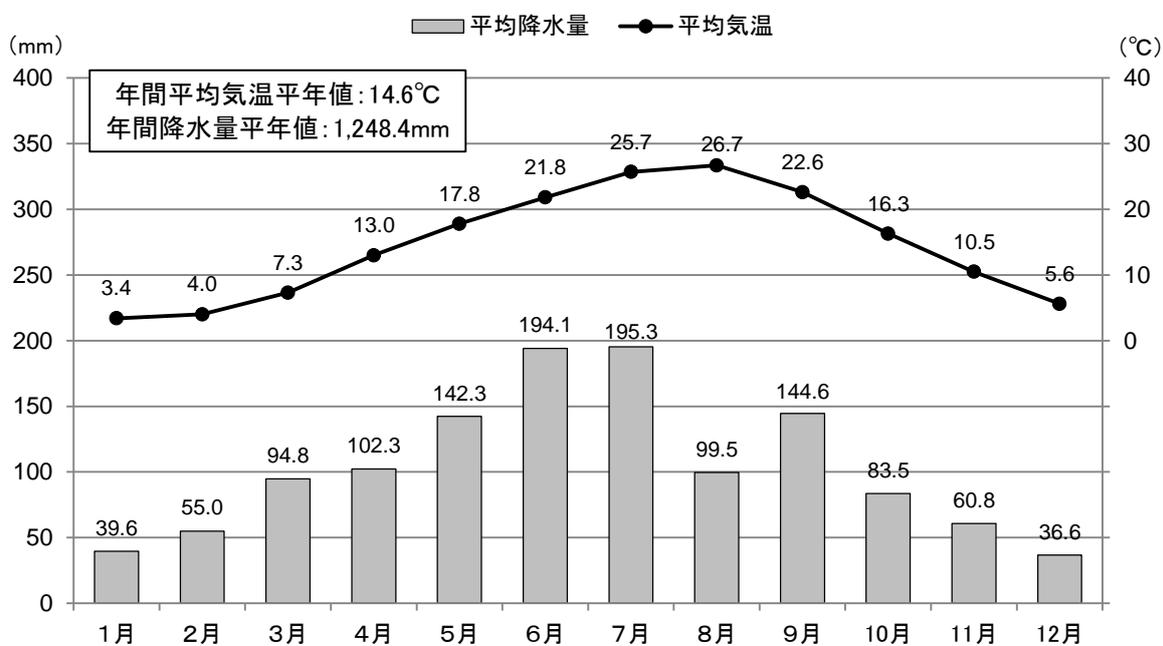
注) 国土調査による 1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「府中」広島県 (昭和 56 年)、「井原」広島県 (平成元年)、「上下」広島県 (平成 4 年) を使用し作成

図 2-4 地質

2 気象

府中市の平年値（昭和 55 年(1980)～平成 22 年(2010)）は、年間平均気温平年値が 14.6℃、年間降水量平年値が 1,248.4mm となっている。

5～7月の梅雨時期とその前後、9月の台風時に降水量が相対的に多いが、8月及び10月以降の秋・冬及び春期に降水量が少ないなど、瀬戸内海式気候の特徴を有している。



資料：気象庁データ（府中地域気象観測所）

図 2-5 月平均気温及び降水量（昭和 55 年（1980）～平成 22 年（2010））

3 植生

(1) 植生

府中市の植生は、「ヤブツバキクラス域代償植生」と「植林地・耕作地植生」が入り交じった状況にあり、ほぼ市域全体にわたって「ブナクラス域代償植生」が広がっているとともに、南部の一部では「ヤブツバキクラス域自然植生」がみられる。

備後国府跡及びその周辺の平地部は市街地であり、植生の区分では「その他」となっている。ただし、北東側の備後国総社・小野神社が位置する一帯は、「ヤブツバキクラス域代償植生」となっている。

※次頁の図を参照

■植生についての説明

※出典：環境省自然環境局生物多様センターHPより

○植生区分とクラス域

日本の植生は、自然植生の構成種の名をとって、高山帯域（高山草原とハイマツ帯）、コケモートウヒクラス域（亜高山針葉樹林域）、ブナクラス域（落葉広葉樹林域）、ヤブツバキクラス域（常緑広葉樹林域）の各クラス域に大別されている。

この「クラス域」とは、広域に分布し景観を特徴づけている自然植生によって植物社会学的に定義されたもので、主要なクラスの生育域のことを指している。

ブナクラス域

日本の落葉広葉樹林域は、群落体系上の最上級単位であるブナクラスの名をとり、ブナクラス域と呼ばれている。ブナクラス域は東北北部から北海道では低地からみられる。南にいくほど高度は上がり、中部日本で標高 1,500～1,600mから 600～700mの間に発達し、九州の霧島で 700mから 1,000mとなる。

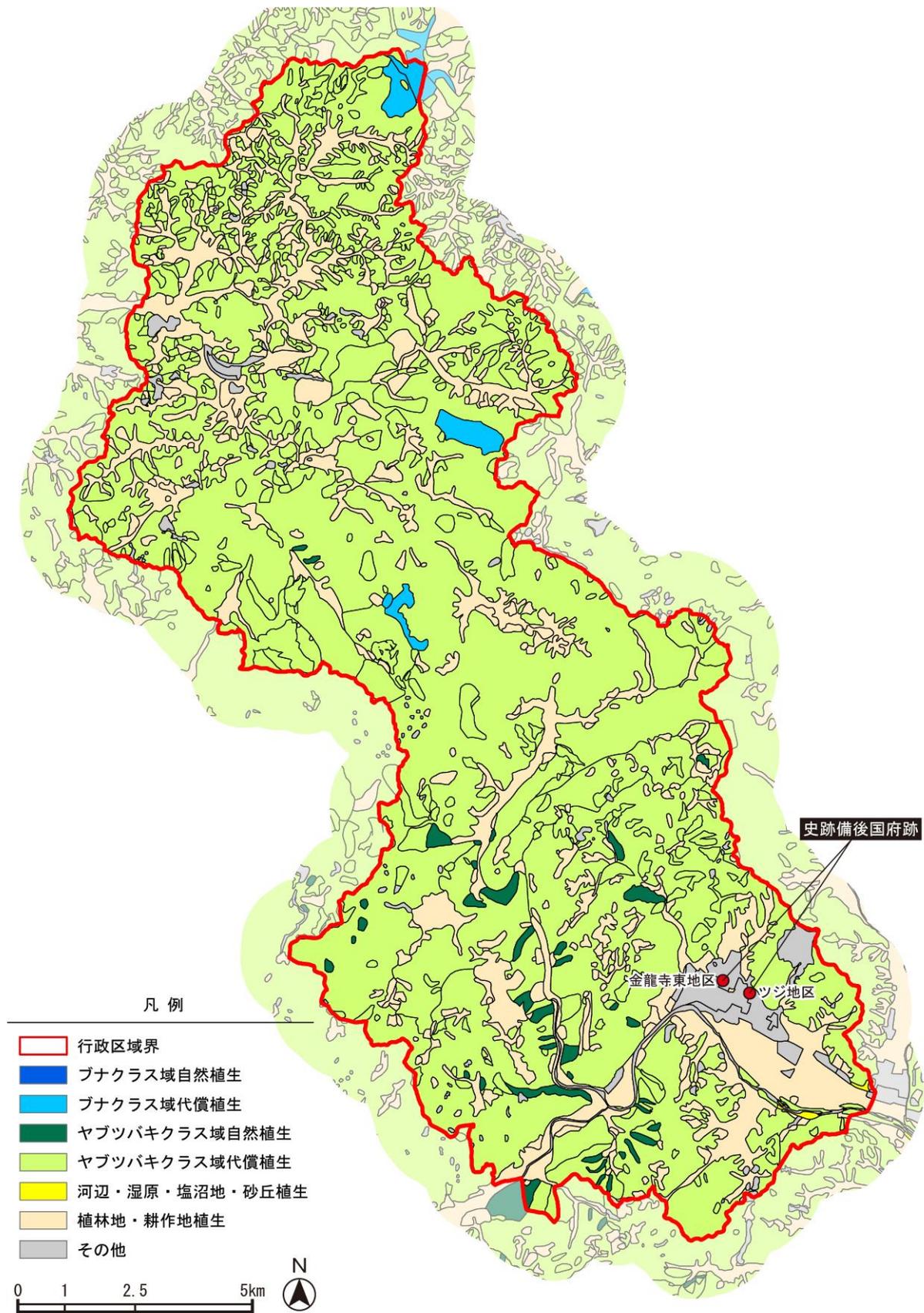
ヤブツバキクラス域

日本の常緑広葉樹林域は、体系上の最上級単位であるヤブツバキクラスの名をとって、ヤブツバキクラス域と呼ばれている。ヤブツバキクラス域は関東以西の標高 700～800m以下で発達し、北にいくほど高度を下げ、東北地方北部では海岸寄りに北上している。逆に南にいくほど高度は上がり、九州の霧島では 1,000mが上限となる。ヤブツバキクラス域は、本州、四国、九州までの地域と、常緑植物の豊富な奄美大島以南の琉球及び小笠原の亜熱帯域に大きく2分される。

○自然植生と代償植生

現存植生の多くは、本来その土地に生育していた自然植生（原生林など）が人間活動の影響によって置き換えられた代償植生（二次林など）であり、現存植生図の作成にあたっては、植生区分はこれらクラス域の植生について自然植生と代償植生とに区分されている。

さらに、河辺・湿原・塩沼地・砂丘などの環境条件の厳しい特殊な立地に生育する植生のように、クラス域を越えて分布する植生（主として自然草原）については、地形や地質的要因で持続する自然植生であるため、特殊立地の自然植生として独立して区分させている。



注) 環境省の生物多様性情報システム「1/5万現存植生図(昭和54年～平成10年整備)」から作成

図2-6 植生区分図

(2) 植生自然度

植生自然度とは、植生からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標である。

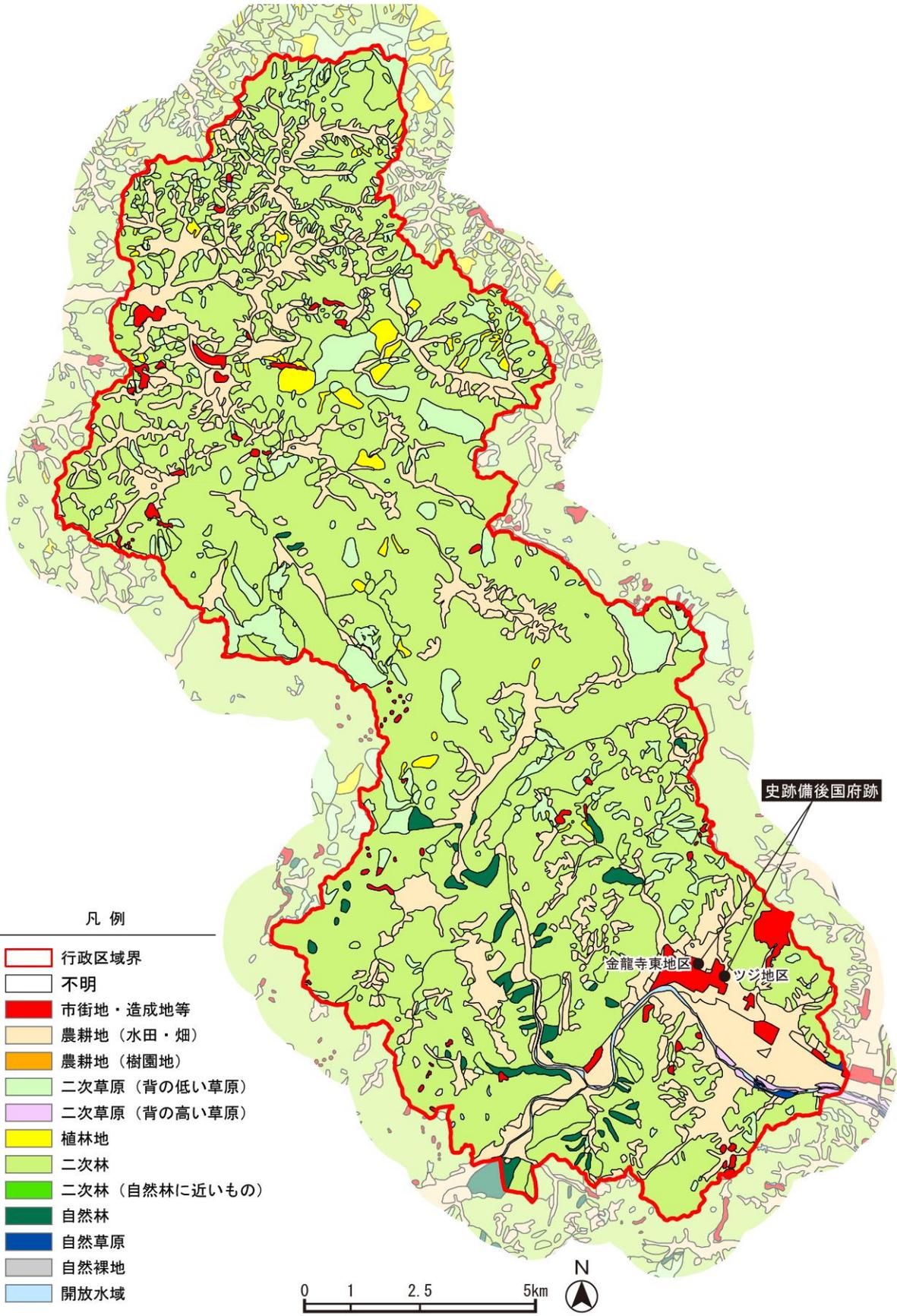
環境庁の「緑の国勢調査」では、下記の表のように10ランクに区分し、細かく格子状に区切った地区ごとの自然度を判定している。

備後国府跡及びその周辺の平地部は、「市街地・造成地等」と「農耕地」の接点となる区域である。

※次頁の図を参照

表 2-1 植生自然度の区分

植生自然度	区分基準
1	市街地・造成地等 ・市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区
2	農耕地（水田・畑）・緑の多い住宅地 ・畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
3	農耕地（樹園地） ・果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
4	二次草原（背の低い草原） ・シバ群落等の背丈の低い草原
5	二次草原（背の高い草原） ・ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
6	植林地 ・常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
7	二次林 ・クレーミズナラ群集、クスギーコナラ群落等、一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
8	二次林（自然に近いもの） ・ブナーミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
9	自然林 ・エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
10	自然草原 ・高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区



注) 環境省の生物多様性情報システム「1/5万現存植生図（昭和54年～平成10年整備）」から作成

図2-7 植生自然度

第3節 歴史環境

1 府中市の歴史概況

(1) 旧石器時代から縄文時代

府中市域において旧石器時代の遺跡は今のところ確認されていないが、近隣する福山市新市町の宮脇遺跡において細石器が出土している。府中市内で最も古い「人の営み」の痕跡は、行年遺跡（上下町階見）で縄文時代早期の押型文を有する土器が出土している。また、広島県北東部の石灰岩地帯の帝釈峡遺跡群と同様に、上下町小堀に上下屏風洞洞窟遺跡がある。試掘調査では縄文時代前期と後期の土器が出土し、当時の人々が自然の洞窟を住まいとしていた生活がうかがえる。

この他にも、市域において遺跡が目立ち始めるのは縄文時代後期からであり、上下町矢多田と阿字町の境に位置する扇原遺跡、栗柄町四日市遺跡、父石町法全坊遺跡などが挙げられ、備後国府跡が存在する市街地遺跡群においても縄文時代後期の土器が出土しているが、面的な集落跡として把握された事例は無い。



縄文土器：扇原遺跡（上下町矢多田）

(2) 弥生時代から古墳時代

市内では、縄文時代に比べて遺跡数はさらに増大し、特に弥生時代中期末以降、弥生時代終末～古墳時代初頭に急激に遺跡数が増加する。集落遺跡としての発掘調査例は少ないが、備後国府跡を含む市街地遺跡群内における各種発掘調査や下水道工事立会でかなりの量の土器が出土している。一方で、市街地を望む丘陵上においては、弥生時代中期から後期にかけての集落跡や、弥生時代後期から古墳時代始め頃の集団墓が多数確認されている。

府中市街地周辺では、地域を広範囲にわたって統括していたような大規模な前方後円墳や墳丘墓などは存在せず、ほとんどが小規模の墳墓や古墳として築かれている。府中市を含む備後地方南部では、古墳時代の前半期まで、「箱式石棺」と呼ばれる墓が盛んにつくられるという特徴的傾向が続く。市域の代表的な古墳の一つに元町の山の神古墳群があり、ムラの首長（地域のリーダー）とその家族が葬られた墓であることが明らかになっている。古墳時代後期以降において、芦田川流域の大きな平野を控える地域では、横穴式石室を主体とする群集墳が築かれはじめるが、市内の古墳のほとんどが単独の古墳となっており、前期以来の小首長墳の立地や、群集墳中の中心的系列の古墳の状況に近似する。



山の神第1号古墳（元町）

(3) 古代

7世紀になるとそれまで権威の象徴であった前方後円墳が全国的に造られなくなり、それに代わるように仏教寺院が建てられるようになる。この頃、奈良県の飛鳥地方が政治の中心となり、中国や朝鮮半島の制度を手本にして、天皇を中心とする体制づくりとして法制度や山陽道などの幹線道路等の整備とともに地方支配制度が確立された。

府中市を含む広島県東部地域から岡山県にかけては、7世紀後半に「吉備国」が成立し、7世紀末頃の国境画定策に伴い、吉備国は備前・備中・備後国に分割され、和銅6年(713)には備前国から美作国が分立した。『日本書紀』天武天皇2年(673)の条に、「備後の国司が亀石郡（現在の神石郡）で捕獲された白い雉を都に献上した」という記述がある。「備後」の国が、記録に現れる最初の事例となっている。

7世紀後半における府中市街地とその周辺における特徴的な終末期古墳の分布状況などから、この地域が急速に畿内系勢力や文化とのつながりを強くしていったことがうかがえる状況となる。さらに、7世紀末頃には、古代山陽道が敷設され、亀ヶ岳周辺に考古学的には未確認であるが古代山城の常城が築かれたとされ、さらに飛鳥地方の寺院「川原寺」や宮都「藤原宮」で葺かれた瓦に類似する藤原宮式軒瓦が葺かれていた伝吉田寺が創建されるなど、国家と密接に関係するような施設が計画・造営される。国家的な事情と在地の歴史的事情によって、府中市街地を含む葦田郡に備後国府が設定され、国分寺および国分尼寺についても葦田郡域ではなく安那郡に設置されたと考えられる。

備後国における古代山陽道には、道沿いに安那・品治・葦田・看度といった駅家とよばれる付帯施設が設置され、このうち葦田駅については諸説あるが、奈良時代の平城宮式軒瓦（国府系瓦）を用いた大型礎石建物が確認された前原遺跡（父石町）をこれと推定している。また、古代山陽道については、備後国府中心部の南側において直線的に敷設されていた。



県史跡 伝吉田寺塔基壇（元町）



前原遺跡出土軒瓦（父石町）



前原遺跡大型礎石建物跡（父石町）



前原遺跡遠景（父石町）

古代備後国を統括するために設置された備後国府では、中央政権からの命令や都からの情報の伝達が中心施設である国庁において儀礼的に執り行われ、都から派遣される国司の官舎である国司館や必要品を生産するための工房、あるいは宗教施設や津（河川港）、市など多岐にわたる施設で構成され、計画的に設置された。そして、諸施設に関わる人々が存在し、領域内の様々な行政実務を扱うだけの地方行政政府ではなく、政治・経済・文化の中心となって都市的様相を呈していた。国府が府中市街地に設置された年代については今後の究明すべき課題となるが、考古学的成果から、遅くとも8世紀の中頃まで遡ると考えられる。

平安時代中頃に編集された『倭名類聚抄』には、「備後国のなかには14の郡、62の郷、

3つの^{うまや}駅家が置かれ、国府は葦田郡に置かれていた」と記録されているが、国庁をはじめとする国府の中核施設の正確な位置は記されていない。

昭和 57 年(1982)からの継続的な発掘調査成果をとりまとめた結果、国庁域や葦田郡衙は未確定ながら、備後国府が創設当初から葦田郡（現在の府中市街地）の古代山陽道沿いの北側に展開し、元町を中心とする東西約 1 km の範囲に国司館や宗教施設などが 8 世紀中頃までに計画的に造営され、12 世紀後半に至るまで備後国の政治・経済・文化の中心として変容しながらも継続して存在していた。

古代山城が推定される亀ヶ岳山頂近くの通称「セツ池」と呼ばれるため池群周辺には青目寺跡が存在している。青目寺跡は、天台宗の寺院で延喜年間(901~923)には、山上に四坊、周辺の山腹に十一寺を従えていた山林寺院とされている。たび重なる火災によって衰退し、寛保 3 年(1743)には現在地に焼失を免れた平安時代初期の仏像が移されている。



ツジ地区掘立柱建物跡（元町）



市街地からみた亀ヶ岳



青目寺跡：東御堂地区の建物基壇（本山町）

奈良・平安時代初期の律令国家は戸籍・計帳に記載された均質な公民が、口分田を班給されて定住し、力役を中心とする租税を納めることを基盤としていたが、平安時代中期になると戸籍の記載は実態を反映しなくなり、農地を耕作する名主が、耕地にかけられた税を負担する体制に移行する一方、放棄された耕地の再開発や新たな耕地の開発が急務となった。一国にかかわる絶大な権限を獲得して受領とよばれるようになった国司長官は、零落した公民などを組織しながら耕地の拡大を実現して開発領主となっていく郡司級豪族や富豪の輩の活動を掌握するために、郎党とよばれる私的武力集団や行政のエキスパートを活用しつつ、検田や徴税を強化していった。また、天慶 2 年(939)からの藤原純友の乱に代表されるような海賊行為の取り締まりがもためられていた備後国など瀬戸内海沿岸諸国では、国衙の武力強化も推し進めることとなった。

こうした権力の強化・武装化をすすめる受領達にたいし、開発領主たちは、国司苛政上訴や開墾地の権門貴族への寄進などによって抵抗を強めたが、度重なる荘園整理政策がすすめられるなかで、旧来の郡一郷制などを改編した「所領」とよばれる新たな行政・徴税の単位が創設され、その支配を実現する在地領主へと転換していった。所領の管理とそこに居住する名主たち支配を認められた在地領主たちは郡司・郷司などに任命され、あるいは国府に出仕する「在庁官人」となって、受領やその郎党が形成する「武力」重視の秩序のなかにとりこまれ、武士化していった。

受領は在地領主たちが所領から徴収する税物を朝廷に貢進したり朝廷による儀礼祭祀の経費、各種工事の費用負担などをすることによってその任を果たしたが、その一方

で、在地領主による上級貴族への所領寄進の仲立ちをしたり、朝廷の指令によって各種の禄・特典や祭祀法会その他必要経費負担の代替として貴族や寺院・寺社あるいは朝廷の諸官司に、所領の直接管理をゆだねることもあった。こうした所領は「荘園」とよばれるが、その管理・経営を担うことになる在地領主たちは「荘官」として、都の有力貴族などと直接的なつながりを獲得した。しかし一方では、それゆえに受領・郎党・在庁官人たちとの軋轢も不可避であり、時には「武力」を行使することとなった。

こうした中央・地方に蔓延する「武力」を統括するようになるのが、受領やその郎党として地域社会とのパイプを確立した源氏や平氏であり、それぞれの棟梁が皇室や有力貴族の内紛に巻き込まれておこったのが、保元・平治の乱であった。乱の前後で皇室との関係を深めて貴族化した平氏は、12世紀の終盤に朝廷の実権を担うこととなったが、国衙・荘園における武力の担い手たちの反発を得ることとなった。

(4) 中世から近世

中世の府中の状況については、南北朝時代の動乱期である建武3年(1336)6月に、南朝方の備後国府の在庁官人が青目寺の別当と共に北朝方の守護・地頭と備後を舞台に争ったと記録されている。また、続く観応の擾乱に際して、正平17年(1362)11月に、安芸の豪族吉川氏が足利直冬(尊氏の実子)を助けるために「備後国符中」に到着したという記録があり、これが「府中」という地名の史料上の初見となっている。

永享9年(1437)に山名満熙(持熙)は、異母弟である山名持豊(後の宗全)が備後などの守護を務める山名家の家督を継いだことに対して不満に思い、將軍足利義教に遠ざけられていた大覚寺義昭(義教の弟)を擁して備後国府城で挙兵したが敗れている。この「備後国府城」とは、かつて国府があった市街地北部の山塊の一部である八尾山城(本山町・出口町)を指していると考えられる。



市街地からみた八尾山城

関ヶ原の戦い後、福島氏が備後・安芸を一時的に支配したが、元和5年(1619)からは水野氏が福山藩10万石(備後7郡と備中の一部)を治めた。元禄11年(1698)に水野氏が断絶し、元禄13年(1700)には旧福山藩領は二分され、新福山藩領(松平氏、後に阿部氏)と幕府領となり、上下と備中笠岡には代官が置かれた。

江戸時代になると、東海道をはじめとするいわゆる五街道を幹線にして、それに接続する脇街道と、それに伴う宿駅制度が整備された。大坂(大阪)から下関までは、山陽道あるいは中国道、西国街道と呼ばれ、山陽道が備中から備後に入ってまもなく、下御領村(神辺町下御領)から分かれた脇街道がいわゆる石州街道となって市域を通っている。石州街道には、府中市村(府中市府中町)、上下村(同上下町)、吉舎村(三次市吉舎町)に宿駅が置かれ、伝馬人足が常置されていた。吉舎宿では出雲街道と合流し、赤名峠を経た後に西にわかれて石見



石州街道の道標(左:上下町上下 右:府中町)

銀山街道となり、大森銀山、温泉津港へと至った。街道の設置は、人々の往来だけでなく、物資の流通にも大きな影響を与えた。江戸時代に商品経済が発達する中で、府中周辺の特産品である木綿、藍、煙草など、また山陰や中国山地の産物が、石州街道を使って全国に運ばれており、宿駅のあった府中市や上下はその集散地となって近代以降の産業都市の基盤を形成していく。

(5) 近代

明治政府は廃藩置県を断行し、翌明治5年(1872)には郡も廃止し、「大区・小区制」を実施した。しかし、諸政策には非難が多かったため、わずか6年で大区・小区制を廃止して郡を復活させている。

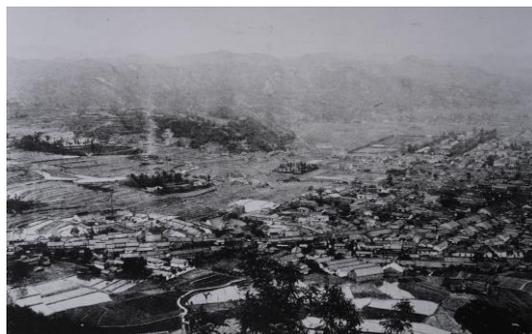
明治31年(1898)には芦品郡が誕生し、新郡役所(現府中市歴史民俗資料館)は、当時郡内で最も繁華な近世以降に発展・形成された石州街道の町場の東端に、和洋風折衷のいわゆる擬洋風建物として建てられ、明治36年(1903)3月28日には移庁式が盛大に行われた。新郡役所建設を契機に明治後期から大正・昭和を通じて、周辺には鉄道が敷設され、殖産興業をはじめとする諸製造業が展開して、新市街地形成の核となっていく。大正10年(1921)に郡制廃止、5年後には郡役所の機能も廃止されるに至り、郡役所としての機能は終えるが、その後も県の出先機関として庁舎は使用され、町並みのランドマークとして存在し続けた。

この時代には、新たな輸送交通手段としての鉄道路線の建設が行なわれた。明治28年(1895)、「福山～府中間」が最初に計画され、明治43年(1910)に改めて鉄道計画が進められ、大正3年(1914)に福山～府中間で両備軽便鉄道株式会社が営業を開始した。昭和8年(1933)には国有化されて福塩南線となり、翌年に線路幅を762mm(軽便)から1067mm(省線)へ拡幅する工事に着手、昭和10年(1935)に現在の本庄廻り(福山市)のルートが完成し、府中駅も府中町永井町から現在地へ移転した。一方、府中～三次間については、塩町～吉舎間が昭和6年(1931)に、吉舎～上下間が昭和10年(1935)に開通した。昭和13年(1938)、府中～上下間の開通により、福塩線が全線開通した。

現在の府中市は、様々な業種が集積した内陸工業都市となっている。家具・繊維・金属・機械・プラスチック製品などの製造業を中心とした「ものづくりのまち」として発展してきた。福山城下郊外の手工業地域として、その萌芽はおおむね江戸時代末期から明治初頭に遡ることができ、明治・大正・昭和を通じて木工・繊維・染料・醸造・金属加工などが主要産業として、物資の集散地であった府中で発展してきた。その歴史的な大きな背景として、備後地方の交易上の主要結節点に備後国府が設置されたことが現在に至るまで影響を与えている。



芦品郡役所庁舎(現府中市歴史民俗資料館)



大正時代の府中市街地

2 府中市の文化財（指定・登録）

府中市には、文化財保護法に関わる指定・登録の文化財が95件あり、その内訳は国指定3件、県指定26件、市指定54件、国登録12件となっている（平成31年(2019)2月時点）。

これらを種別でみると、指定文化財83件のうち、有形文化財が43件（建造物19件、美術工芸品等24件）で最も多く、次いで記念物が32件、民俗文化財が8件となっている。

表 2-2 府中市の指定・登録文化財 平成 31 年(2019) 2 月 1 日現在 (件数)

文化財の種類			指定区分	国	県	市	計	
指定	有形文化財	重要文化財	建造物	—	3	16	19	
			美術工芸品等	1	10	13	24	
	無形文化財	工芸技術等		—	—	—	—	
	民俗文化財	有形民俗文化財		—	1	1	2	8
		無形民俗文化財		—	3	3	6	
	記念物	史跡		1	5	6	12	32
		名勝		—	—	—	—	
		天然記念物	動物	—	—	—	—	
			植物	—	4	14	18	
			地質	1	—	1	2	
	文化的景観			—	—	—	—	
	伝統的建造物群			—	—	—	—	
小計			3	26	54	83		
登録	有形文化財	建造物		12	—	—	12	
総計				15	26	54	95	

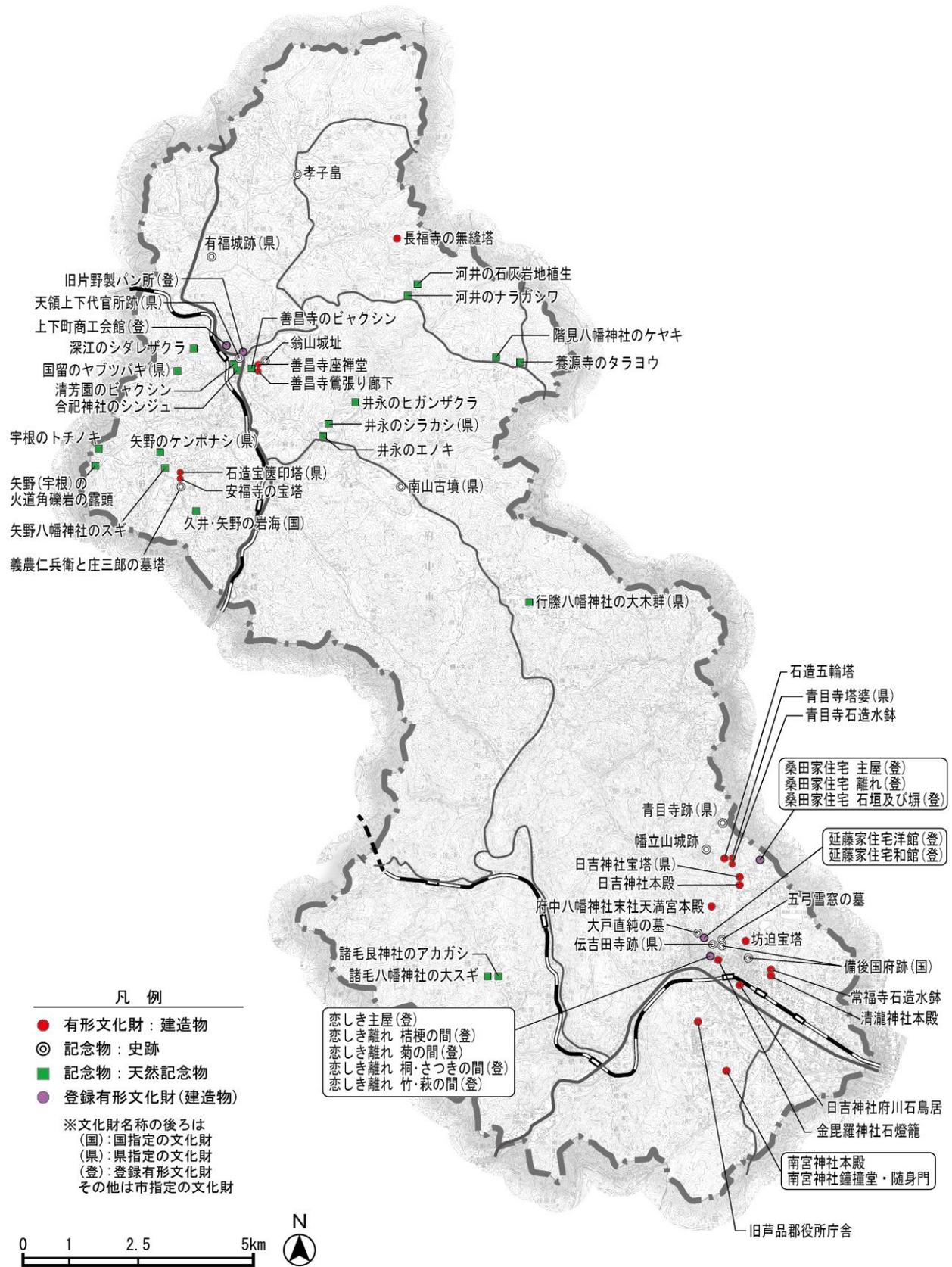


図 2-8 府中市の指定・登録文化財の分布（建造物・史跡等）

表 2-3 指定・登録文化財一覧

(1/2)

1 国指定・登録

区分	名称	時代	所在地	所有者・保存団体
重	南宮神社 木造神像 十一軀 木造隨身立像 四軀	平安～鎌倉	栗柄町	宗教法人南宮神社
天	久井・矢野の岩海	—	上下町矢野	管理団体:府中市
史跡	備後国府跡	飛鳥～平安	元町	管理団体:府中市
登	延藤家住宅洋館、和館(洞仙荘)	昭和	出口町	個人
〃	恋しき主屋、離れ(桔梗の間、菊の間、桐・さつきの間、竹・萩の間)	明治～昭和	府中町	法人
〃	上下町商工会館(旧上下警察署庁舎)	昭和	上下町上下	法人
〃	桑田家住宅(主屋、離れ、石垣及び塀)	江戸	本山町	個人
〃	旧片野製パン所	昭和	上下町上下	個人

2 県指定

区分	名称	時代	所在地	所有者・保存団体
重	金銅仏具	室町	元町	宗教法人栄明寺
〃	版本大般若経	室町	栗柄町	宗教法人虚空蔵院
〃	木造日光菩薩立像	平安	本山町	宗教法人青目寺
〃	木造月光菩薩立像	平安	本山町	宗教法人青目寺
〃	青目寺塔婆	鎌倉	本山町	宗教法人青目寺
〃	日吉神社宝塔	鎌倉	本山町	宗教法人日吉神社
〃	木造聖観音立像	平安	本山町	宗教法人青目寺
〃	木造天部立像	平安	本山町	宗教法人青目寺
〃	絹本著色釈迦十六善神像	—	栗柄町	宗教法人虚空蔵院
〃	五輪塔形曳覆曼荼羅版木	鎌倉	本山町	宗教法人青目寺
〃	木造阿弥陀如来坐像	鎌倉	元町	宗教法人栄明寺
〃	石造宝篋印塔	南北朝	上下町矢野	宗教法人安福寺
〃	木造薬師如来坐像	鎌倉	上下町上下	宗教法人吉井寺
史	青目寺跡	平安～南北朝	本山町	森林組合
〃	伝吉田寺跡	飛鳥～平安	元町	宗教法人金龍寺ほか
〃	天領上下代官所跡	江戸	上下町上下	府中市ほか
〃	有福城跡	鎌倉～室町	上下町有福	個人
〃	南山古墳	古墳	上下町水永	府中市ほか
天	行藤八幡神社の大木群	—	行藤町	宗教法人八幡神社
〃	井永のシラカン	—	上下町井永	宗教法人八幡神社
〃	矢野のケンポナシ	—	上下町矢野	宗教法人福泉寺
〃	国留のヤブツバキ	—	上下町国留	個人
有民	階見の若宮信仰資料	江戸	上下町階見	宗教法人八幡神社
無民	備後府中荒神神楽	—		備後神楽府中保存会
〃	弓神楽	—		井永弓神楽保存会
〃	矢野の神儀	—		矢野神儀保存会

区分の表記

- 重：重要有形文化財
- 史：史跡
- 天：天然記念物
- 登：登録文化財
- 有民：有形民俗文化財
- 無民：無形民俗文化財

表 2-3 指定・登録文化財一覧

(2/2)

3 市指定

区分	名称	時代	所在地	所有者・保存団体
重	大久保弥生式遺跡出土品	弥生	元町	府中市教育委員会
〃	宇瓦	奈良	出口町	広島県
〃	木造僧形坐像	室町	本山町	宗教法人青目寺
〃	石造五輪塔	鎌倉	本山町	宗教法人青目寺
〃	日吉神社府川石鳥居	南北朝頃	府川町	宗教法人日吉神社
〃	木造阿弥陀如来坐像	平安	栗柄町	宗教法人西龍寺
〃	伝吉田寺跡出土品	飛鳥～平安	元町	宗教法人金龍寺
〃	洞仙焼御神酒徳利	江戸	出口町	宗教法人甘南備神社
〃	青目寺石造水鉢	室町	本山町	宗教法人青目寺
〃	坊迫宝塔	南北朝頃	元町	元町財産区
〃	常福寺石造水鉢	室町	鵜飼町	宗教法人常福寺
〃	旧芦品郡役所庁舎	明治	土生町	府中市
〃	銅鐘	江戸	元町	宗教法人栄明寺
〃	木造薬師如来坐像	南北朝	元町	宗教法人栄明寺
〃	紺紙金泥大般若波羅蜜多經	室町	元町	宗教法人栄明寺
〃	南宮神社本殿	江戸	栗柄町	宗教法人南宮神社
〃	府中八幡神社末社天満宮本殿	江戸	出口町	宗教法人府中八幡神社
〃	善昌寺座禅堂	鎌倉～	上下町上下	宗教法人善昌寺
〃	善昌寺鶯張り廊下	室町	上下町上下	宗教法人善昌寺
〃	安福寺の宝塔		上下町矢野	宗教法人安福寺
〃	長福寺の無縫塔	室町	上下町小堀	宗教法人長福寺
〃	日吉神社本殿	江戸	本山町	宗教法人日吉神社
〃	南宮神社鐘撞堂・隨身門	江戸	栗柄町	宗教法人南宮神社
〃	金毘羅神社石燈籠	江戸	府中町	宗教法人金毘羅神社
〃	清瀧神社本殿	江戸	鵜飼町	宗教法人清瀧神社
〃	国留八幡神社棟札	室町	上下町国留	宗教法人八幡神社
〃	井永八幡神社大般若波羅蜜多經	江戸	上下町井永	宗教法人八幡神社
〃	水永大歳神社大般若波羅蜜多經		上下町水永	宗教法人大歳神社
〃	元禄検地水帳	江戸	元町、上下町各所(矢多田、水永、岡屋、二森、小堀、小塚、有福)	府中市教育委員会ほか
史	五弓雪窓の墓	明治	本山町	個人
〃	大戸直純の墓	江戸	出口町	個人
〃	幡立山城跡	室町	本山町、出口町	森林組合ほか
〃	孝子畠	江戸	上下町小堀	地元自治会
〃	義農仁兵衛と庄三郎の墓塔	江戸	上下町矢野	宗教法人安福寺
〃	翁山城跡(護国山城跡)	室町	上下町上下	府中市
天	諸毛八幡神社の大スギ	—	諸毛町	宗教法人八幡神社
〃	諸毛良神社のアカガシ	—	諸毛町	宗教法人良神社
〃	矢野八幡神社のスギ	—	上下町矢野	宗教法人八幡神社
〃	階見八幡神社のケヤキ	—	上下町階見	宗教法人八幡神社
〃	深江のシダレザクラ	—	上下町深江	個人
〃	井永のエノキ	—	上下町井永	個人
〃	井永のヒガンザクラ	—	上下町井永	府中市
〃	善昌寺のビャクシン	—	上下町上下	宗教法人善昌寺
〃	清芳園のビャクシン	—	上下町上下	府中市
〃	河井のナラガシワ	—	上下町小堀	個人
〃	河井の石灰岩地植生	—	上下町小堀	個人
〃	養源寺のタラヨウ	—	上下町階見	宗教法人養源寺
〃	宇根のトチノキ	—	上下町矢野	個人
〃	合祀神社のシンジュ	—	上下町上下	宗教法人合祀神社
〃	矢野(宇根)の火道角礫岩の露頭	—	上下町矢野	個人
有民	大歳神社大数珠	江戸	上下町水永	宗教法人大歳神社
無民	上下神楽	—		上下神楽保存会
〃	井永八幡神社祭礼行事	—		井永神儀保存会
〃	井永神楽	—		井永神楽保存会

第4節 社会環境

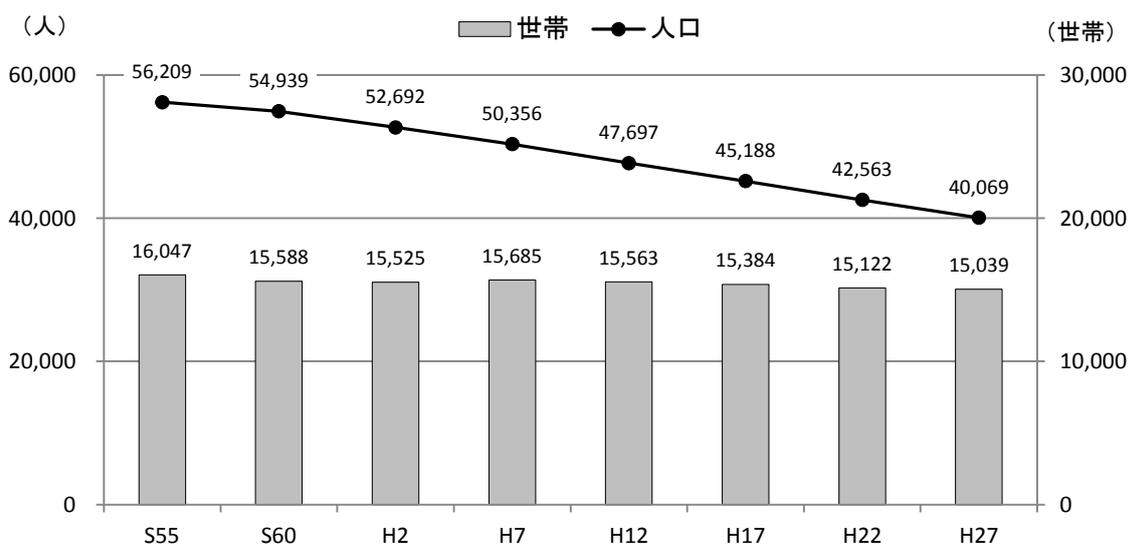
1 人口

府中市の人口は、平成27年(2015)の国勢調査で40,069人であり、推移をみると減少傾向が続いている。

世帯数は、平成27年(2015)に15,039世帯

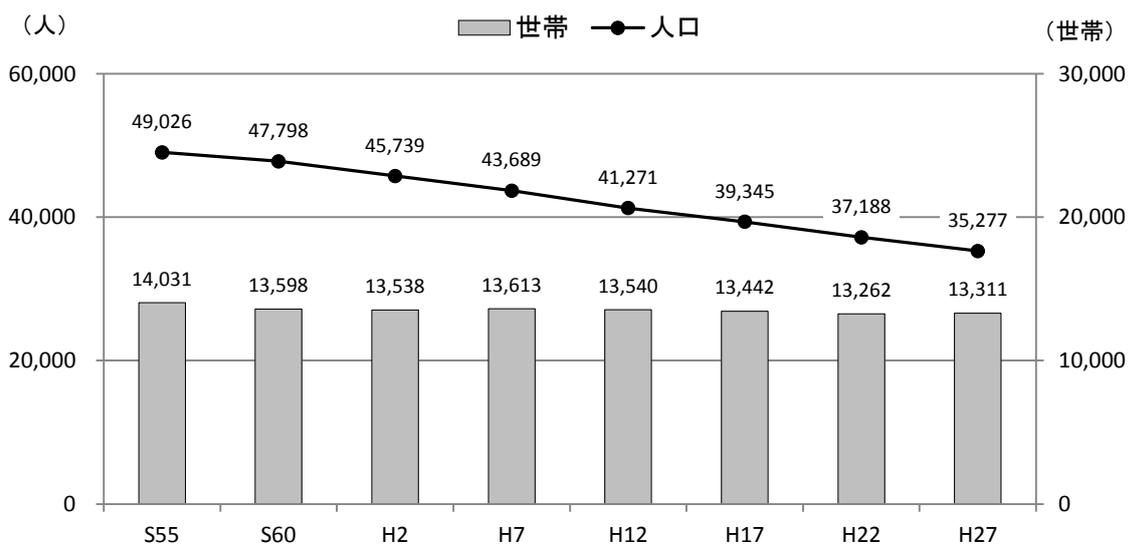
と概ね横ばいで推移している。

備後国府跡のある府中地域の人口は、平成27年(2015)に35,277人、世帯数は13,311世帯となり、市全体と同じように人口減少傾向が続いている。



資料：総務省国勢調査

図 2-9 府中市の人口及び世帯数の推移



資料：総務省国勢調査

図 2-10 府中地域の人口及び世帯数の推移

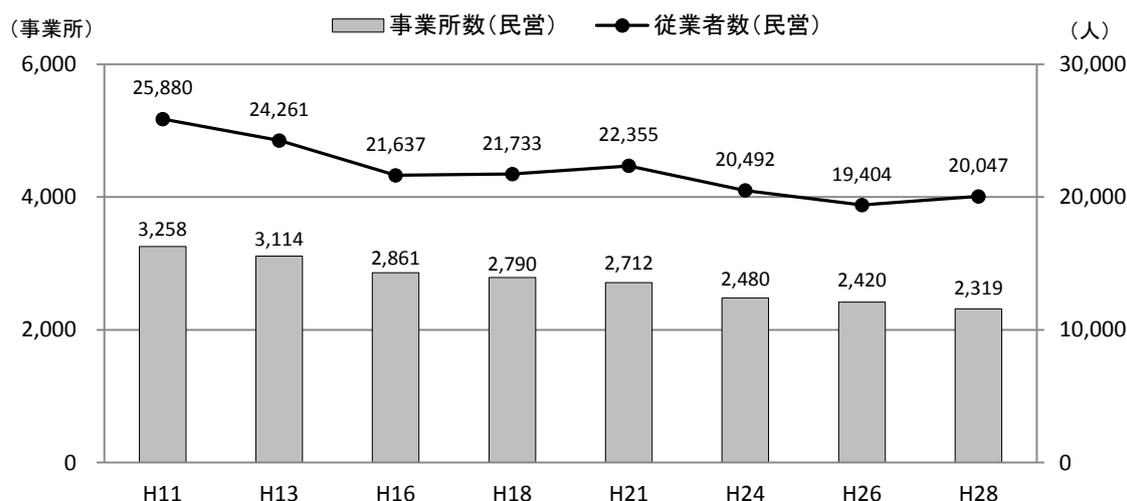
2 産業

府中市の産業は、平成 28 年(2016)の全事業所の状況(経済センサス)をみると、2,359 の事業所があり、従業者数は 20,047 人となっている。

平成 26 年(2014)の産業別にみると、事業所数では卸売業・小売業が 607 事業所を占め最も多く、次いで製造業が 507 事業所、宿泊業、飲食サービス業が 226 事業所、生活関連サービス業、娯楽業が 222 事業所などとなっている。

従業者数では、製造業が 7,853 人と最も多く、次いで卸売業、小売業が 3,221 人、医療・福祉が 2,841 人などとなっている。

備後国府跡やその周辺においては、福祉(介護サービス等)、鉄工業、印刷業、小売業(スーパーマーケット等)などの事業所が立地している。



資料：平成 18 年までは事業所・企業統計調査、平成 21 年以降は経済センサス

図 2-11 民営の事業所数及び従業者数

表 2-4 産業大分類別事業所数及び従業者数(平成 26 年)

産業大分類	事業所数	従業者数
全産業	2,482	20,692
全産業(公務を除く)	2,420	19,404
農業、林業	12	118
漁業	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	2	5
建設業	139	764
製造業	507	7,853
電気・ガス・熱供給・水道業	3	36
情報通信業	10	30
運輸業、郵便業	35	623
卸売業、小売業	607	3,221
金融業、保険業	38	438
不動産業、物品賃貸業	163	331
学術研究、専門・技術サービス業	55	176
宿泊業、飲食サービス業	226	1,074
生活関連サービス業、娯楽業	222	917
教育、学習支援業	99	657
医療、福祉	160	2,841
複合サービス事業	20	208
サービス業(他に分類されないもの)	166	885
公務(他に分類されるものを除く)	18	515

資料：平成 26 年経済センサス-基礎調査

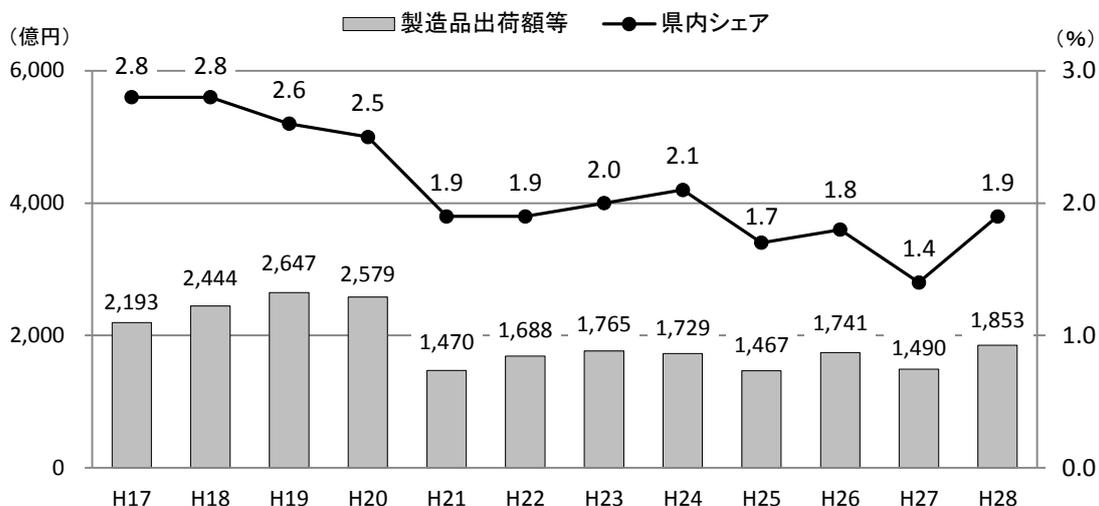
製造業に関して、平成 29 年(2017)の工業統計調査をみると、事業所数は生産用機械器具製造業が最も多く、次いで繊維工業、家具・装備品製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）などとなっている。

製造品出荷額等をみると、平成 21 年(2009)にリーマンショック等の社会情勢の影響により大きく落ち込み、その後は緩やかな上昇傾向にあり、平成 28 年(2016)には 1,853 億円となっている。

表 2-5 産業分類別事業所数及び従業員数（平成 29 年）

産業分類	事業所数	従業員数
食料品製造業	11	316
繊維工業	35	377
木材・木製品製造業（家具を除く）	26	397
家具・装備品製造業	35	720
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	16
印刷・同関連業	4	185
化学工業	2	79
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	7	157
ゴム製品製造業	2	66
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	110
窯業・土石製品製造業	9	78
鉄鋼業	3	268
非鉄金属製造業	11	1,492
金属製品製造業	22	395
はん用機械器具製造業	11	198
生産用機械器具製造業	41	1,829
業務用機械器具製造業	1	29
電気機械器具製造業	7	385
輸送用機械器具製造業	6	174
その他の製造業	3	81

資料：工業統計調査



資料：工業統計調査、経済センサス

図 2-12 製造品出荷額等及び県内シェア

3 社会教育施設

府中市の主な社会教育施設としては府中市文化センターをはじめとして8施設あり、文化系の資料館としては、府中市歴史民俗資料館、府中市上下歴史文化資料館、河面谷民俗資料が立地している。

このうち府中市歴史民俗資料館には、備後国府跡に関する専用の展示室がある。



図 2-13 府中市の主な社会教育施設

表 2-6 府中市の主な社会教育施設

名 称	住 所	備 考
府中市文化センター	府中市府川町 70 番地	
府中市立図書館	府中市府中町 43 番地	
府中市立図書館上下分室	府中市上下町上下 861 番地 3	上下町民会館内
府中市歴史民俗資料館	府中市土生町 882 番地 2	
府中市上下歴史文化資料館	府中市上下町上下 1006 番地	
河面谷民俗資料館	府中市河面町 977 番地	
府中市教育センター	府中市元町 1 番地 5	
府中市生涯学習センター	府中市府中町 27 番地 1	

4 観光

(1) 主な観光資源

府中市の主な観光資源をエリア別にあげると、次のようびなる。

【府中エリア】

- オオムラサキの里
- 七ツ池自然公園
- 三室公園
- 三郎の滝
- 上山の桜並木
- 十輪院 (旧暦の 1 月 21 日に行われる『火渡り秘法』は春を告げる伝統行事)
- 安楽寺 (さつき寺)
- 広谷東観音山 (毎年 1 月中旬に長寿を祈願する「笹酒祭り」)
- 府中公園
- 恋しき (登録有形文化財)
- 日本一の石灯籠
- 河佐峡
- 河佐峡パークゴルフ場
- 甘南備神社 (春はツツジや桜、秋には紅葉)
- 神宮寺 (あじさい寺)
- 羽高湖森林公園
- 青目寺
- 首無地藏
- 府中市地域交流センター「キテラスふちゅう」(観光案内、飲食・府中焼き体験)
- 道の駅びんご府中 (観光案内、物販、飲食)
- 産業観光
- 年間行事・イベント

【上下エリア】

- 矢野温泉公園四季の里「あやめ園」「キャンプ場」「四季彩工房」
- 上下キリスト教会 (白壁の町並みの一角にある明治の建築)
- 上下ふるさと産品センター
- 上下代官所跡
- 吉井寺 (県指定重要文化財「木造薬師如来像」が安置)
- 善昌寺 (鎌倉時代末期に建てられた座禅堂、鶯張り廊下)
- 宇根かたくりの里
- 専教寺 (境内に松尾芭蕉の句碑)
- 旧田辺邸 (江戸時代の町家)
- 旧警察署 (白壁の町並みの中にある明治時代の建物、見張り櫓が当時の姿で残る)
- 白壁の町並み
- 矢野温泉
- 翁山 (上下の町並みが一望)
- 翁座 (大正時代の建築、旧劇場)
- 年間行事・イベント

【登山】

岳山 (だけやま) : 奇岩・巨岩、眺望



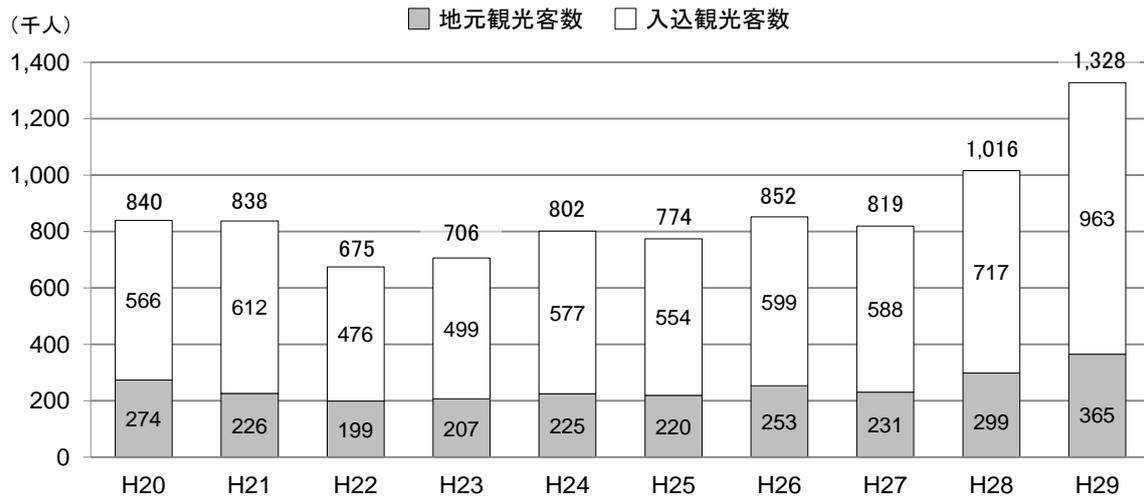
図 2-14 府中市の主な観光資源

(2) 観光客数

府中市の総観光客数は、平成 22 年(2010 年)の約 68 万人を底に上昇傾向にあり、平成 29 年(2017)には約 133 万人となっている。

入込観光客数は、平成 29 年(2017)において約 96 万人となっている。最近 10 年間で平成 22 年(2010)以降増加傾向にある。

なお、府中市における外国人観光客は数字としてはあがっていない。



資料：広島県観光客数の動向

図 2-15 観光客数の推移

5 都市計画

府中市の都市計画は、府中市、福山市、尾道市、三原市にまたがる広域都市計画区域である備後圏都市計画区域が市域の南部に、また北部の一部には単独で上下都市計画区域が指定されており、史跡備後国府跡は備後圏都市計画区域内に位置する。

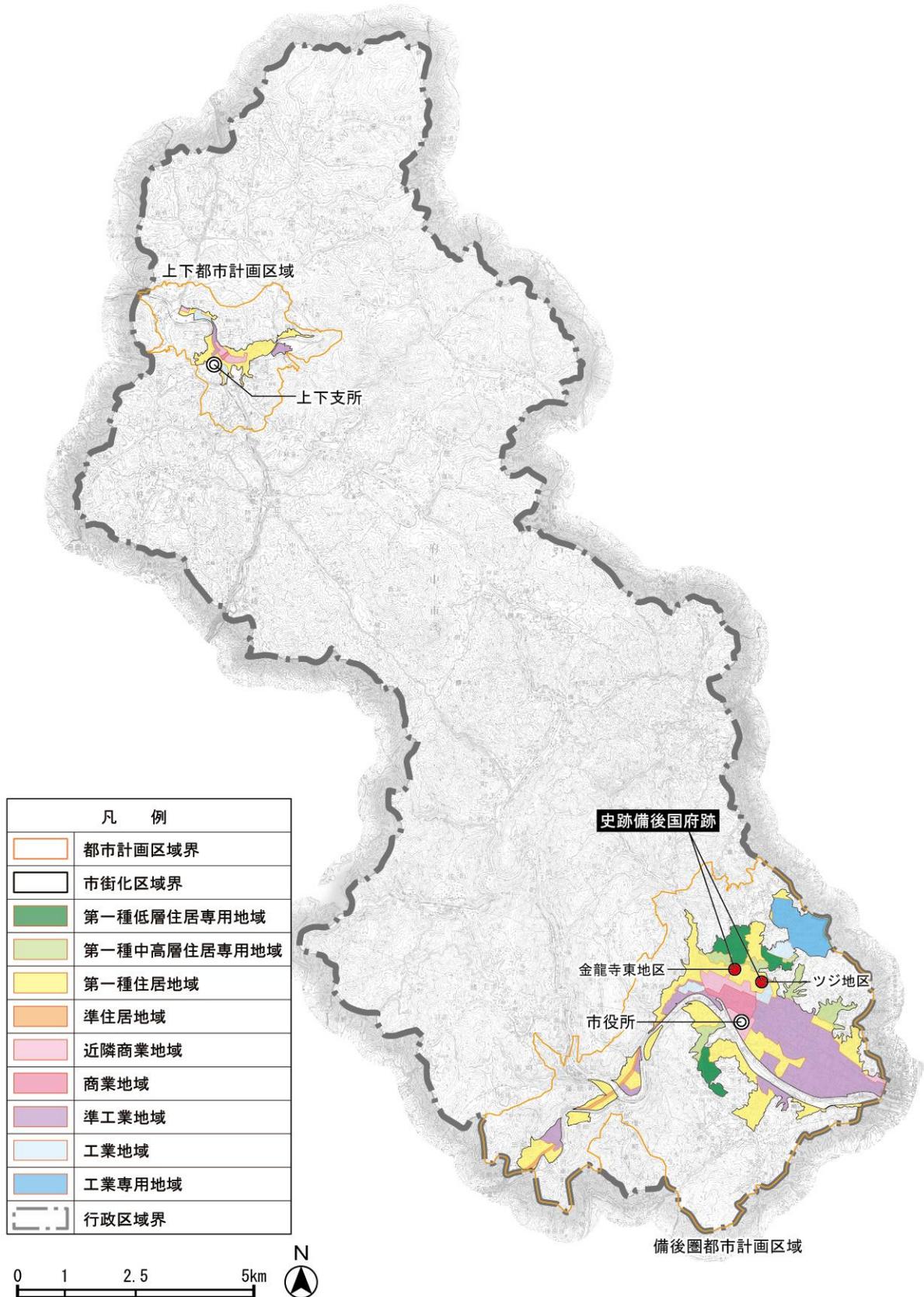


図 2-16 府中市の都市計画

第3章 史跡の概要

第1節 指定に至る調査成果

1 地理的環境

府中市は広島県南東部のやや内陸に位置し、市街地は中国山地から瀬戸内海に注ぐ芦田川の下流に広がる沖積平野上に広がる。海岸から約20km離れた内陸部に位置するため、沿岸部の沖積平野のような劇的な地形変化は認められない。

発掘成果やボーリングデータからは、更新世には平野部のほとんどは大きな河道の一部であったと推定される。その後この河道が埋積するにつれ、平野部に人類の活動拠点が築かれていったと思われる。

府中市のある備後地方は、大きくみると、東西方向は畿内地方と九州地方の中間に位置し、南北方向は山陰地方と四国地方に挟まれ、各時期を通じて各方面から文化的影響を受け、地域独自の文化と混じりあい、複雑な文化伝統を生み出している。そのなかでも府中市周辺は、備後地方の東西・南北の交差点といえる位置にあり、さらに複雑な様相をみせる。

こうした背景のもとで古代には山陽道が通り、国府が設置され、古代備後国の中枢としての性格ももつようになる。

2 歴史的環境

(1) 史跡周辺の歴史的環境

① 古代以前の遺跡

府中市街地における下水道工事や国府関連の発掘調査では、縄文時代後期あるいは弥生時代前期の土器が少量ながら出土している。また、弥生時代中期末以降には、土器の出土量も飛躍的に増大し、平野周辺の丘陵上に墳墓・古墳が多く築かれるようになる状況から、人類が一定の安定性を持って居住空間として市街地の微高地を利用していたと考えられる。市街地およびその周辺において、前方後円墳や大規模な墳丘墓などは存在せず、ほとんどが小規模な墳墓・古墳というのが特徴で、弥生時代から古墳時代の遺跡の分布状況からみると、個々に独立性の強い小集団が大きく統合されることなく、各時期を通じた地域集団として割拠していたと考えられている。

② 古代の遺跡

古代に入ると先述の地域集団は郷単位にまとめられ、それぞれ広谿郷、葦田郷、驛家郷、都禰郷、葦浦郷などに編成されたと考えられる。葦田郡域である府中市街地は、早くから交通の要所であったが、備後国府成立以前には品治郡や安那郡に比べ、顕著な勢力を持つ集団が存在していなかったことが後期古墳の分布から判明している。しかし、古墳時代終末期になると、尾市1号古墳（福山市新市町）や打堀山B第2号古墳や東横木山A第4号古墳（鵜飼町）のような畿内系勢力とのつながりが想定される古墳が市街地およびその周辺部において築造され、国府設置前段階の様相がうかがえる。7世紀の後半には古代山城の常城が築城されたと考えられ、伝吉田寺（元町：県史跡）が創建されるなど、国府の設置と密接に関係するような施設が造営される。このような状況から、在地勢力との関係性や交通路の結節点などの地理的条件が関係して、府中市街地を含む

葦田郡に国府が設定されたと考えられる。

古代山城常城と伝吉田寺 『続日本紀』の養老3年(719)の条に、「備後国安那郡の茨城、葦田郡の常城を停む」としてその名前がでてくる。「常」の地名から福山市新市町常および府中市本山町亀ヶ岳の七ツ池周辺一帯に存在したと推定されている。国府が存在する平野部の背後にある山城については、対外防衛のためだけでなく、地域支配の拠点という考え方が強くなってきている。常城も単なる軍事施設ではなく、備後国府に先行する地域支配の施設であったと考えられる。常城推定地である亀ヶ岳山頂一帯には、平安時代に天台宗の山林寺院である青目寺(本山町：県史跡)が平安時代初期に開基されたと伝えられ、既往の発掘調査によって、平安時代初頭～南北朝時代にかけて、七ツ池の存在する谷部周辺の数地点に分かれて、尾根上や山腹斜面を削平して造成した平坦地に建物群が存在していたことが確認されている。平安時代末～鎌倉時代には、中心部が現在の所在地付近に移動したともいわれている。また、山頂と平野の間ぐらいの山裾に位置に弘仁4年(813)に勧請された伝承を持つ日吉神社(本山町)が所在しており、平野部の伝吉田寺(元町)については後世に天台宗となった伝承もあり、天台宗の中心拠点であった可能性が高い。

伝吉田寺の造営については、創建が国府中心部の施設より先行する7世紀後半であり、創建当初は郡衙(評衙)や郡司に関わりの深い氏寺であった可能性が高い備後南部の中核的寺院と考えられる。国府中心部の整備開始時期に伝吉田寺の伽藍整備が行われ、ツジ地区や砂山地区と同様の平城宮式軒瓦で補修が行われていることから、国府との結びつきが直接うかがえる。国府中心部に近接する定額寺として、備後国分寺建立以前はもとより、国分寺建立以後も国府の仏教行事の一端を担っていたと考えられる。

国分寺・国分尼寺 備後国分寺は、国府が創設された府中市街地の元町から約13km離れた安那郡(福山市神辺町)に所在し、昭和47年(1972)から4次にわたる発掘調査によって、塔と金堂と東および南面の築地跡が確認されている。

備後国分尼寺については、国分寺同様に安那郡に所在する小山池廃寺あるいは、葦田郡内の栗柄廃寺(栗柄町)とする説があるが判然としない。小山池廃寺については、昭和52(1977)年から3次にわたって発掘調査が行われ、塔・金堂・講堂跡・瓦窯跡確認されているが、回廊は検出されていない。栗柄廃寺については、昭和59(1984)から2次にわたって発掘調査が実施され、藤原宮式軒瓦が出土し、柱穴等は確認されたが主要な堂塔などは明確になっていない。

古代山陽道 備後国における古代山陽道は、現在の福山市神辺町、駅家町から府中市、尾道市御調町と芦田川から支流の御調川沿いに断層谷を東西に貫いていたと考えられており、道沿いに安那・品治・葦田・看度といった駅家などの道路付帯施設が設置された。具体的な経路や駅推定地については様々な説があるが、古代山陽道は当時の国(備後)の中心である国府に近接した地域を通っていたと考えられている。府中市街地においては、条里地割や、亀ヶ岳山腹に所在する日吉神社(本山町)の石鳥居(府川町)が南面している市道が先行研究によって古代山陽道と推定されていた。備後国府跡鳥居地区(府川町)では、市の大型文化施設建設工事に伴って、大型の人形や「権介」の墨書土器が出土しており、国府の祭祀場の存在が推定されていた。近年の発掘調査によって、鳥居地区では古代山陽道の北側溝と国府(砂山地区)への進入路との分岐点と考えられる遺構が確認され、さらに横井地区(府中町)では古代山陽道の南北両側溝が確認された。国府の南側において、古代山陽道が南北両側の側溝中心間の幅約10mをもって直線的に敷設されていたことが判明した。また、市街地に広く展開する条里地割は正方位か



図 3-1 備後国府系瓦の分布と駅家

ら東に大きく振れており、古代山陽道を基準線として条里が施行された可能性が高い。

前原遺跡（父石町）は、昭和 10 年（1935）の福塩線建設に伴う工事で、奈良時代の平城宮式軒瓦（国府系軒瓦）が大量に出土したことにより発見された。その後の調査によって巨大な礎石建物や施設を囲む溝や築地塀などが見つかっており、古代山陽道の「葦田駅」と考える説が有力になっている。

備後国府 府中市街地における備後国府を明らかにするための発掘調査が昭和 57 年（1982）から開始され、その後の継続的な調査の結果、7 世紀末頃から 13 世紀に至るまでの古代から中世前期の遺構群や遺物が確認され、国司館と見られるツジ地区（元町）とその周辺地区、伝吉田寺と隣接する金龍寺東地区（元町）で調査が進展したことで、国府跡の一端が具体的に把握することが可能となり、確認された遺構・遺物群が備後国府の中核を構成するものであるとが判明した。

奈良時代に府中市街地に国府が設置され、この地に国府中心部が機能している。ツジ地区においては官衙（役所）に関わる遺構・遺物が 7 世紀末頃から確認されており、すでにこの時期に備後国府が創設されていた可能性もある。東はツジ地区から西の伝吉田寺に至る東西約 1 km の範囲に官衙施設や寺院が所在し、府中市元町を中心に国府の諸施設および宗教施設が、古代山陽道を基準とする条里地割とは異なって、正方位を志向して計画的に配置されて国府の中核域を形成していた。出土瓦の分析・検討によって国分寺創建前の 8 世紀中頃に砂山地区（元町）とツジ地区で瓦葺建物が国府の主要施設として建設されていたと考えられる。検出遺構と施釉陶器と貿易陶磁器を中心とした搬入土器の分析から、ツジ地区では居住や儀式等のほか文書行政機能を合わせ持つ国司館のような国府中心部を構成する施設が 8 世紀中頃から 12 世紀後半までの約 400 年以上の長期にわたって建物配置を変えながら利用され続けていた。

国府中心部の西方に所在する伝吉田寺は、7世紀末から8世紀初頭には伽藍を備えた寺院となって、国府の重要な仏教施設として機能していた。伝吉田寺の東に隣接する金龍寺東地区には、苑池を南側に配した格式の高い瓦葺礎石建物が確認されており、国府に関わる仏堂的な宗教施設もしくは饗宴施設と考えられる。国府中心施設である国庁については未確認であるが、砂山地区に瓦葺の建物施設が存在し、出土した軒瓦の分析から、最有力候補地となっている。

国府中心部である元町一帯の出土遺物の傾向として、13世紀代以降の搬入土器の出土量が急激な減少傾向を示す点から、国府の機能低下あるいは中世府中への移行に伴って中心域が移転した可能性が高い。

元町以外の市街地およびその周辺にも、寺の下西遺跡(広谷小学校校庭遺跡、鵜飼町)、栗柄廃寺(栗柄町)、後開地遺跡(土生町)などの奈良時代の官衙・寺院関係の遺跡が数多く存在する。平安時代になるとさらに遺跡が増加し、備後国府跡のツジ地区や金龍寺東地区(元町)などの官衙遺跡だけでなく、一般集落と考えられる打堀山C遺跡などが、一段高い広めの谷状の緩傾斜地にまで広がっているなど、市街地北半にはほぼ面的に連続した遺跡、市街地遺跡群が形成されている。一方、市街地南半の自然堤防上には田中遺跡・二宮神社遺跡(府川町)などが形成されて、さらに遺跡が広がっている。

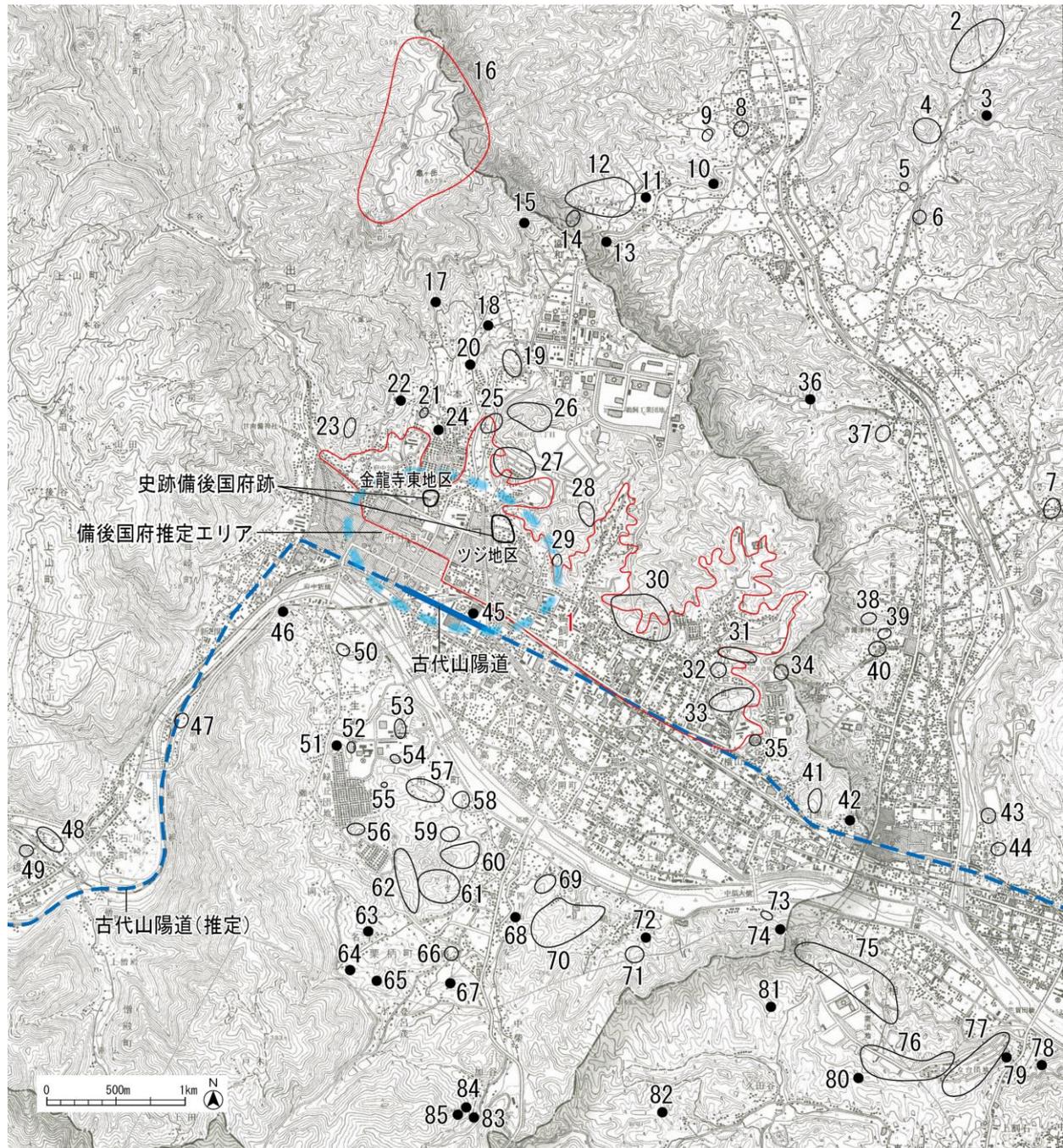
このような状況から、古代において府中周辺が備後地方の中心として大きく発展したことが窺える。

③ 中世以降の遺跡

この頃の国府や府中の様子がわかる史料は残っていないが、備後国府跡の調査では、大規模な建物が集中する地域の周辺に、平安時代末から鎌倉時代にかけて小規模な建物が密集している状況が確認されている。古代以降、平野部では中世前半まではほとんどの遺跡が継続しているが、中世後半には衰退しはじめて遺跡数も減少する。市街地遺跡群内では六地藏遺跡、北方丘陵端部では寺院跡と推定される坊迫C遺跡などが確認されている。市街地南半では溝手遺跡(府川町)などが存在し、現状の地割りから想定される方形区画を居館跡と推定する考えもある。平野の周辺の山塊には、八尾城や幡立山城、鳶尾城、淵上城、茶臼山城などが築かれている。

現況において、発掘調査から移転したと考えられる活動拠点を市街地および周辺に想定することはできない。しかし、14～15世紀の資料に「備後国符中」や「備後国府城」の記述が見られることから、鎌倉時代以降しばらくは、町が拡大を続け都市的な機能が維持されていたと考えられる。

近世の初め頃には平野部はほとんど農村化しているが、近世半ばをすぎた頃から「府中市村」が福山藩内の交易拠点の1つとして発展し、手工業産地として今日の産業都市の基礎が築かれる。明治期の二万五千分の地形図において、出口町から府中町にかけての旧市街地とは別に、備後国府ツジ地区が所在する元町の音無川周辺は、「町村」として正方位の地割を持って既に集落・宅地化している。備後国府中心部の設置によってもたらされた計画的な地割や施設配置が中世から近世を経て、現在の地割りとして継承されたと考えられる。また、式内社である甘南備神社(出口町)、備後国府跡ツジ地区の北側丘陵上に存在する総社(元町)、平安末～鎌倉の神像が祀られている南宮神社(栗柄町)、備後一宮吉備津神社(福山市新市町)など国府に関わりの深い神社が現在も点在し、その景観を留めている。



- | | | | | | | |
|-----------------|---------------------|-----------|------------------|--------------|----------------|---------------|
| 1 府中市街地遺跡群 | 2 神出古墳群 | 3 尾市1号古墳 | 4 芦浦古墳群 | 5 屋敷荒神古墳 | 6 打部遺跡 | 7 大森遺跡 |
| 8 宮脇遺跡 | 9 矢倉田遺跡 | 10 天地遺跡 | 11 垣手古墳 | 12 権現古墳群 | 13 向田古墳群 | 14 芋平遺跡 |
| 15 宝泉坊古墳 | 16 セツ池遺跡群 (青目寺・常城等) | 17 竹田峠古墳 | 18 日吉中谷古墳 | 19 ヒランマル遺跡 | 20 助宗古墳 | |
| 21 石垣遺跡 | 22 黒金塚古墳 | 23 尾立山古墳 | 24 本山古墳 | 25 門田遺跡群・古墳群 | 26 松山古墳・中山遺跡群 | |
| 27 坊迫遺跡群・山の神古墳群 | 28 東横木山古墳群 | 29 福輪塚古墳群 | 30 龍王山古墳群・打堀山遺跡群 | 31 伊豆迫山遺跡 | 32 平佐山遺跡 | 33 雄立山古墳 |
| 34 別所遺跡 | 35 岡谷遺跡 | 36 真光寺池古墳 | 37 久保田遺跡・古墳 | 38 輪蔵遺跡 | 39 吉備津神社裏山遺跡 | 40 多理比理神社裏遺跡 |
| 41 ウロウギ遺跡 | 42 御旅古墳 | 43 神谷川遺跡 | 44 神谷川南遺跡 | 45 備後国府跡鳥居地区 | 46 野屋の木古墳 | 47 前原遺跡 |
| 48 法全坊遺跡群 | 49 下川辺遺跡 | 50 後開地遺跡 | 51 巴の口山古墳 | 52 巴の口山遺跡 | 53 城山古墳群 | 54 森脇遺跡 |
| 55 黄番後山遺跡 | 56 千原遺跡・古墳 | 57 山手遺跡群 | 58 御門遺跡 | 59 大久保遺跡 | 60 茶臼山古墳群・平井古墳 | 61 平井遺跡群・御池遺跡 |
| 62 長迫遺跡群 | 63 七御陵古墳 | 64 名字向古墳 | 65 寺山遺跡 | 66 栗柄庵寺 | 67 ノーラ古墳 | 68 安江古墳 |
| 69 四日市遺跡 | 70 先厚葉古墳群・厚葉古墳 | 71 鴨谷遺跡 | 72 鴨谷古墳 | 73 向山遺跡 | 74 首塚古墳 | 75 城山遺跡群 |
| 76 後池遺跡群 | 77 汐首遺跡群 | 78 潮崎山古墳 | 79 汐首古墳 | 80 曾根田白塚古墳 | 81 城谷古墳 | 82 本安寺古墳 |
| 83 アテガワテ古墳 | 84 大迫古墳 | 85 加谷奥山古墳 | | | | |

図 3-2 周辺遺跡分布図

(2) 史跡の時期区分の設定

各時期の遺物包含層の層位と遺構面の関係性については、平成 25 年度(2013)に市教委によって整理されているツジ地区を基準とし、備後国府関連遺跡(国府中心部)の時期区分を設定しており、それを用いている。

時期区分の設定に用いたツジ地区の遺物包含層と遺構面の基本的な土層堆積状況としては、古代の基盤層とその各時期の整地に伴う三層の遺物包含層によって、四面の遺構面が重層的に堆積する構造となっている。各調査地点の遺物包含層の出土遺物と、各遺構の重複関係および遺構埋土からの出土遺物の整理・検討を行い、備後国府Ⅰ期からⅣ期の時期区分を設定した。

●備後国府に先行する時期

7世紀後半。国府が定型化する以前に設置された前身官衙や評衙が設置される時期とされるが、ツジ地区において該期の遺構は不明である。しかし、備後南部で最も古い寺院である伝吉田寺が国府中心部の西方に建立され、正確な位置は確定されていないが、国府北方の亀ヶ岳山頂周辺に古代山城「常城」が築造された可能性が高く、Ⅰ期の前段階の備後国府に先行する時期として設定する。

●備後国府Ⅰ期

7世紀末頃から8世紀後半。ツジ地区では、7世紀末頃ないし8世紀初頭に方形区画で囲繞された国府または郡衙などの官衙と考えられる施設の造営が開始される。さらに8世紀中頃において、確実な国府施設として整備されて充実する。

遺構は、全て基盤層(ツジⅦ層)上面での検出遺構群である。直上の遺物包含層(ツジⅥ層)から、7世紀末頃から8世紀代の土師器・須恵器が出土し、9世紀代の緑釉陶器・灰釉陶器の出土はほぼ見られない。しかし、遺構の重複関係と遺構埋土からの出土遺物から、ツジ地区では8世紀中頃に区画内の建物施設の配置や区画の消長など、遺構の配置が大きく変化して画期が認められる。また、備後国分寺創建以前に平城宮系軒瓦のセットが砂山地区とツジ地区で採用されている。以上の点から、備後国府Ⅰ期の内、7世紀末頃から8世紀前半をⅠ期前半、8世紀中頃から後半をⅠ期後半とする。

●備後国府Ⅱ期

8世紀末頃から10世紀末頃。ツジ地区では、国府関連施設の大規模な修復・再整備が行われ、前段の時期から建物施設の配置が大きく変化する時期。Ⅰ期に存在したツジ地区中央の方形区画は消滅するが、小規模な区画は存在していたと考えられ、地区の南側に正方位の建物群が展開する。該期の遺構検出面直上の遺物包含層(ツジⅤ層)から、8世紀末頃から11世紀前半の施釉陶器や初期貿易陶磁器が最も集中して多量に出土する。国府関連施設が継続的に存在し、活発に機能していたと考えられる。

●備後国府Ⅲ期

11世紀初頭から12世紀後半。ツジ地区では大型の建物は無くなり、主要な遺構は、井戸や小柱穴・小規模な溝・土坑の構成となる。しかし、ツジ地区中央～北部では、遺構検出面直上の遺物包含層(ツジⅣ層)から、11世紀後半から12世紀後半の大量の貿易陶磁器や瓦器などの搬入土器が出土しており、備後国府Ⅱ期から引き続いて国府施設として機能していたと考えられる。この他にツジ地区の南端では土器集中が存在し、ツジ地区北部では鑄造関連遺構が短期的に出現している。古代の国府から中世府中への転換(移行)期と考えられる時期。

●備後国府Ⅳ期

ツジⅣ層上面での検出遺構群。時期は、12世紀末頃から13世紀代。ツジ地区では、主要な遺構として井戸や小柱穴で構成されており、Ⅲ期と同様に建物の配置状況は判然としない時期。13世紀以降から15・16世紀の出土遺物も少なからず出土するが、貿易陶磁器の出土量は急激に減少しており、Ⅲ期までみられた搬入品の活発な消費は窺えない状況となる。中世府中の中心的様相は、各地区において今のところ見出せず、継続されてきた国府中心部の機能が衰退する時期と考えられる。

(3) 発掘調査の概要

元町及びその周囲において発掘調査を実施した地区及び調査地点・範囲は、図3-3のとおりである。鳥居地区など古代山陽道については、平成27～29年度(2015～2017)に府中市教育委員会が発掘調査を実施している。

なお、地区については、現平成29年度(2017)段階における調査の総括したものであり、今後の調査の進展によって見直されるべきものである。

表 3-1 府中市及び我が国の主なできごと（年表）

世紀	年代	時代	府中に関するできごと	主なできごと
	BC3千	縄文	府中周辺でも人々が暮らしはじめる	土器や弓矢を使いはじめる 稲作がはじまる
		弥生	集落・墓地が府中各所に営まれる	
			古墳・集落が府中各所に営まれる	
6世紀	500 600	古墳 飛鳥	673 記録に「備後国」が出現する …古代山陽道が造られる… 七ツ池周辺に常城が築かれる 伝吉田寺が建立される 府中に国府が設置される * ツジ地区の整備がはじまる	仏教が伝来する 645 大化の改新
7世紀	700		709 葦田郡から甲奴郡が分かれる 伝吉田寺の伽藍が整備される * 備後国府の主要建物が瓦葺になる 古代山陽道の駅家が整備される 青目寺が創建される * 金龍寺東地区に苑池が設けられる	
8世紀	700	奈良		701 大宝律令が制定される 710 平城京に都が移る 741 国分寺建立の詔が出される
9世紀	800	平安		794 平安京に都が移る
10世紀	900			
11世紀	1000 1100			
12世紀		鎌倉	伝吉田寺が再整備される	1167 平清盛が太政大臣になる 1192 源頼朝が征夷大将軍になる
13世紀	1200 1300			
14世紀	1400	南北朝	1338 守護が「備後国府」にいた記録がある 府中周辺でも南北朝の争いが起る 1362 記録に「備後国符中」がみえる	1338 足利尊氏が征夷大将軍になる
		室町	1437 「備後国府城」の戦いが起る	1392 南朝と北朝が統一される
15世紀	1400	戦国		1466 応仁の乱がはじまる
16世紀	1500	江戸		1867 大政奉還
17世紀	1600			
18世紀	1700		1700 上下に代官所が置かれる 福山藩・広島藩・中津藩・幕府領に分かれる	
19世紀	1800			
20世紀	1900	明治	1876 現在の広島県域が確定する 1903 府中町に芦品郡役所が建てられる	1941 太平洋戦争はじまる 1945 広島・長崎に原爆投下 終戦 1989 平成がはじまる
		大正		
		昭和	1954 合併により府中市・新上下町が誕生 1982 備後国府跡の調査はじまる	
21世紀	2000	平成	2004 上下町と合併し、新府中市が誕生 2016 備後国府跡が史跡指定を受ける	



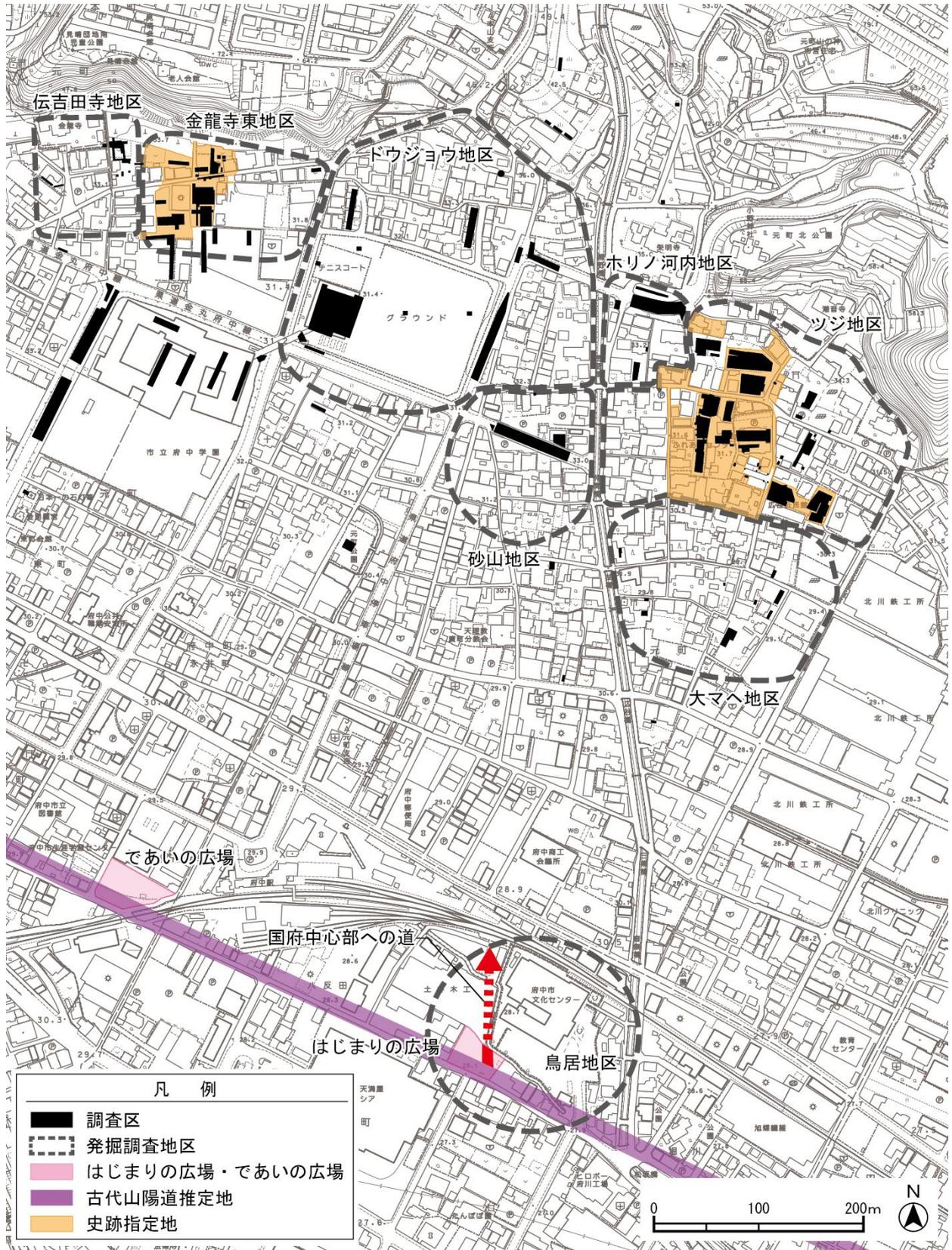


図 3-3 元町周辺調査区及び地区配置図

① ツジ地区

7世紀末ないし8世紀初頭に、正方位を意識した区画溝を伴う掘立柱構造の官衙建物群が出現する。区画溝は、幅 1.5m、深さ 0.5m程度で、発掘調査及び地中レーダ探査の結果から、北辺 108.1m、東辺 121.2m、南辺 100.6m、西辺 115.0m の方形に巡ることが明らかになった。区画内の建物群は、8世紀中頃に廂を有する大型建物を中心に、瓦葺のものを含む規格性を高めた建物配置へと再構成され、8世紀末ないし9世紀初頭まで継続して機能している。9世紀代に区画溝は消滅するが、廂付建物あるいは礎石建物など格式の高い中心的大型建物と小規模な雑舎の建物で構成される建物群が10世紀末頃まで継続する。代表的な大型建物は、桁行5間、梁行4間の五間二面廂の東西棟で、掘立柱建物から礎石建物へ建替えられている。5間×2間の身舎に北側2.8m、南側2.5mの廂が付けられている。全体の平面規模は、桁行12.0m、梁行10.3m程度と考えられる。備後国内で突出した質と量の国産施釉陶器（奈良三彩・緑釉単彩陶器・緑釉陶器・灰釉陶器）や初期貿易陶磁器とともに、硯や須恵器・土師器の供膳具・煮炊具が一定量出土していることから、国府における居所と役所機能を併せもつ国司館としての機能が想定される。さらに、7世紀末頃に備後国府が創設されていた可能性も得られている。

なお、11世紀初頭以降、ツジ地区に大型建物は見られなくなる。貿易陶磁器や国産搬入土器など高級食器・奢侈品の出土量は12世紀後半までは多く、国司館の機能が残存していたと推定されるが、12世紀末から13世紀代には急減する。備後国府の機能の低下あるいは中世府中の中心域の移転という歴史の変遷を具体的に示すものと考えられる。

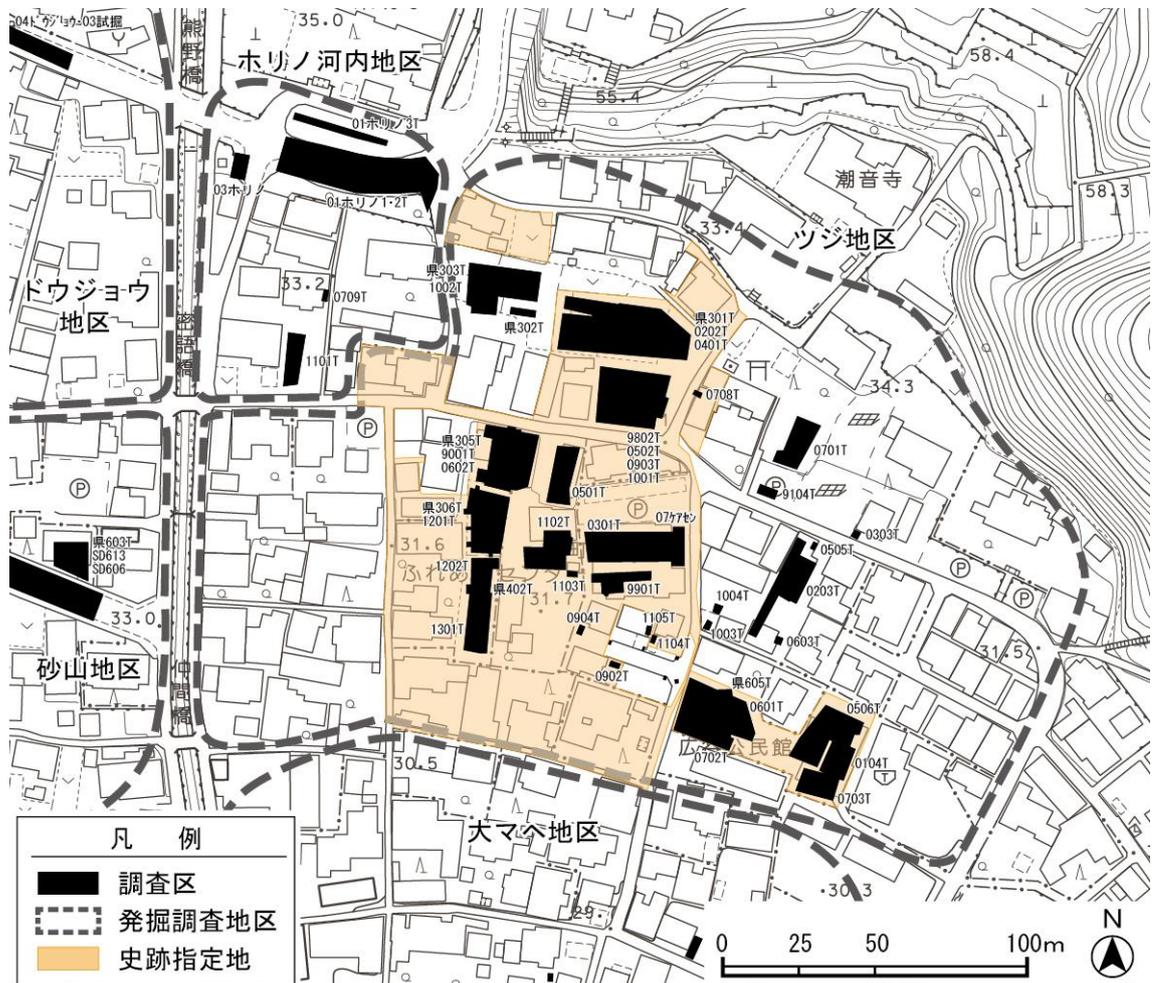


図 3-4 ツジ地区調査区配置図

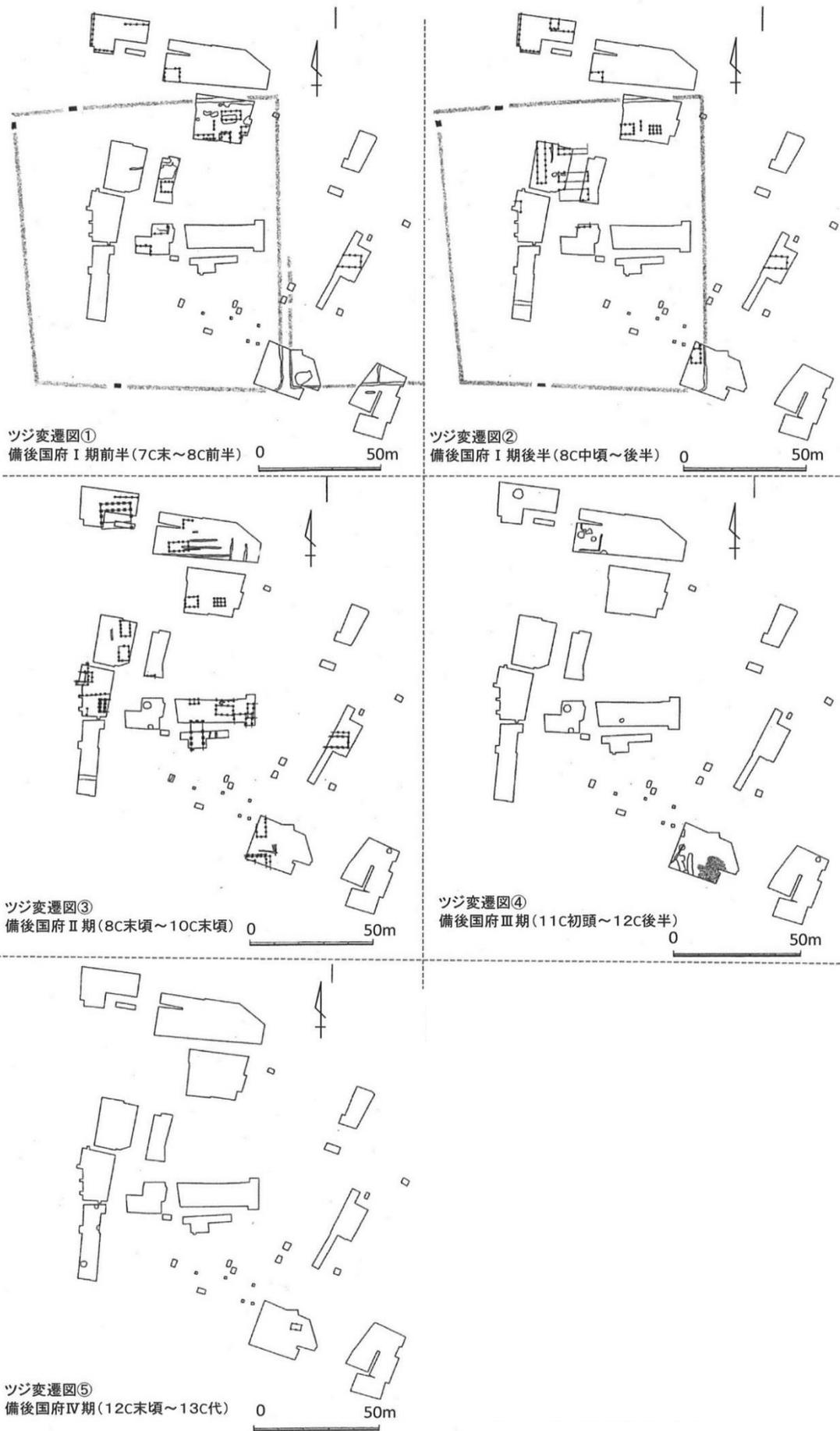


図3-5 ツジ地区遺構変遷図

② 金龍寺東地区

金龍寺東地区では、苑池・瓦葺礎石建物跡・掘立柱建物跡などが確認された。苑池（下図の0001T）は南北15m以上、東西23m以上の規模で、9世紀代に築造され10世紀代に一部を埋め立てて形を変えている。瓦葺礎石建物は苑池の北東側にあり、乱石積基壇上（下図の9103T、9301～06T内で確認）に建つ。桁行5間、梁行4間の四面廂建物で、建物主軸はほぼ真北である。桁行の柱間約3.6m（12尺）、梁行の柱間約3.0m（10尺）で、3間×2間の身舎に奥行き3.0mの廂が廻る構造に復元され、全体の平面規模は、桁行16.8m（56尺）、梁行12.0m（40尺）程度と考えられる。基壇の出は、南北方向が約3.1～3.3m（11尺）、東西方向が約4.1～4.2m（14尺）で、軒の出は4.5m（15尺）程度であったと推定され、組み物を必要とする格式の高い建物であった。復元規模は川原寺（奈良県明日香村）の中金堂と類似しており、地方においては非常に立派な建物といえる。四方に階段が設けられ、南辺には犬走りがあり、石敷も施されていたとみられる。磚の出土から一部磚敷の可能性もある。建立の時期は特定できなかったが、9～10世紀代に苑池とともに機能していたことは間違いない。その他の遺構の多くも8世紀から10世紀代のもので、桁行8間（約18.8m）、梁行2間（約3.8m）の長舎建物をはじめとして正方位を意識した遺構が多い。

遺跡の性格については、苑池やきわめて格式の高い瓦葺礎石建物跡が存在すること、遺構の多くが正方位を意識しており、ツジ地区の大型建物群と同じ8世紀から10世紀末頃に機能していたことなどから、備後国府における宗教施策に関する施設もしくは饗宴施設と推定される。

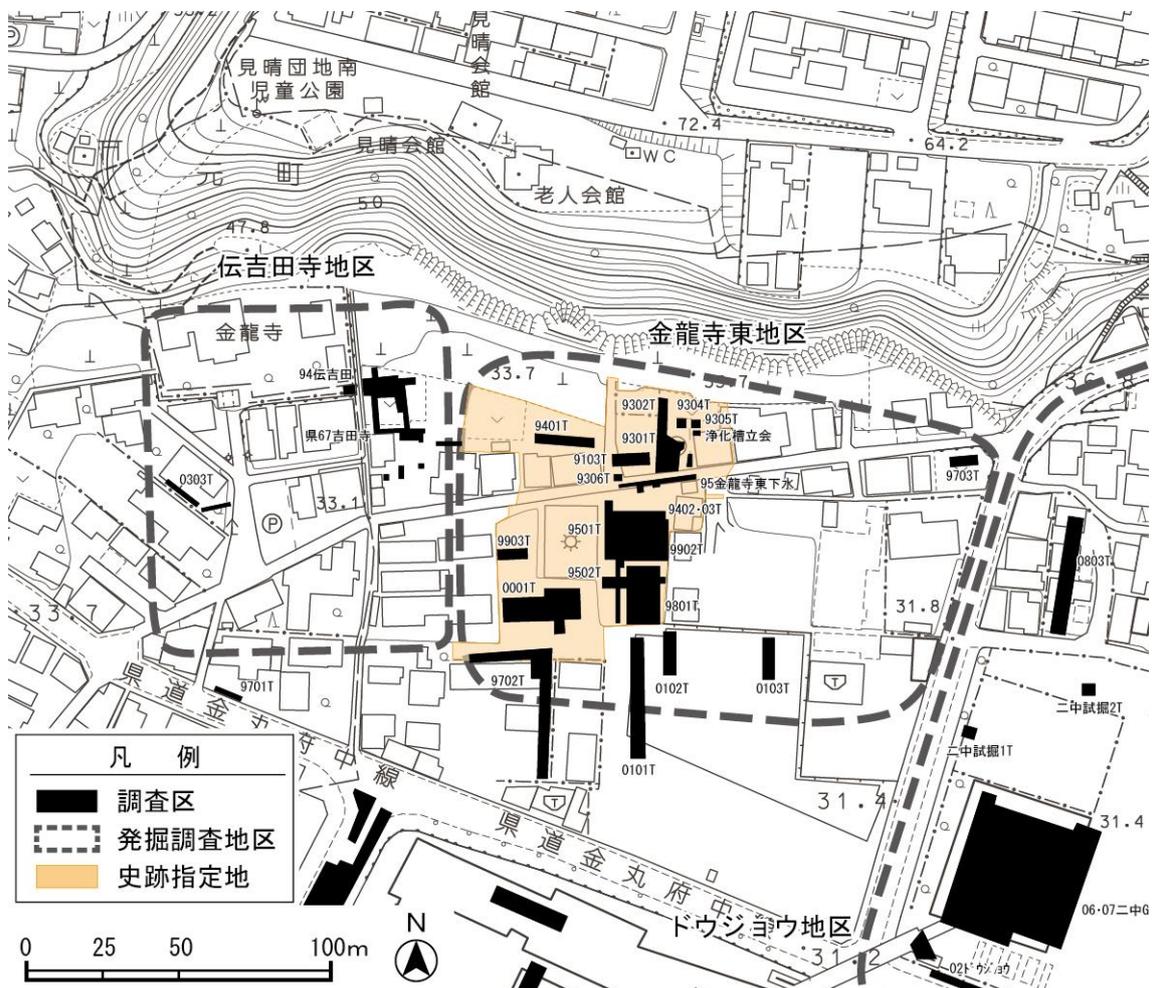
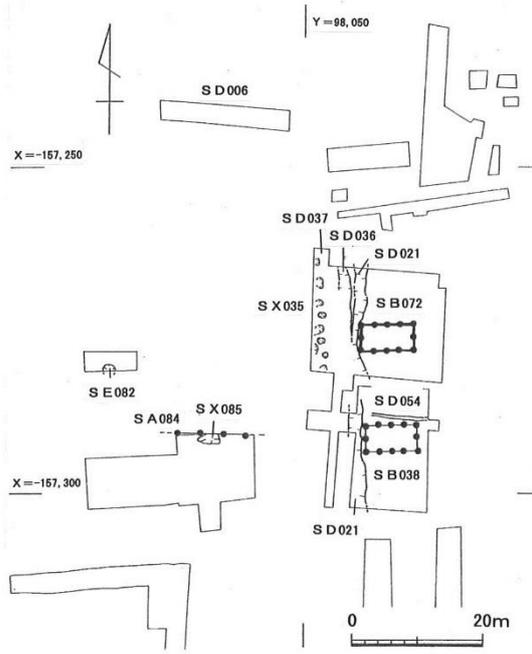
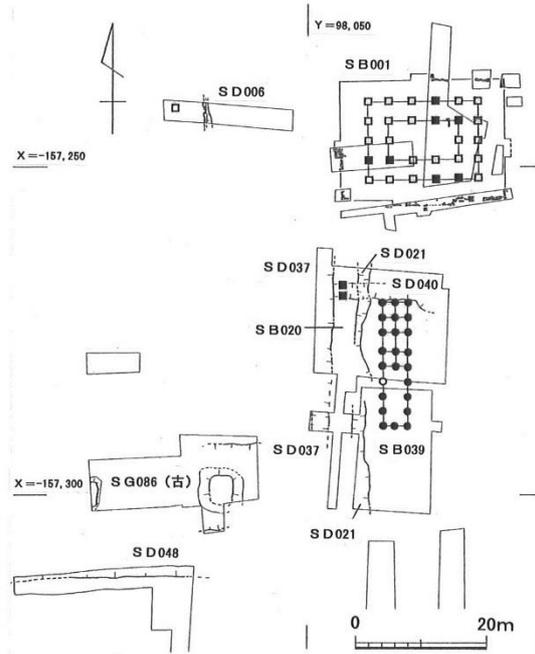


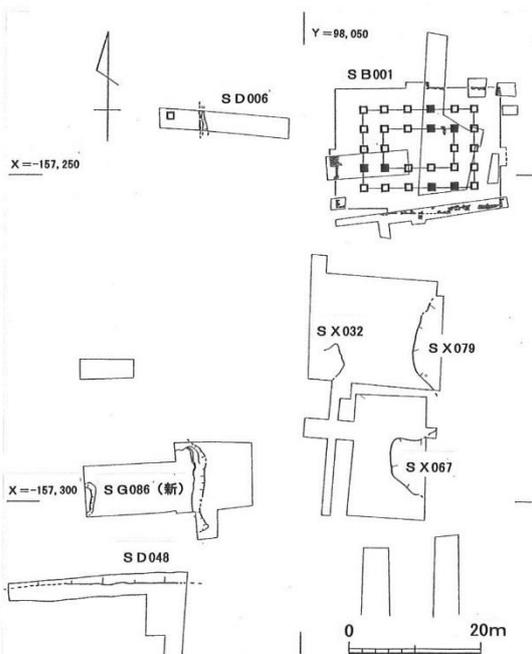
図 3-6 金龍寺東・伝吉田寺地区調査区配置図



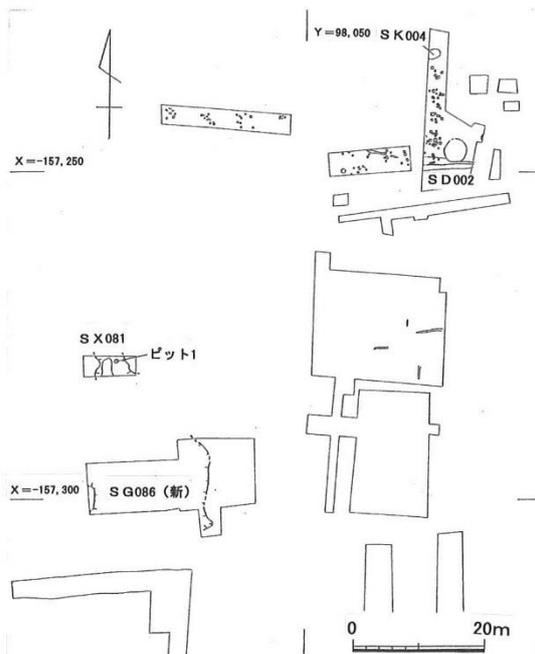
① 備後国府Ⅰ期（7C末頃～8C後半）



② 備後国府Ⅱ期①（8C末～10C前半）



③ 備後国府Ⅱ期②（10C後半～末）



④ 備後国府Ⅲ・Ⅳ期（11C初頭～13C代）

図3-7 金龍寺東地区遺構変遷図

③ 砂山地区

砂山地区は、砂川(音無川)のすぐ西側にあり、ドウジョウ地区の南側、ツジ地区から少し離れた西側に所在している。

備後国府Ⅰ期前半の砂山地区については不詳であるが、Ⅰ期後半については、下水道工事立会でⅠ期後半の瓦がまとまって出土している地点があり、瓦葺建物の存在が想定できる。国府に関わる施設が設置されていた可能性がある。

備後国府Ⅱ期については、南側では下水道工事立会で、この時期の瓦がわずかに出土し、瓦葺建物が継続していると想定できる。しかしながら、遺構は確認されていない。

備後国府Ⅲ期では、砂山地区の北側、県の確認調査及び都市計画街路に伴う発掘調査では、総柱の掘立柱建物4棟と井戸5基、柵列、溝などが確認されている。

備後国府Ⅳ期では、砂山地区の北側、県の確認調査及び都市計画街路に伴う発掘調査で、溝が見つかった。

以上のように、砂山地区は、南側には備後国府Ⅰ期後半にあたる時期から瓦葺建物の存在が想定でき、国府の中心施設である国庁域とみる意見もある。それ以降の時期の瓦もわずかに出土していることから、Ⅱ期についても瓦葺建物が継続して存在していると想定できる。北側では、備後国府Ⅲ期の初めから終わりにかけての掘立柱建物などの遺構が確認されている。ツジ地区では国府機能は維持されているものの、建物規模が変化し、建物配置を把握することが困難な小ピット群になっていくなかで、砂山地区では新しく建物が配置されていたことが把握できる。Ⅳ期も北側では引き続き溝などの遺構が継続して存在している。

しかし、一帯は住宅などが密集し、ごく一部しか調査が行われていないため、遺跡の内容・重要性が明確になっていない。今後、国庁の位置の確認を含め調査の必要性が極めて高い重要な地区である。



図 3-8 砂山地区全体図

④ ドウジョウ地区

ドウジョウ地区は、砂山地区の北側、金龍寺東地区の東側に位置する。

備後国府Ⅰ期後半には、0803Tにおいて東西方向の2条の区画溝が確認され、備後国府Ⅱ期にかけて、土塁もしくは築地塀が存在したことが明らかになった。区画溝やその上部からは、多量の須恵器蓋・杯・高杯を中心に丹塗土師器・瓦・埴などが出土したほか、「所」・「京」といった墨書土器も出土している。この土塁もしくは築地塀を伴う区画については、06・072中G調査で確認された東西方向の大溝を南限とすれば、南北約80mの規模を復元することが可能である。想定区画内の試掘調査では、狭小の調査のため遺構は確認されなかったが、備後国府Ⅰ期後半からⅡ期始めの丹塗土師器が多量に出土した。遺構は明らかでないが、金龍寺東地区に近接する場所に、南北約80mの区画を伴う国府関連施設があったことが推定される。

また、9703Tや0901Tでは、白磁や青磁などの貿易陶磁器も出土しており、備後国府Ⅲ期以降も、なんらかの国府関連施設が存在したことが想定されている。

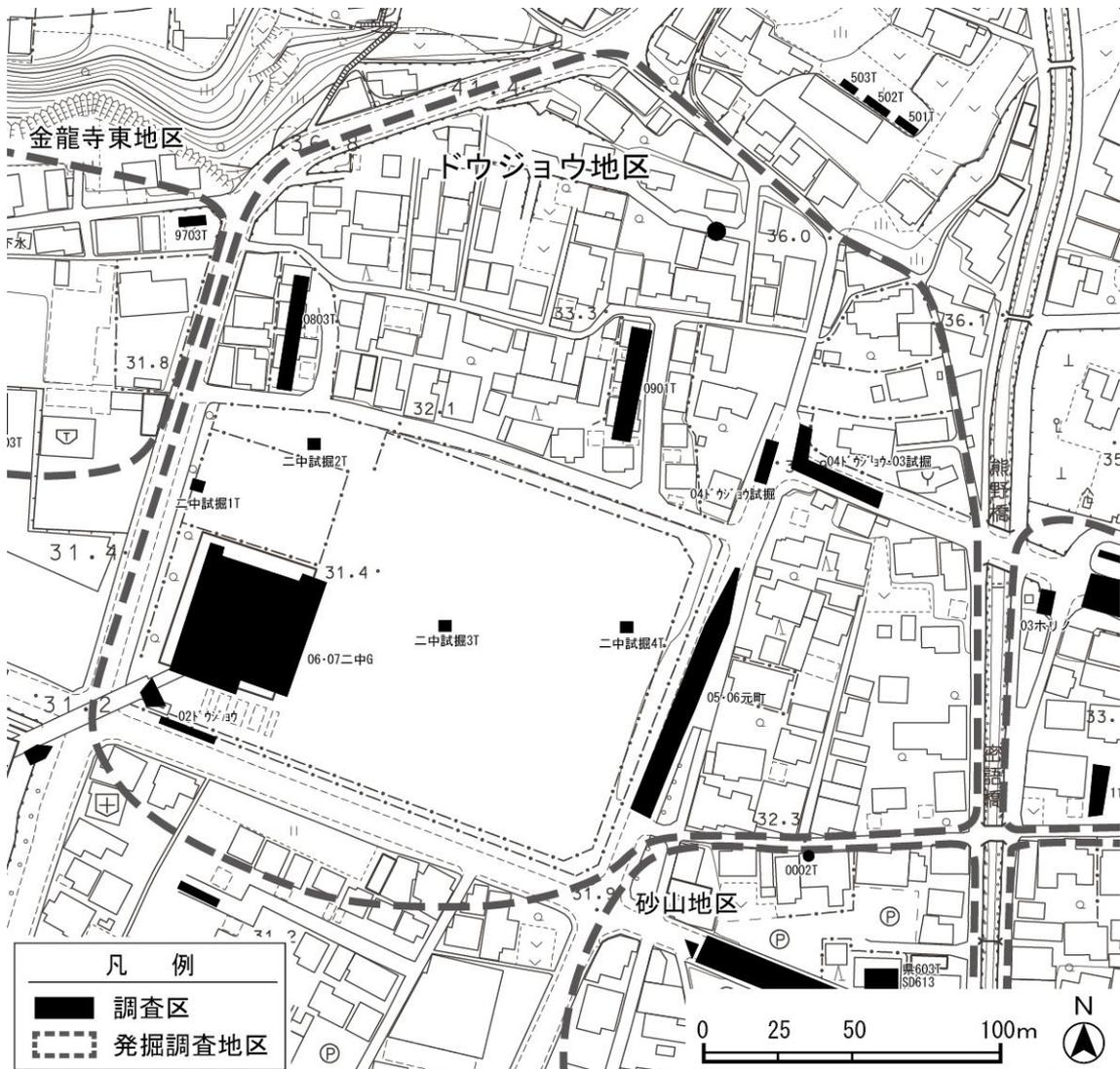


図 3-9 ドウジョウ地区全体図

⑤ 大マへ地区

大マへ遺跡は、砂川(音無川)の東側に所在し、ツジ地区の南側に位置する。

平成 16 年度(2004)の確認調査 0402Tにおいて、平安時代の区画を意図したと考えられる南北溝が検出され、また上層の包含層からは特に 10 世紀末～11 世紀初めの緑釉陶器(近江産)が多く出土したことから、一帯に 10 世紀ごろの国府関連遺跡が広がっていると推定されている。

平成 17 年度(2005)には、確認調査 0503T と個人住宅建設に伴う調査 0504T が実施された。狭小な調査区内からは、大型の建物跡など国府関連の遺構は検出されなかった。しかし一方で、古代の層位において小河川の洪水等の痕跡は認められず、比較的安定した基盤層が存在していることが確認された。

平成 19 年度(2007)に実施した確認調査 0707T は、0503T の北側でさらに砂川左岸に隣接する場所で実施した。現況の砂川川底よりも深い砂礫層の中にも古代の土器が含まれていることが確認された。

これらのことから、南北溝の周辺には、備後国府Ⅱ期にあたる 10 世紀代の国府関連施設の存在が推定されるとともに、砂川(音無川)近くまで比較的安定した基盤層が存在することが明らかになり、砂川(音無川)東側付近まで 10 世紀代の国府関連施設が存在した可能性が高いことがわかった。

⑥ ホリノ河内地区

ホリノ河内地区では、備後国府Ⅲ期の初めまでは「堀」のような機能をもった溝が存在し、国衙施設が展開していたツジ地区の周辺部であったと思われる。

しかし、備後国府Ⅲ期中頃以降には、掘立柱塀や溝、掘立柱建物跡が確認されているほか、貿易陶磁器や瓦器などの搬入品の保有において、他の地区と一線を画しており、平安時代後半から末には、この地区になんらかの特有の機能が与えられていたことが想定されている。

中世への過渡期にあたり、今後その位置付けについても考えていく必要がある。

⑦ 古代山陽道(鳥居地区など)

鳥居地区は、砂山地区から約 500m 南にあり、砂川(音無川)と才田川に挟まれた場所で、古代山陽道の北側に位置している。

昭和 55 年(1980)、豊元国説の国府推定地内に含まれる府川町に府中市文化センターの建設が計画され、これに先立つ試掘調査が昭和 55 年(1980)10 月に広島県教育委員会と府中市教育委員会で協力して実施された。この試掘調査では河川の氾濫によると思われる青灰色砂礫層の上に中世の土師質土器・陶器を含む厚さ約 20 cm の包含層は確認されたが古代の遺構は確認されなかった。しかし、建設工事中に多量の木製品・土器類が自然河道と推定されることから発見された。発見時の詳細は不明ながら、「割と広い湿地で岸に杭が並んで打ち込まれ、土器や木製品があり、人形をはじめ“板”状のもの、棒のようなものが、散らばっていた」ようである。土器の多くは平安時代のものだが古墳時代の高坏なども含まれていた。現在、その一部が府中市教育委員会に保管されている。

古代山陽道(推定)がすぐ南を通り、砂川(音無川)や才田川などの河川のそばにあることや発見された人形などの遺物から、国府域の南における、祭祀に関係する地区と想定されている。

また、平成 28 年(2016)1 月～6 月にかけて府中市教育委員会が行った発掘調査では、

古代山陽道から国府への分岐点が確認され、備後国府中心部へ向かうと考えられるほぼ真北にのびる道路遺構（進入路）、及び古代山陽道の北側の側溝が出土している。この分岐点付近については、調査成果を踏まえ「はじまりの広場」として整備している。

さらに、鳥居地区の西側約 400mの付近でも発掘調査を実施し、古代山陽道の両側の側溝が出土し、幅員が約 10mであったこと、及び古代山陽道が備後国府の南側で直線的に延びていたことを確認した。その発掘調査を行った付近は「であいの広場」として整備している。

（４）国府の宗教的施設

国府は中央国家と同様に、仏教や神祇・祭祀と深く結びついて存在した。備後国府においては、国府と関わりが窺える寺院、神社、祭祀場の所在が、発掘調査などで確認されている。

■国府中心部西方の伝吉田寺と国府背後の山林寺院青目寺

備後国府の仏教行事の一端を担っていたと考えられる伝吉田寺とともに、山林寺院の青目寺跡も国府に関わりが深い寺院と考えられる。

青目寺は、伝吉田寺から約 2～2.5 km北方に位置している山林寺院で、国府背後の亀ヶ岳（標高 539m）の山頂付近にある七つ池周辺の南北約 1 km、東西約 700mに渡って遺構の広がりが確認されている。

これまでの分布調査・確認調査によって、七つ池周辺の北御堂・中御堂・西御堂・東御堂・南御堂において、20 か所以上に及ぶ建物に伴うと推定される平坦地が確認されているほか、中御堂には桁行 5 間、梁間 2 間以上の礎石建物跡、東御堂には 1 間四面の礎石建物跡が確認されている。9 世紀の緑釉陶器、南北朝期の青白磁などが出土しており、現青目寺に伝わる平安時代初期の仏像とともに、発掘調査からも平安時代初期に開基し中世にかけて伽藍を展開した寺院であったことが明らかになっている。加えて、8 世紀代の布目瓦が出土している山腹の現青目寺（青目寺観音堂遺跡）とともに、この寺院の創建が奈良時代に遡る可能性が高い。

また、「かつて天台宗の寺院であった」との共通した伝承をもつなど、伝吉田寺と青目寺の関係が深かったことも窺え、2つの寺院間で平地の寺と山の寺の関係が成り立つ可能性が高い。

よって、青目寺が国府中心部に隣接した伝吉田寺とも深い関わりをもち、ともに国府に関わる寺院のネットワークを形成し、宗教面での国府機構の一部を担っていたことが想定される。

■神社（総社・日吉神社・南宮神社）

11 世紀後半以降、国司は神社を巡行して行っていた神拝から、諸神を 1 か所に合祀してそこに神拝するようになる。その諸神合祀の神社が総社で、平安後期の国府付近か国府内に設けられた可能性が高いことから、総社所在地も国府跡推定の手がかりとされている。備後国府においては、国府中心部を緩やかに俯瞰するツジ地区の北側丘陵上に総社が所在している。

総社以外にも、国府との関わりが窺える神社として、日吉神社（本山町）と南宮神社（栗柄町）、備後一宮（吉備津神社：福山市新市町）、式内社の甘南備神社（出口町）などがある。

日吉神社は備後国府の北方亀ヶ岳の山麓に所在している神社で、青目寺の開基と同じ弘仁 4 年(813)に勧請されたという伝承があり、平安時代に神仏習合の思想が盛んにな

り、仏法擁護の神として寺院が鎮守神を勧請されることが多くなったことを受け、青目寺の鎮守神として勧請されたものである。備後国府鎮護を目的にしていたとみる考え方があり、日吉神社が青目寺に伴う神社と考え、国府の宗教面を担う機構の一部をなしていたともいえる。

栗柄町に所在する南宮神社は、大同2年(708)創祀と伝えられ、古くより備後の国中三社(南宮神社・吉備津神社・真宮神社)の大社と称された神社である。備後国の国府の南に鎮座し、また、12世紀~13世紀の神像群が十躯あまり伝わっており、備後国府と密接な関係があったことが推測されている。

■祭祀場(祓所)

国府中心部の南方に位置する鳥居地区が祓所と想定される。平安時代前半の人形や墨書土器「権介」が出土している。

この鳥居地区は、砂山地区とツジ地区の間を流れる砂川沿いの推定山陽道に隣接する場所にあり、国府域の南端付近の山陽道沿いに祓所が所在したことが想定される。

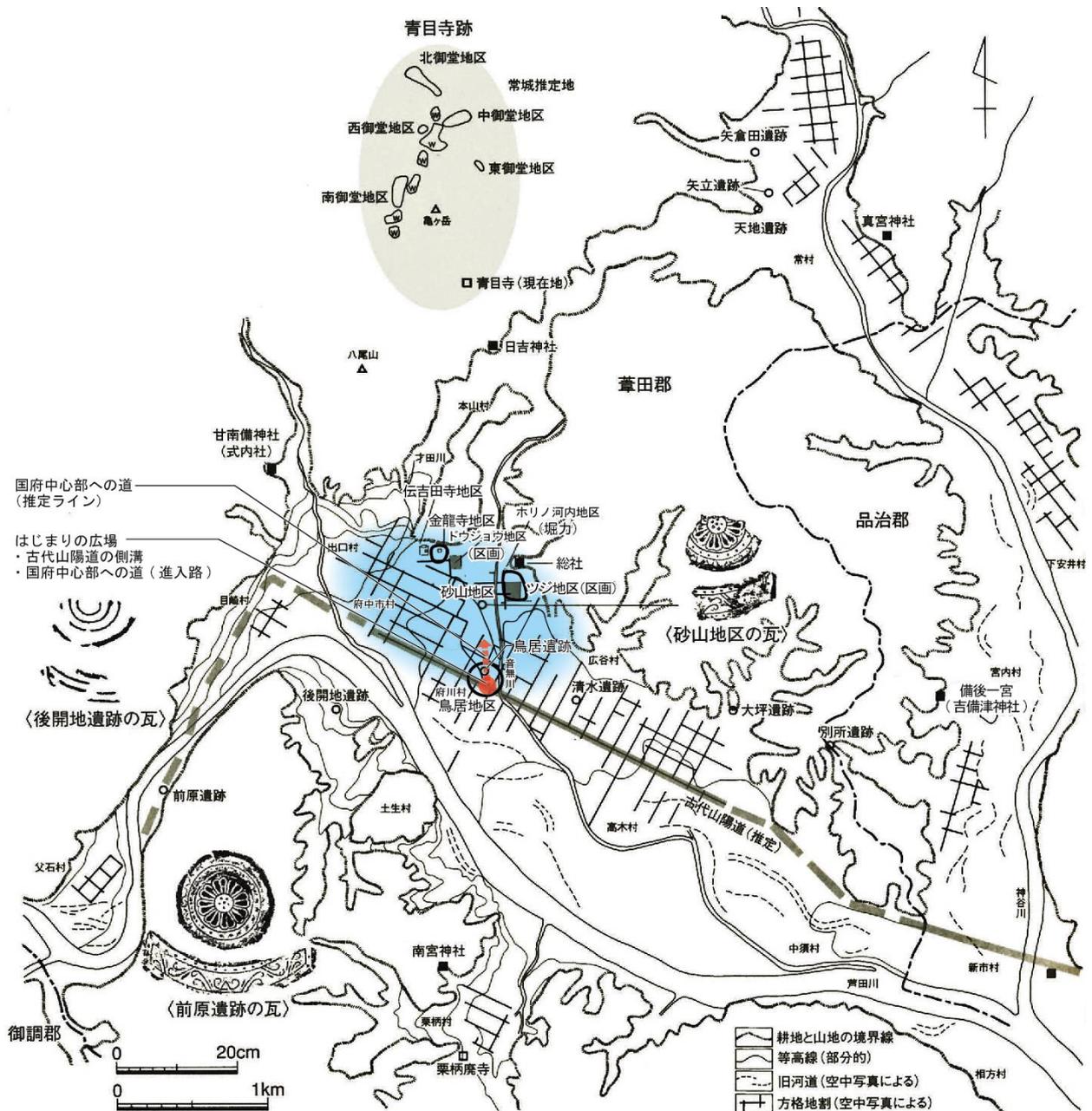


図 3-10 備後国府付近の古代景観構成要素

第2節 指定に至る経緯

備後国府跡は、広島県南東部、旧国・郡の区分では備後国南部の葦田郡に属する。瀬戸内海に注ぐ備後南部最大の河川である芦田川の河口から 30km 程度上流に位置し、概ね西から東へ流下する芦田川の北岸に形成された沖積平野の北西部に立地する。

現況は、JR の駅や市役所等の公共施設に近い、市中心部の市街地である。一部に公民館や駐車場など比較的広い敷地もあるが、狭い路地の入り組んだ街区内に、戸建ての個人住宅が立ち並んでいる場所が大部分である。

こうした立地条件及び環境（市街地）にある備後国府跡の史跡指定に至る経緯を整理する。

広島県及び府中市では、1970 年代以降の発掘調査成果に基づき、ツジ地区、金龍寺東地区を含む古代山陽道（推定）から北側の市街地一帯を埋蔵文化財包蔵地「府中市街地遺跡群」として周知している。

試掘・確認調査及び発掘調査で確認された主要遺構については、開発事業計画変更など開発事業者の協力を得て、地下に保存されている。金龍寺東地区の一部については、発掘調査成果に基づいて平成 4 年(1992)に府中市指定史跡とし、市が土地を公有化した。ツジ地区についても、一部で計画されていた都市計画道路について計画変更を働きかけ、改築予定の公民館を遺構密集地外に移転し遺構面に影響のない工法で建築するなどの積極的な現地保存措置を講じてきた。既存建物が存在する発掘調査未実施部分についても、一帯は近世以降の造成等により土砂が厚く堆積しており、既存の建築物も大幅な地下掘削を伴わない低層個人住宅が大半であることから、良好な状態で遺構が保存されていることが判明してきた。

遺跡の価値の普及については、発掘調査現地見学会の開催や府中市歴史民俗資料館における常設展示に加え、遺跡現地における説明看板設置、リーフレットの作成・配布、各種講演会・出前講座等も積極的に行っている。

遺跡地権者を含む地元住民も、発掘調査や普及事業等で作業員・インストラクター等に従事するほか、地元和裁士による十二単などの国府の時代衣装の制作・寄贈、市の夏祭りの名称が公募で「備後国府まつり」となる（平成 25 年(2013)）など、当該遺跡の価値及び保護に対して深い関心と理解を寄せている。市議会でも「備後国府跡の保護に関する決議」が議決され（平成 24 年(2012)）、行政と住民が一体となって、遺跡の保存・活用を図ろうとする機運が高まっている。

府中市教育委員会では、平成 16 年度(2004)に、備後国府跡の中心施設国庁の特定と積極的な保存・活用を図ることによってまちづくりの核としようとする「府中市国府プロジェクト」を策定していたが、それらの機運の高まりとともに、平成 24 年(2012)に同プロジェクトを一部修正し、国庁発見のための調査を継続しながらも、これまでの調査成果を整理し学術的に価値付けすることを目的として、総括報告書の作成に取り組んだ。

その結果、備後国府跡において最も調査が進捗し、国府の主要施設が展開していることが判明したツジ地区と金龍寺東地区について、学識経験者で構成される府中市備後国府跡調査研究指導委員会から、全国的視野から見ても高い価値を有する旨の評価を得たことから、当該地点の地権者の意向を確認し、同意が得られた範囲について意見具申を行うことにした。

備後国府跡は、府中市にとって、市のアイデンティティーを示す特別な遺跡である。

14世紀代にこの地が「府中」・「国府」と呼ばれていたことが『存覚一期記』や『周防吉川家文書』に記されているなど、国府が衰退した後も数々の名残を留め、現在の市名にも受け継がれている。現代につながる地域の歴史を知るうえでも重要な遺跡である。史跡指定を受けることによって、国府が府中市に所在した事実が広く認知されることになり、市民の故郷への誇りが高まる。さらに、現状では、宅地化によって現地に赴いても国府をイメージ出来ないが、周辺には国府に関する神社や寺院跡ほか様々な遺跡が点在しており、現地が保存され整備されると国府を偲べる核となる場所が生まれ、国府を活かしたまちづくりのシンボルになる。

本市では、備後国府跡を保存し後世へ継承するとともに、住民が憩い、地域の宝を誇れる場所となるよう、住民と共に国府跡の整備・活用の議論をひろげ、専門家や行政だけでなく、市民・企業と一体となって史跡の保存・活用に取り組み始めている。

【備後国府跡に関わる主な経緯（主として発掘調査）】

○調査の開始と初期段階での成果

- ・昭和42年(1967) 伝吉田寺跡での遺構・遺物を確認
- ・昭和57年(1982) 広島県が備後国府跡の確認調査を開始
- ・昭和58年(1983) 鶉飼町で掘立柱建物跡や円面硯が見つかる
- ・昭和59年(1984) ツジ地区の調査を開始。大型建物跡を発見
- ・昭和60年(1985) ツジ地区・砂山地区で井戸や倉庫跡を発見

○国府が府中市に所在していたことが確かなものに

- ・平成元年(1989) 出口町で掘立柱建物跡や墨書土器・緑釉陶器などを発見

○市街地北部に国府のまちが広がっていたことが推定される

- ・平成2年(1990) 国府の中心施設「国庁」発見のため、府中市による備後国府跡の確認調査を開始
- ・平成3年(1991) 金龍寺東地区で石積基壇上に建つ大型の礎石建物跡を発見。県の調査は終了
- ・平成8年(1996) 金龍寺東地区が府中市指定史跡となる
- ・平成16年(2004) 国府プロジェクト策定
- ・平成17年(2005) ツジ地区で奈良三彩の小つぼを発見
- ・平成22年(2010) ツジ地区で銅印「賀友私印」を発見
- ・平成24年(2012) ツジ地区で一辺約110mの区画をもった施設の存在が明らかになる

○これまでの調査成果をまとめた総括報告書の作成へ

- ・平成28年(2016) 総括報告書「備後国府関連遺跡1」刊行

○備後国府跡であることが学術的に明らかになった⇒史跡指定へ

- ・平成28年(2016)10月3日 備後国府跡が国史跡に指定

参考：主な調査歴及び関連報告書

表 3-2 発掘調査

調査年度	調査主体
昭和 42・57～63 年度(1967・1982～1988)	広島県教育委員会
平成元～3 年度(1989～1991)	(財) 広島県埋蔵文化財調査センター
昭和 63～平成 27 年度(1988～2015)	府中市教育委員会

表 3-3 関連報告書

報告書名	刊行年	刊行機関名
伝吉田寺跡発掘調査概報	昭和 43 年(1968)	広島県教育委員会
備後国府跡－推定地にかかる第 1 次調査概報－	昭和 58 年(1983)	広島県教育委員会
備後国府跡－推定地にかかる第 2 次調査概報－	昭和 59 年(1984)	広島県立埋蔵文化財センター
備後国府跡－推定地にかかる第 3 次調査概報－	昭和 60 年(1985)	広島県立埋蔵文化財センター
備後国府跡－推定地にかかる第 4 次調査概報－	昭和 61 年(1986)	広島県立埋蔵文化財センター
備後国府跡－推定地にかかる第 5 次調査概報－	昭和 62 年(1987)	広島県立埋蔵文化財センター
備後国府跡－推定地にかかる第 6 次調査概報－	昭和 63 年(1988)	広島県立埋蔵文化財センター
備後国府跡－推定地にかかる第 7 次調査概報－	平成元年(1989)	広島県立埋蔵文化財センター
備後国府跡－推定地にかかる第 8 次調査概報－	平成 2 年(1990)	(財) 広島県埋蔵文化財調査センター
備後国府跡－推定地にかかる第 9 次調査概報－	平成 3 年(1991)	(財) 広島県埋蔵文化財調査センター
備後国府跡－推定地にかかる第 10 次調査概報－	平成 4 年(1992)	(財) 広島県埋蔵文化財調査センター
備後国府跡－都市計画道路建設にともなう発掘調査概報－	平成元年(1989)	府中市埋蔵文化財調査団
備後国府跡－推定地にかかる 1990 年度調査概報－	平成 4 年(1992)	府中市教育委員会
備後国府跡－推定地にかかる 1991 年度調査概報－	平成 5 年(1993)	府中市教育委員会
府中市内遺跡 1	平成 7 年(1995)	府中市教育委員会
府中市内遺跡 2	平成 8 年(1996)	府中市教育委員会
府中市内遺跡 3	平成 9 年(1997)	府中市教育委員会
府中市内遺跡 4	平成 11 年(1999)	府中市教育委員会
府中市内遺跡 5	平成 12 年(2000)	府中市教育委員会
府中市内遺跡 6	平成 13 年(2001)	府中市教育委員会
府中市内遺跡 7	平成 14 年(2002)	府中市教育委員会
府中市内遺跡 8	平成 16 年(2004)	府中市教育委員会
府中市内遺跡 9	平成 17 年(2005)	府中市教育委員会
府中市内遺跡 10	平成 18 年(2006)	府中市教育委員会
府中市内遺跡 11	平成 19 年(2007)	府中市教育委員会
府中市内遺跡 12	平成 20 年(2008)	府中市教育委員会
府中市内遺跡 13	平成 21 年(2009)	府中市教育委員会
府中市内遺跡 14	平成 22 年(2010)	府中市教育委員会
府中市内遺跡 15	平成 23 年(2011)	府中市教育委員会
府中市内遺跡 16	平成 24 年(2012)	府中市教育委員会
府中市内遺跡 17	平成 25 年(2013)	府中市教育委員会
府中市内遺跡 18	平成 29 年(2017)	府中市教育委員会
備後国府関連遺跡 1－第一分冊－	平成 26 年(2014)	府中市教育委員会
備後国府関連遺跡 1－第二分冊－	平成 28 年(2016)	府中市教育委員会

第3節 指定の状況

1 指定告示

平成28年(2016)10月3日付の官報(号外)において、文部科学省告示第140号により、次のように史跡指定が告示されている。

【文部科学省告示第140号】

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年10月3日

文部科学大臣 松野 博一

名称：備後国府跡

所在地：府中市元町(字・地番は下記)

地域

- 広島県府中市元町字五反田 207番1、207番2、207番3
- 同 字コヤ田 210番4
- 同 字松原 205番5、212番1、270番5、270番6、270番8、271番1、271番2、271番3、271番4、271番5、272番1、272番2、278番1、278番2、278番3、278番4、278番5、278番6、278番7、278番8、278番9、278番10、278番11
- 同 字ツジ 260番2、261番5、262番、276番、277番1、277番2、277番3
- 同 字ウシロ 264番
- 同 字古ヤ 265番
- 同 字東シ 266番、267番、618番1、618番2の一部(実測38.57㎡)、618番6、618番10
- 同 字市場 268番1、268番2、268番3、269番1、269番3、269番4
- 同 字スミ田 273番1、273番2、274番
- 同 字寺ノマヘ 279番2
- 同 字仁王堂 321番1、321番2
- 同 字アタラシヤ 322番1
- 同 字北ノ角 323番
- 同 字マエ 329番1、329番3、330番1、330番2、330番3、330番4、330番5、330番6
- 同 字道ノ下タ 333番、334番1、334番2、334番3
- 同 字ホリノ河内 337番2、337番7、337番8
- 同 字スミヤ 263番
- 同 字ワキ 275番
- 同 字明セン 331番3
- 同 字古ル川 600番1、600番3
- 同 字一丁田 602番1、602番2、602番3、602番4、603番、605番3
- 同 字石井 616番1、616番3の一部(実測57.38㎡)、616番12、617番2、617番3、617番4、617番5、617番7、617番8、617番9

右の地域に介在する水路敷、広島県府中市元町字松原212番2と同字市場269番2に挟まれ同字仁王堂283番2に西接するまでの道路敷、同字松原278番2に北接し同字ホリノ河内337番8に南接するまでの道路敷、同字古ヤ265番と同字宮ノワキ229番に挟

まれ同字市場 223 番 1 に北接するまでの道路敷、同字古ヤ 265 番に西接し同字サ、ヤキ 257 番 2 に東接するまでの道路敷、同字東シ 618 番 2 に南接し同字一丁田 605 番 4 に北接するまでの道路敷、同字東シ 618 番 2 に東接し同字石井 51 番 3 に南接するまでの道路敷、同字ホリノ河内 337 番 7 に東接し同字ホリノ河内 337 番 8 に東接するまでの道路敷、同字松原 270 番 2 に東接し同字松原 278 番 2 に東接するまでの水路敷、同字ツジ 260 番 1 に北接し同字ツジ 276 番に西接するまでの水路敷、同字古ヤ 265 番に西接する道路敷に西接し同字スミヤ 263 番に西接するまでの水路敷、同字東シ 618 番 2 に南接する道路敷に南接する水路敷、同字市場 268 番 3 に南接し同字市場 269 番 2 に南接するまでの水路敷、同字仁王堂 321 番 2 に東接し同字明セン 331 番 3 に南接するまでの水路敷、同字ホリノ河内 337 番 7 に東接する道路敷に東接し同字明セン 331 番 3 に西接するまでの水路敷、同字一丁田 605 番 4 に北接する道路敷に北接し同字石井 51 番 3 に南接するまでの水路敷を含む。

2 指定説明文とその範囲

(1) 指定説明文

備後国府跡

広島県府中市

備後国府跡は、広島県南東部を流れ瀬戸内海にそそぐ芦田川が形成した沖積平野に位置する古代備後国の国府跡である。『延喜式』では備後国の等級は上国とされ、守、介、掾、目、各一名の国司が赴任したとされる。現在、府中市の市街地となっているこの場所は、『倭名類聚抄』に「国府在」と記載がある古代の葦田郡に属することに加え、古代末の成立とされる総社（小野神社）が存在すること、「府中」という地名が現在まで残ることから、長らく国府の存在が推定されてきた地域であった。

昭和 42 年度(1967)以降、広島県教育委員会や府中市教育委員会等が継続的に実施してきた発掘調査によって、府中市市街地の広い範囲において古代の遺構を確認している。すなわち、8 世紀から 12 世紀に及ぶ遺構変遷が明らかになった金龍寺東地区とツジ地区を筆頭に、備後南部最古段階の創建である伝吉田寺跡、土塁を伴う区画溝から「所」「京」といった墨書土器が出土したドウジョウ地区、倉庫とみられる総柱掘立柱建物 2 棟が確認された砂山地区、区画溝から 10 世紀後半の近江産緑釉陶器が多量に出土した大マヘ地区、古代山陽道推定地に近接して長さ 60 センチメートルを超える人形や国司に関わる「権介」の墨書土器が出土した鳥居地区等、地方政治の拠点が存在したことを色濃く示す遺構・遺物が集中することが判明している。

発掘調査で内容が明らかになった市街地北西部の金龍寺東地区と同北東部のツジ地区では、Ⅰ期（7 世紀末～8 世紀後半）、Ⅱ期（8 世紀末～10 世紀）、Ⅲ期（11 世紀～12 世紀後半）、Ⅳ期（12 世紀末～13 世紀）の遺構変遷を把握している。

金龍寺東地区では、まずⅠ期に数棟の掘立柱建物群が建てられ始める。Ⅱ期には中心建物として乱石積基壇をもち四面廂を巡らせた瓦葺礎石建物等、2 棟の礎石建物が造営され、その南には南北棟長舎建物と、中島をもつ苑池が築造されたのち、Ⅲ期以降に廃絶を迎えた。苑池からの出土遺物には墨書土器や唐三彩等が含まれる。また、金龍寺東地区の西側に近接して、昭和 17 年(1942)に広島県立府中高校教諭であった豊元国氏によりいち早く発掘調査が行われた伝吉田寺跡が位置する。これまでの調査では塔と講堂の基壇が確認されており、塔基壇は一辺 14.5 メートルと地方古代寺院としては規模が大きい。出土瓦から、創建は七世紀後半に遡ると考えられる。

ツジ地区は、市街地全体に残る条里型地割とは異なる正方方位地割が存在することから、備後国府政庁域の存在が指摘されたこともある地区である。まずⅠ期に、ほぼ方一町に巡る区画溝に囲まれた正方方位の掘立柱建物が出現する。溝で囲まれた区画中央部では、地鎮遺物と考えられるガラス小玉 54 個を納めた奈良三彩蓋付小壺が出土した。Ⅰ期後半の 8 世紀中頃になると区画内の建物は再構成され、区画の中心付近を通る南北軸線上に、廂付を含む東西棟掘立柱建物群が南北に建ち並んで区画の中心施設を構成するとともに、区画北東部や南東部にも掘立柱建物群が設置される。瓦の出土量からみて瓦葺建物も存在したと考えられ、ほかの地区や備後国分寺で共通して用いられる平城宮式軒瓦（いわゆる国府系瓦）のうち最初期のものが本地区と砂山地区で使用されている。Ⅱ期には区画溝が失われるが、掘立柱から礎石建ちに造りかえられた二面廂付東西棟建物と、小規模な掘立柱建物群から成る施設が営まれた。Ⅲ期以降には大型の建物群は認められなくなり、小規模な掘立柱建物が建てられる。

ツジ地区の出土遺物には国府系瓦、腰帯具、陶硯や、須恵器・土師器の供膳具などがあるだけでなく、備後国内ではほかに例を見ない量の国産施釉陶器や貿易陶磁器が出土したことが注目される。緑釉陶器は京都産や近江産、灰釉陶器は東海産が多数を占め、皿・椀類といった供膳具を主とする。貿易陶磁器も白磁と越州窯系青磁等の高級食器を中心としている。こうした遺物の出土からみてもツジ地区には、文書行政、給食、饗応などに用いられた備後国内で最も格式高い施設の一つが存在したと考えられる。また、陶硯類や国産施釉陶器・貿易陶磁器はⅠからⅢ期を通じて出土することから、建物配置等に変化は認められるものの、この施設は当該時期を通じて同様の機能を有していた可能性が考えられる。

これに前後して、金龍寺東地区や伝吉田寺跡をはじめほかの地区でも、政治あるいは宗教施設等が広域で整備され、8 世紀後半以降はその多くにツジ地区と同範の平城宮式軒瓦が共通して使用されることから、これらの施設が相互に関連して一体的に機能していたことが分かる。

したがって、国庁こそ未確認ながら、府中市市街地に展開している以上の遺構群は、備後国府の多様な構成要素として理解することが適当と考えられる。8 世紀から 12 世紀にかけて、国府の成立から衰退までの変遷を知ることができ、古代の地方支配の実態を知る上で極めて重要な遺跡といえる。よって、様相が判明し条件の整った地区につき史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

出典：「月刊文化財」（平成 28 年 9 月号）より

※一部追記（補足）

（2）指定の範囲・面積

史跡指定地の範囲は、前記の地域（地番）であり、図面上で示すと P 64、65 の図のようになる。

なお、指定の対象地域の面積は、次のとおりである。

○指定面積 19,488.36 m²

うち、ツジ地区 14,128.40 m²、金龍寺東地区 5,359.96 m²

3 史跡を管理すべき団体の告示

平成 28 年(2016)12 月 8 日付の官報において、文化庁告示第 64 号により、史跡（備後国府跡）を管理すべき地方公共団体として府中市が指定されている。

【文化庁告示第 64 号】

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 113 条第 1 項の規定により、次の表の上覧に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 28 年(2016)12 月 8 日

文化庁長官 宮田 亮平

名称（上覧）：備後国府跡

指定告示（上覧）：平成 28 年(2016)文部科学省告示第 140 号

地方公共団体名（下欄）：府中市（広島県）

4 指定地の状況

(1) 土地所有

史跡指定地（19,488.36 m²）の土地所有は、平成 31 年(2019)3 月現在、全体の 30.0%にあたる 5,836.91 m²を府中市が所有し、残りの 70.0%、13,651.45 m²は民有地となっている。

公有地（府中市）と民有地の筆ごとの範囲は、次頁（ツジ地区）、次々頁（金龍寺東地区）の図のとおりである。

表 3-4 土地所有の状況

平成 31 年(2019)3 月現在

区分	所有者	面積 (m ²)	構成比 (%)	該当地目	
全体	府中市	5,836.91	30.0	畑、雑種地、宅地、公衆用道路、水路	
	民有地	個人	11,141.34	57.1	田、畑、雑種地、宅地、公衆用道路、水路
		企業	745.44	3.8	宅地
		宗教法人	1,764.67	9.1	田、畑、宅地、公衆用道路
		小計	13,651.45	70.0	
	合計	19,488.36	100.0		
ツジ地区	府中市	2,879.36	20.4	宅地、公衆用道路、水路	
	民有地	個人	9,785.89	69.3	田、畑、雑種地、宅地、公衆用道路、水路
		企業	745.44	5.3	宅地
		宗教法人	717.71	5.1	田、宅地、公衆用道路
		小計	11,249.04	79.6	
	合計	14,128.40	100.0		
金龍寺東地区	府中市	2,957.55	55.2	畑、雑種地、宅地、公衆用道路、水路	
	民有地	個人	1,355.45	25.3	田、畑、宅地
		企業	0.00	0.0	—
		宗教法人	1,046.96	19.5	畑
		小計	2,402.41	44.8	
	合計	5,359.96	100.0		



凡 例

- 史跡指定地
- 史跡指定地のうち公有地（道路・水路を除く）
- ※（〇〇年）は公有地化した年度

図 3-11 史跡指定地と公有地（ツジ地区）



凡例

- 史跡指定地
- 史跡指定地のうち公有地（道路・水路を除く）
※（〇〇年）は公有地化した年度

図 3-12 史跡指定地と公有地・公有化年度（金龍寺東地区）

(2) 土地利用

史跡指定地 (19,488.36 m²) の土地所有は、宅地が 11,436.93 m² (58.7%) と最も多く、次いで雑種地 2,649.77 m² (13.6%)、田 2,246.00 m² (11.58%)、畑 1,705.96 m² (8.8%)、公衆用道路 (5.5%)、水路 372.34 (1.9%) となっている。

表 3-5 土地利用の状況

区分	地目	面積 (m ²)	構成比 (%)	備考
全体	田	2,246.00	11.5	
	畑	1,705.96	8.8	
	雑種地	2,649.77	13.6	
	宅地	11,436.93	58.7	
	公衆用道路	1,077.36	5.5	※地目記載なしの場合は現状で判断
	水路	372.34	1.9	※地目記載なしの場合は現状で判断
	合計	19,488.36	100.0	
ツジ地区	田	2,024.00	14.3	
	畑	13.00	0.1	
	雑種地	1,528.77	10.8	
	宅地	9,546.73	67.6	
	公衆用道路	750.97	5.3	※地目記載なしの場合は現状で判断
	水路	264.93	1.9	※地目記載なしの場合は現状で判断
	合計	14,128.40	100.0	
金龍寺東地区	田	222.00	4.1	
	畑	1,692.96	31.6	
	雑種地	1,121.00	20.9	
	宅地	1,890.20	35.3	
	公衆用道路	326.39	6.1	※地目記載なしの場合は現状で判断
	水路	107.41	2.0	※地目記載なしの場合は現状で判断
	合計	5,359.96	100.0	

(3) 史跡指定地に関わる法規制等

史跡指定地に関わる土地利用及び防災に関わる法規制としては、次のとおりである。

○都市計画法（市街化区域）：用途地域 ※下図を参照

- ・ツジ地区：第一種住居地域
- ・金龍寺東地区：第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域

※遊戯施設・風俗施設、工場・倉庫などの制限がある（用途制限については次頁を参照）。

○土砂災害防止法 ※P67 の図を参照

- ・ツジ地区：土砂災害警戒区域（イエローゾーン）…北西側の一部
- ・金龍寺東地区：土砂災害警戒区域（イエローゾーン）…概ね北側半分

また、ハザードマップ（P67 の図を参照）における浸水想定区域及び避難場所は、次のとおりである。

○浸水想定区域

- ・ツジ地区：ほぼ全体が0.5m未満
- ・金龍寺東地区：概ね南側半分が0.5m未満

○避難場所

- ・広谷公民館（史跡指定地内：ツジ地区）
- ・府中学園（史跡指定地外：ツジ地区と金龍寺東地区の間）

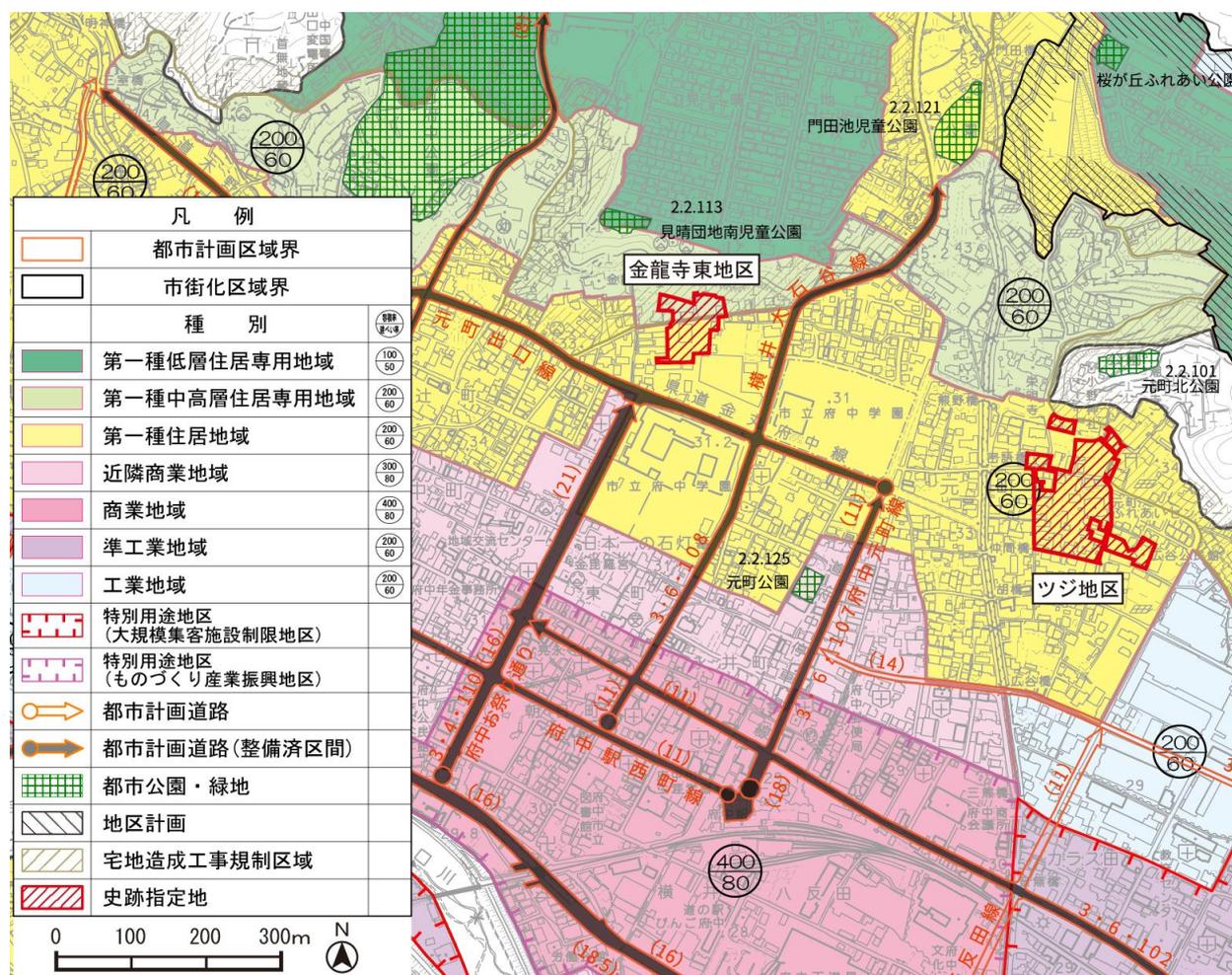


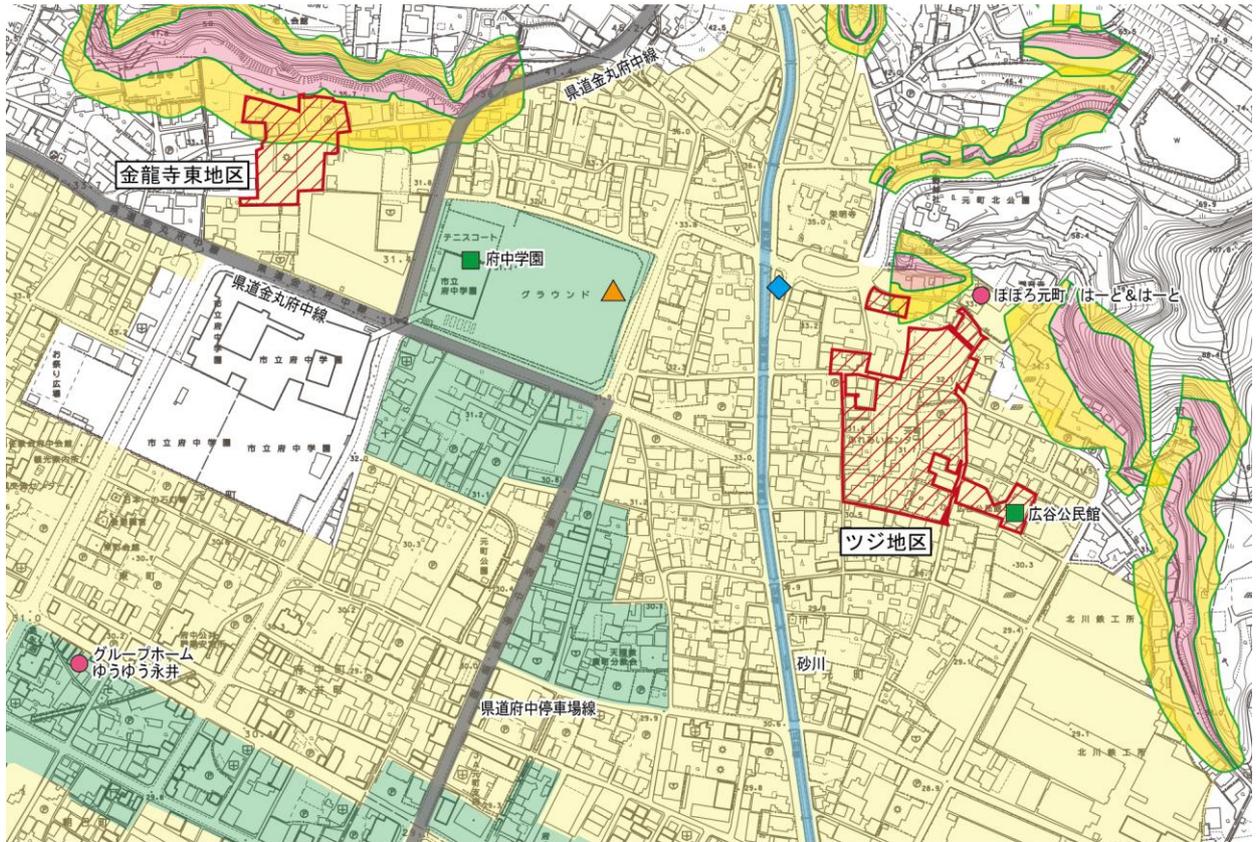
図 3-13 土地利用関係の法規制（都市計画）

表 3-6 建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
しかく 建てられる用途 しかく 建てられない用途 ①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり														
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③ 2階以下。 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く ▲ 10,000㎡以下
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの						▲	▲	○	○	○	▲	④	
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館						▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場					▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	カラオケボックス、ダンスホール等						▲	▲	○	○	○	▲	▲ 10,000㎡以下	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	▲	○	○	○	▲	▲ 10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							▲	○	○	○		▲ 客室 200㎡未満	
	キャバレー、個室付浴場等									○	▲		▲ 個室付浴場等を除く	
大規模集客施設 ^{注)}									○	○				
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲ 幼保連携認定子ども園は可
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○			
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
単独車庫（附属車庫を除く）				▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
建築物附属自動車車庫		①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		※一団地の敷地内について別に制限あり												
倉庫業倉庫								○	○	○	○	○	○	
畜舎（15㎡を超えるもの）						▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲ 2階以下
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					▲	①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○	▲政令130条の6で定めるものは可
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	○	
自動車修理工場						①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設			①	②	○	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
	量が少ない施設								○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設										○	○	○	
	量が多い施設											○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要												

本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではない。

注) 大規模集客施設とは、劇場、映画館、演芸場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるものをいう。



凡 例			
■土砂災害 がけ崩れ		土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	■ 避難場所 ● 避難行動要支援者利用施設 ▲ 防災行政無線 ◆ 水位観測所
		土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	
■浸水想定区域 深さ		0.5～1.0m未満	
		0.5m未満	

図 3-14 防災・土地利用関係の法規制（土砂災害防止法、ハザードマップ）

(4) 施設整備（公共施設）の状況

① 道路・水路

史跡指定地内には市道及び水路がある。

このうち市道については、次の路線であり、金龍寺東地区の中央部を東西に通る市道（土生元町5号線）以外は、幅員4m未満の狭隘な道路である。



ツジ地区の市道



金龍寺東地区の市道

② 公共施設（建築物）

ツジ地区の史跡指定地内には、広谷公民館が立地している。



広谷公民館

③ 説明板

備後国府跡の説明板は、ツジ地区2か所、金龍寺東地区1か所の合計3か所に整備している。



史跡（遺構）説明板（ツジ地区）



史跡（遺構）説明版（金龍寺東地区）

④ その他

市街地（史跡指定地を含む）内には消火栓及びホース格納箱を設置している。

第4章 史跡の価値

第1節 備後国府跡の価値（本質的価値）

1 史跡指定地における文化財の価値（本質的価値）

史跡の本質的価値とは、「史跡の指定に値する枢要の価値」であり、その全容は指定説明文において明示されている。

史跡の保存・活用の原点となるのは、当該史跡が指定に値する本質的価値とは何かを明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。

※出典：「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」平成27年(2015)3月 文化庁文化財部記念物課

したがって、指定説明文に立脚するとともに、後述の「全体的な価値」との関係を検討しながら、備後国府跡の価値（本質的価値）を総括的に再整理・再確認し、次のように明示する。

※文末の（ ）のアルファベットは、本節「2 備後国府跡の全体的な価値」の事項（見出しのアルファベット）に対応しており、関連性が強いものを示している。

●8世紀から12世紀にかけて、国府の成立から衰退までの変遷を知ることができ、古代の地方支配の実態を知る上で極めて重要である。(a b d f)

- ・発掘調査によりⅠ期（7世紀末～8世紀後半）、Ⅱ期（8世紀末～10世紀）、Ⅲ期（11世紀～12世紀後半）、Ⅳ期（12世紀末～13世紀）の遺構変遷を把握している。
- ・ツジ地区では、国府系瓦、腰帯具、陶硯類や須恵器・土師器の供膳具のほか、備後国内では例をみない量の国産施釉陶器・貿易陶磁器がⅠからⅢ期を通じて出土しており、国内あるいは中国大陸との流通を類推することができる。また、建物配置等に変化は認められるが、当該時期を通じて文書行政、給食、饗応などに用いられた備後国内で最も格式高い施設のひとつが存在したと考えられる。
- ・金龍寺東地区では、Ⅰ期に数棟の掘立柱建物群が建てられ、Ⅱ期には中心建物として乱石積基壇をもち四面廂を巡らせた瓦葺礎石建物等、2棟の礎石建物が造営され、その南には長舎建物と中島をもつ苑池が築造された。苑池からの出土遺物には墨書土器や唐三彩等が含まれる。

●当該史跡及び遺構群は史跡指定地外（隣接、近接地）を含め、政治あるいは宗教施設等が広域で整備され、これらの施設が相互に関連して一体的に機能しており、備後国府の多様な要素を構成している。(a b c d e g)

- ・ほぼ方一町の区画溝に囲まれた大型掘立柱建物群や礎石建物群、苑池、古代寺院など国府の多様な機能を示す遺構群とともに、国産施釉陶器や貿易陶磁器など、国府で使用されていたと推定される遺物が多数出土する。
- ・金龍寺東地区の西側に近接して伝吉田寺跡が位置する。塔と講堂の基壇が確認されており、塔基壇は一辺14.5mと地方古代寺院としては規模が大きい。
- ・ツジ地区以外（金龍寺東地区や伝吉田寺跡をはじめほかの地区）でも、政治あるいは宗教施設等が広域で整備され、8世紀後半以降はその多くにツジ地区と同範の平城宮式軒瓦が共通して使用されている。

2 備後国府跡の全体的な価値

史跡備後国府跡は、古代備後国の国府の中心部を構成する重要施設が存在したことが明確になった場所が史跡に指定されたものであり、史跡指定地周辺においても、国庁を含む重要施設が広がっていると同時に、より広範囲の地域においても、備後国府に関わる遺跡、寺社、文化財、地理・地形等から知ることができる価値が内包されている。そこで、史跡備後国府跡の指定地における価値に加え、備後国府跡の全体的な価値を別に明記して整理する。

■国府の構造や地方支配の実態を知ることができる

a 国府の中心部の一端が明らかになっている。

国庁の場所は未確定ながら、史跡指定地のツジ地区・金龍寺東地区ほか指定地外の地区を含む備後国府中心部において、国府を構成する多様な構成要素として理解できる遺構群が展開し、政治あるいは宗教施設等が広域で整備されるとともに、これらの施設が相互に関連して一体的に機能していたことが判明している。

b 国府の成立から衰退までの変遷を知ることができる。

指定地において、8世紀から12世紀に及ぶ遺構変遷が明らかになっている。全国的に国府の中心施設である国庁が消失する11・12世紀における国府の実態が明らかになった。

■国府を取り巻く景観を復元することができる

c 主要官道と国府中心部の位置関係が明らかになっている。

古代山陽道および古代山陽道から国府への進入路の分岐点を確認され、市街地全体に残る条里型地割が古代山陽道を基準に造られたものであること、国府への進入路をはじめ国府の主要施設が正方位を基準に造営されたことが判明し、古代の都市計画の一端が明らかになっている。

d 国府を取り巻く宗教施設の存在が明らかになっている。

国府中心部（指定地金龍寺東地区）に隣接する伝吉田寺跡、国府中心部（指定地ツジ地区）そばには総社、北方には山林寺院青目寺跡および平安時代の仏像群（県指定）、日吉神社、南方には南宮神社および平安末～鎌倉前期の神像群（重要文化財）があり、さらに、西方には式内社の甘南備神社、東方には備後国一宮の吉備津神社が存在するなど、国府と関わりが深い社寺との位置関係が明らかになっており、国府の地域支配機構のあり方や、宗教的機能を具体的に復元しうる多くの資料がある。

e 国府中心部などを俯瞰する視点場が存在する。

ツジ地区の北側には総社山が位置し、そこには備後国総社・小野神社があり、参道（石段）の途中からは、ツジ地区が直近に見え、西方向には金龍寺東地区、南方向には鳥居地区などを望むことができ、備後国府中心部を俯瞰する視点場でもある。

また、備後国総社・小野神社（総社山）の東側には、元町北公園があり、そこからは国府中心部の東側を眺望することができる。

さらに、国府中心部の北方面は山々が位置し、幾つかのポイントでは、国府中心部をはじめ府中市の市街地などを眺望することができる。

こうした視点場において、備後国府跡の位置や歴史などに関する説明板を設置したり、その他の手段で情報提供したりすることにより、地理的広がりの中で備後国府（跡）の存在や立地性を体感し、イメージをふくらますことができる。

■古代以降、現代まで継承された多様な文化財がある

f 国府の成立に関わるような遺跡が存在する。

市内およびその周辺部において、古墳時代終末期には八角形墳の尾市古墳（福山市新市町常）が築かれ、7世紀後半には古代山城常城が築城、伝吉田寺も創建されるなど、国府の設置と密接に関係すると考えられる施設が造営されている。

g 国府が府中という市名に受け継がれているとともに、関連文化財が点在している。

この地が中世以降に府中となり、市名に受け継がれるとともに、国府に関連する文化財が残されている。国府跡は「ものづくりのまち府中」の原点ともいえる遺跡であり、当市および備後地域の歴史を解明する上で欠くことのできない歴史的価値がある。

このように、備後国府跡は、史跡以外にも当時の社会や現代までの変遷をたどることができる要素が多く存在している全国的にも希少な遺跡である。

第2節 新たな価値評価の視点

史跡指定は平成28年(2016)10月と最近のことであるが、史跡指定後、史跡の南側に位置する鳥居地区において、国府に関連する次の遺構が確認されている。

- 古代山陽道と国府中心部に向かう道（進入路）の分岐点を発見
 - ・幹線道路から国府への分岐点の確認は、山陽道においては初の調査事例
- 国府への進入路は、国府中心部で確認された区画（正方位）を意識した方向
 - ・進入路は周辺に残る条里制とは異なり、備後国府中心部の軸（方位）と同じ
- 古代山陽道の側溝（北側）を確認

・古代山陽道の北側溝の確認により、古代山陽道の位置が確定した。

こうした遺構の発見・確認は、備後国府やその周辺の古代の都市計画をうかがい知る重要な要素であり、当該史跡及びその周辺に遺存している遺跡の価値や意義を高めるものである。

なお、これら遺構の確認後、埋め戻して、発掘調査の成果を活かした「はじまりの広場」を整備している。

さらに、府中市生涯学習センターの南側（前記の鳥居地区の西側約400mの地点）において、試掘調査により次の点が確認され、「であいの広場」として整備中である（平成30年度(2018)完成予定）。

- 古代山陽道の両側の側溝を確認⇒幅員は約10m
 - ・古代山陽道の道路の幅員が判明したのは広島県では初めて
- 古代山陽道が備後国府の南側で直線的に延びていたことを確認
 - ・「はじまりの広場」から「であいの広場」まで、備後国府の南側において古代山陽道が約400mにわたって直線的に延びていた。



はじまりの広場（手前は日吉神社府川石鳥居：市指定）

第3節 構成要素の特定

1 構成要素の特定の考え方

構成要素の特定においては、備後国府跡の価値（本質的価値）を構成する要素とそれ以外の要素という価値に関わる区分が求められる。

また、本計画では追加指定や関連する文化財を含めた活用など、史跡指定地だけでなく、それ以外についても、文化財の保存・活用を検討する。

したがって、次に示すように、価値と範囲の2つの軸によって構成要素を特定することとする。

		価値に関わる区分	
		備後国府跡の価値(本質的価値)を構成する要素	左記以外の諸要素
範囲に関わる区分	史跡指定地	構成要素の特定 [発掘調査によって確認された国府に関する地下遺構や出土遺物]	構成要素の特定 [発掘調査によって確認された国府に関するもの以外の地下遺構や出土遺物] [駐車場・建築物・各種設備など]
	史跡指定地以外	構成要素の特定 [発掘調査によって確認された国府に関する地下遺構や出土遺物]	構成要素の特定 [発掘調査によって確認された国府に関するもの以外の地下遺構や出土遺物] [駐車場・建築物・各種設備など]

図 4-1 構成要素の特定の考え方（2つの軸）

(1) 価値に関わる区分

史跡の保存・活用（整備等を含む）においては、本質的価値を構成するものが何であり、また、それ以外の構成要素にどのようなものがあるかを把握・整理する必要がある。

このうち、本質的価値を構成する要素は、その保存・活用が大前提となる。

また、それ以外の構成要素も一律では捉えにくく、これらの分類・特定を図り、その状況や役割等に応じて、維持保全または改修・新設を含め、整備のあり方を検討することになる。

このため、ここでは本章「第1節 備後国府跡の価値（本質的価値）」及び「第2節 新たな価値評価の視点」で明示した内容に基づき、それを構成する要素を特定する。また、備後国府跡の価値（本質的価値）を構成する要素以外については、要素の性質・役割、史跡やその保存・活用との関わりを考慮して設定する。

こうした点を踏まえ、備後国府跡を構成する要素を、大きく次のA～Eの5つに区分する。

A：備後国府跡の価値（本質的価値）を構成する要素

・「史跡の指定に値する枢要の価値」を構成する要素

A'：備後国府跡の価値（本質的価値）に関係する要素（「A」に準じる要素）

＜「備後国府跡の価値(本質的価値)を構成する要素(A)」及び「A'」以外の諸要素＞

B：歴史的環境・資源を構成する要素（「備後国府跡の価値」以外）

C：自然環境を構成する要素

D：史跡等の保存・活用に資する要素

E：その他の要素

(2) 範囲に関わる区分

史跡指定地以外については、史跡指定地の可能性や本質的価値との関係などを踏まえるとともに、関連する文化財の保存・活用などを考慮し、次の区分を設定する。

ア：史跡との一体的な保存・活用、追加指定を目指す区域（隣接地の一部）

- ・ツジ地区（史跡指定地）の隣接地において、史跡指定地に囲まれた区域、または追加指定することで史跡指定地の一体性が確保（飛び地の解消）できる区域（史跡指定時において、史跡指定を目指した区域）

イ：追加指定を検討する区域（史跡指定地周辺の市街地の一部…上記「ア」を除く）

- ・史跡指定地周辺の市街地の一部で、発掘調査により遺構等が確認させているまとまった区域……史跡指定地及び上記（ア：隣接地の一部）を除く

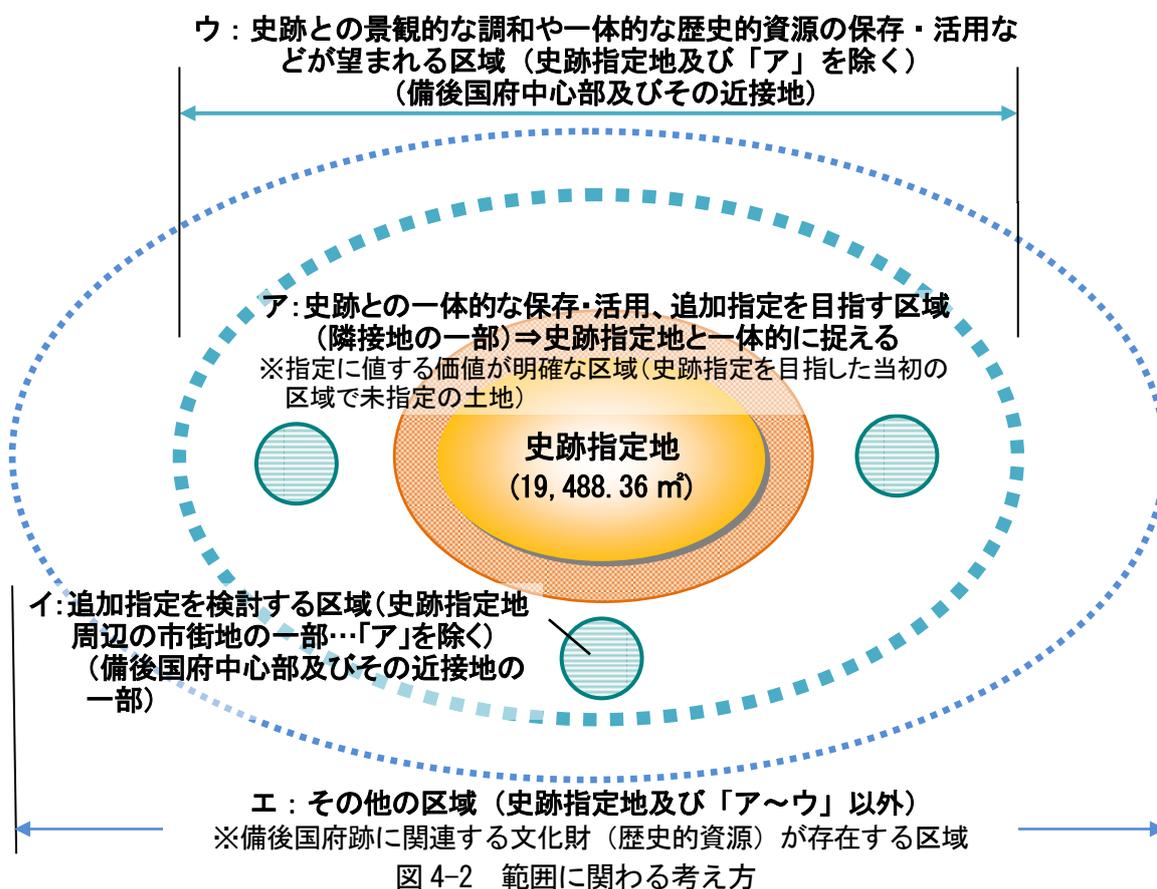
ウ：史跡との景観的な調和や一体的な歴史的資源の保存・活用などが望まれる区域（備後国府中心部及びその近接地）

- ・周辺の市街地、緑地（樹林、公園）など…史跡指定地及び上記（ア：隣接地の一部）を除く
- ・備後国府跡や関連遺構が確認できている区域または今後確認できた場合は、条件を整えば追加指定を検討

※上記のイとウは、発掘調査を行った区域の一部を除き区分が難しいことから、「備後国府中心部及びその近接地」として一体的に取り扱う

エ：上記（ア～ウ）以外の区域（その他の区域）

- ・上記（ア～ウ）以外で備後国府跡に関連する文化財（歴史的資源）が存在する区域
- ・史跡と関連つけた歴史的資源の保存・活用などを検討する
- ・「その他の区域」の主たる範囲は府中市街地の周辺。ただし、文化財（歴史的資源）の活用面から、府中市全域や近隣市町との連携も考慮



(3) 構成要素の捉え方

前記の「価値に関わる区分」と「範囲に関わる区分」を踏まえ、構成要素の捉え方を整理する。

【構成要素の捉え方：価値を構成する要素（A）、関係する要素（A'）】

<p>史跡指定地及び隣接地の一部(「A」の区域) ※「A：史跡との一体的な保存・活用、追加指定を目指す区域」(隣接地の一部で史跡指定を目指した区域のうち未指定の土地)を含む</p> <p>A：備後国府跡の価値(本質的価値)を構成する要素 ○史跡の指定に値する枢要の価値を構成する要素 ※現状保存や復旧、遺構の表現、活用などを検討する。</p>	← 追加指定の検討	<p>史跡指定地外 ※左記以外…史跡指定地及びその隣接地の一部(「A」)を除く</p> <p>A'：備後国府跡の価値(本質的価値)に関する要素 ○備後国府跡としての史跡の指定に値する枢要の価値を構成する、またはその可能性のある要素、及び備後国府跡と密接に関係する文化財(指定・未指定：古代山陽道など) ※上記の「備後国府跡としての史跡の指定に値する枢要の価値を構成する、またはその可能性のある要素」は、追加指定の可能性に関わる要素⇒追加指定を含め、保存・活用及び整備のあり方、内容を検討する。</p>
--	--------------	---

【構成要素の捉え方：上記「A」及び「A'」以外 (1/2)】

<p>史跡指定地内外</p>
<p>○計画策定の主たる範囲は備後国府中心部及びその近接地 ※今後、具体的に備後国府跡や関連する文化財などを保存・活用するにあたっては、必要に応じて田園や山地部などを含め、より広い範囲における検討を行う。</p>
<p>B：歴史的環境・資源を構成する要素(「A及びA'」以外) ○史跡指定地内外に存在する備後国府跡の価値(本質的価値)以外の歴史的環境を構成する要素 ※備後国府跡の価値(本質的価値)を構成する要素との関係などを考慮しながら、必要に応じて保存・活用及び整備のあり方、内容を検討する。</p>
<p>C：自然環境を構成する要素 ○指定地内における自然的な要素 ※備後国府跡の価値(本質的価値)及び上記Bを構成する要素との関係、環境・景観、安全・防災などを考慮しながら、保全や整備を検討する。</p>
<p>D：史跡等の保存・活用に資する要素 ○備後国府跡の価値(本質的価値)の保存(維持管理を含む)・活用において必要な要素 ○上記B・Cに関して、史跡と関連づけて保存・活用する場合において必要な要素</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡標柱、説明板、境界標、保存のための囲い等の保存施設 ・園路・広場、案内板、音声解説設備、ICT活用の解説等の公開・活用施設 ・休憩施設やトイレ、水飲み等の便益施設 ・防災設備、水道設備、照明設備等の維持管理施設 ・管理棟、倉庫等の管理運営のための建物、駐車場 など <p>※史跡等の保存・活用を検討する中で、上記のような施設・設備の整備を検討する。</p>

史跡指定地内外

E:その他の要素

○上記A・B・Cとは直接的には関わりのない要素

<例>

- ・公園・広場(史跡利用に関してトイレ、休憩施設などが利用できる場合は「D」に位置づける。)
- ・集会所(史跡利用に関してトイレなどが利用できる場合は「D」に位置づける。)
- ・店舗、事業所等の建物(同上)
- ・住宅
- ・道路、交通安全施設、交通標識(史跡利用の主要動線は「D」に位置づける。)
- ・河川、水路(自然環境を構成するものや歴史的な資源を除く)
- ・電柱・電線、街灯(直接的に史跡等の保存・活用に資する場合を除く)
- ・上下水道など

※備後国府跡の価値(本質的価値:A)の保存・活用、及びB・Cを構成する要素との関係を考慮しながら、そのあり方などを検討する。

2 構成要素の特定

価値に関わる5つの区分のうち、「A：備後国府跡の価値(本質的価値)を構成する要素」は、史跡の指定に値する枢要の価値であり、主たる要素は、史跡指定地内に存在することになる。しかし、備後国府跡においては、史跡指定地外において、指定に値する価値が明確な区域(史跡指定を目指した当初の区域で未指定の土地)があり、ここについては、史跡指定地内に含めて要素を特定する。

また、史跡指定地外において、今後、追加指定の可能性のある要素(区域)が多数あることから、Aと関連づけて「A'：備後国府跡の価値(本質的価値)に關係する要素」として取り上げる。

こうした構成要素の区分に基づき、史跡指定地及びその周辺の構成要素を特定する。

表 4-1 構成要素の特定（史跡指定地及び隣接地の一部（「ア」））

区分	A 備後国府跡の価値（本質的価値）を構成する要素	「備後国府跡の価値（本質的価値）を構成する要素(A)」以外の諸要素			
		B 歴史的環境・資源を構成する要素（「備後国府跡の価値」以外）	C 自然環境を構成する要素	D 史跡等の保存・活用に資する要素	E その他の要素
史跡指定地内	<p>地下遺構 ※確認している地下遺構</p> <p><ツジ地区> ・溝状遺構、区画溝跡 ・掘立柱建物跡(大型建物を含む) ・礎石建物跡 ・井戸跡 ・铸造関連遺構 など</p> <p><金龍寺東地区> ・建物基壇(石積み) ・礎石建物跡 ・掘立柱建物跡(大型建物を含む) ・苑地遺構(中島) など</p> <p>○出土遺物 ・国府系瓦 ・腰带具 ・陶硯、銅印 ・須恵器・土師器の供膳具 ・国産施釉陶器、貿易陶磁器 ・奈良三彩 など</p> <p>※今後の調査で確認できた場合の国府に関する遺構・遺物</p>	<p>○弥生・古墳時代の集落跡 ○その他の埋蔵文化財(平安後期～鎌倉期など)</p>	—	<p>○駐車場(広谷公民館など) ○広谷公民館 ・トイレ ・学習等の場 ○史跡(遺構)説明板 ・ツジ地区 2か所 ・金龍寺東地区 1か所 ○ホース格納箱、消火栓(防災) ○探訪(周遊)ルート(道路等)</p>	<p>○駐車場(左記以外) ○町村公会堂 ○元町ふれあいセンター ○住宅、その他の建物 ○塀・柵 ○農地(畑) ○道路、側溝、交通安全施設 ○道路標識 ○電柱・電線 ○敷地内の樹木・植栽 ○上下水道 ○井戸 ○合併浄化槽 など</p>
ア.. 史跡との一体的な保存・活用、追加指定を目指す 区域(隣接地の一部)	<p>○地下遺構、出土遺物(確認している国府に関する地下遺構、遺物) ※今後の調査で確認できた場合の国府に関する遺構・遺物</p> <p>当該区域(左記) ツジ地区(史跡指定地)の隣接地において、史跡指定地に囲まれた区域、または追加指定することで史跡指定地の一体性が確保(飛び地の解消)できる区域(史跡指定時において、史跡指定を目指した区域)</p>	<p>○弥生・古墳時代の集落跡 ○その他の埋蔵文化財(平安後期～鎌倉期など)</p>	—	<p>○消火栓(防災)</p> <p>○住宅 ○塀・柵 ○農地(畑) ○道路、側溝 ○電柱・電線 ○敷地内の樹木・植栽 ○上下水道 ○井戸 ○合併浄化槽 など</p>	

表 4-2 構成要素の特定（史跡指定地外：史跡指定地の隣接地の一部（「ア」）を除く）

区分	A' 備後国府跡の価値（本質的価値）に関する要素	「備後国府跡の価値（本質的価値）に関する要素（A'）」以外の諸要素			
		B 歴史的環境・資源を構成する要素（左記「A'」以外）	C 自然環境を構成する要素	D 史跡等の保存・活用に資する要素	E その他の要素
イウ…追加指定を検討する区域（史跡指定地周辺の市街地の一部…隣接地の一部「ア」以外）	<p>地下遺構</p> <p>※確認している地下遺構</p> <p><伝吉田寺跡></p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝吉田寺跡(県史跡) ・塔跡(基壇) ・講堂跡(基壇) ・推定回廊跡 ・推定中門跡 ・推定南門跡 など <p><砂山地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘立柱建物跡 ・井戸跡 ・柵列跡 ・溝跡 など <p><ドウジョウ地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱穴(列) ・溝跡 など <p><鳥居地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分岐点の溝跡(古代山陽道の北側側溝、国府への進入路の東側側溝、国府への分岐点…推定) ・古代山陽道の北側、南側の側溝跡…推定 ・道路遺構(国府への進入路…推定) <p><大マヘ地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・溝跡(南北) ・土坑 <p><ホリノ河内地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大溝跡(大溝群) ・掘立柱建物跡 ・柵列跡 ・溝跡、土坑 <p>○古代山陽道及び国府への道の地下遺構</p> <p>○出土遺物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国府系瓦 ・土師器、須恵器 ・白磁、青磁 ・緑釉陶器 など <p>※今後の調査で確認できた場合の国府に関する遺構・遺物</p>	<p>○備後国総社・小野神社</p> <p>○栄明寺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銅鐘(市文化財) ・その他指定文化財多数 <p>○潮音寺</p> <p>○金龍寺</p> <p>○金毘羅神社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石燈籠(市文化財) <p>○日吉神社府川石鳥居(市文化財)</p> <p>○その他神社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恵比須神社 ・西見堂荒神社 <p>○ささやき橋(密語橋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平安時代の和歌に詠まれる(古くからの備後の名所) <p>○恋しき(登録有形文化財)</p> <p>○その他の埋蔵文化財(平安後期～鎌倉期など)</p> <p>など</p>	<p>○備後国総社・小野神社周辺の樹林</p> <p>○金龍寺東地区北側の樹林</p> <p>○音無川(砂川)</p> <p>○石井の水</p>	<p>○遺構説明板</p> <p>○はじまりの広場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あずまや ・説明板など <p>○元町北公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ ・眺望点 <p>○府中市文化センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ ・学習等の場 <p>○府中市生涯学習センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ ・学習等の場 <p>○府中市立図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ ・学習等の場 <p>○お祭り広場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場 ・休憩 ・イベント <p>○キテラス府中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光案内 ・休憩 ・トイレなど <p>○金龍寺東地区の商業施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場(一部市有地) ・トイレ <p>○ホース格納箱、消火栓(防災)</p> <p>○史跡等へのアクセス(道路・交通)</p> <p>○探訪(周遊)ルート(道路等) など</p>	<p>○学校、病院</p> <p>○住宅、商業施設、事業所等の建物・敷地</p> <p>○塀・柵</p> <p>○道路、側溝、交通安全施設</p> <p>○道路標識</p> <p>○屋外広告物</p> <p>○電柱・電線</p> <p>○敷地内の樹木・植栽</p> <p>○上下水道</p> <p>○井戸</p> <p>○合併浄化槽 など</p>
他の区域	<p>○七ツ池遺跡群(青目寺・常城等)</p> <p>○栗柄廃寺</p> <p>○前原遺跡 など</p>	※B～Eは具体的な活用などを検討する際に、必要に応じて設定			



図 4-3 主な構成要素



小野神社 (構成要素B)



栄明寺鐘楼 (銅鐘は市文化財：構成要素B)



潮音寺 (構成要素B)



金龍寺 (構成要素B)



金毘羅神社・石灯籠 (市文化財：構成要素B)



日吉神社府川石鳥居 (市文化財：構成要素B)



恋しき (登録有形文化財：構成要素B)



ささやき橋 (密語橋：構成要素B)



金龍寺東地区北側の樹林 (構成要素C)



遺構説明板 (鳥居地区：構成要素D)



広谷公民館 (構成要素D)



広谷公民館前の遺構説明板 (構成要素D)



遺構説明板 (鳥居地区：構成要素D)



はじまりの広場のあずまや (鳥居地区：構成要素D)



キテラス府中 (構成要素D)



ホース格納箱 (構成要素D)

第5章 史跡の現状・課題

第1節 保存（保存管理）

1 保存（保存管理）の現状

本史跡は市街地の中に位置し、指定地内においても6割近くを宅地が占め、一部を除き住宅等が建ち並び、商業施設なども立地し、居住と生活及び経済活動の場でもある。また、指定地全体では約7割、ツジ地区に限ると約8割が私有地であり、それらの保存は所有者である個人、企業、宗教法人に委ねられている。

金龍寺東地区では、遺跡の保存のために史跡指定の以前に土地を買収し公有化している。公有化した市有地の一部は企業に賃貸し、現在その場所は遺構の保護のもとに商業施設の駐車場として利用されている。

ツジ地区やその周辺では、都市計画道路が決定されていたが、遺跡の保護のために事業を凍結し、その後、史跡指定地内に都市計画道路が通らないよう、計画変更を行った。

史跡の管理団体（府中市）としては、説明板の設置や史跡であることの情報提供・啓発に努めるとともに、現状変更に対応している。

ツジ地区には広谷公民館（市有地：移転・整備）があり、建物、駐車場等の維持管理及び運営を行っているとともに、従前の公民館の敷地（市有地）については、建物等を撤去し、更地として維持管理している。

さらに、史跡指定地周辺や近接地では、国府に関わる遺構などが確認され、古代山陽道と国府への進入路が結節すると推定される付近では遺構を活かした「はじまりの広場」を整備している。また、府中市生涯学習センターの南側において、試掘調査により古代山陽道などの遺構が確認され、「であいの広場」として整備している（平成30年度(2018)）。今後も発掘調査によって新たな国府に関する遺構等の発見の可能性が高いといえる。

加えて、国府跡などが確認できていないので、今後とも発掘調査等が求められるとともに、その成果を含め指定地の隣接地、近接地においては、追加指定を目指す必要のある区域や可能性のある区域が存在する。

こうした保存や活用・整備などの前提や条件となる調査については、県教委や府中市教育委員会が行ってきており、その成果が備後国府跡の史跡指定につながっている。



金龍寺東地区の駐車場（公有化→賃貸）



旧公民館跡地（ツジ地区：市有地）



広谷公民館

2 保存（保存管理）の課題

史跡の保存に関する現状などを踏まえ、今後の史跡の保存について検討すると、次のような課題があがってくる。

こうした史跡の保存の課題は、相互に関わり合うとともに、活用や整備、運営・体制とも関連する。⇒この点は、活用、整備、運営・体制の整備も共通

●「住民生活や経済活動との調和・共存」の必要性

備後国府跡は、市役所やJR府中駅などがある府中市の市街地の一角に位置し、住宅を中心に事業所などが立地しており、住民生活や経済活動と史跡の保存・活用・整備とが調和・共存していくことが求められる。

●「保存に関する情報提供や啓発」の必要性

文化財や文化財保護に関する情報提供や啓発に取り組んできているが、今後、さらに地下遺構の保存や景観への配慮、地域の清掃美化など、史跡の保存の観点からも、情報提供や啓発を図る必要がある。

●「市民等と行政の連携・協働の取組」の必要性

史跡指定地やその周辺においては、環境美化や歴史を活かしたまちづくりなどが期待され、そのためには、市民・地域活動団体（地域のまちづくり、コミュニティ振興に寄与する活動団体）などの主体的な取組を促進するとともに、市民等と行政の連携・協働の取組が必要である。

こうした取組は、まずはできること・参加しやすいことを見つけ出し、それを具体化し、その成果や反省点を踏まえさらに次のステップに進むなど、段階的・連続的なプロセスが現実的と考えられる。

●「計画的な調査（発掘調査、文献調査など）の実施」の必要性

備後国府跡における発掘調査は、今後とも計画的に実施する必要があるとともに、文献調査なども、体制（態勢）の強化と合わせて、段階的に対象を広げながら取り組むことが求められる。

●「現状変更への対応」の必要性

史跡指定地は市街地の中にあり、建築行為などが行われる中で文化財の保護を図るため、本計画で明らかにする現状変更の取扱基準などに基づきながら、適切に対応する必要がある。

●「史跡指定地外の遺構等の保存」をどのようにするか。

前記のように備後国府の中心部の遺構や関連する文化財が史跡指定地外にも存在することから、追加指定を含めそれらの保存の方法を検討し、適切に保存を図る必要がある。

●「追加指定や土地の公有化」の必要性

史跡指定地以外にも備後国府の遺構が存在し、今後も確認される可能性があることから、遺構の状況や土地利用の現状、今後の史跡の保存・活用・整備の取組などを踏まえ、追加指定や追加指定した土地の公有化を検討する必要がある。

●「史跡指定地及びその周辺における景観づくり」をどのようにするか。

備後国府の遺構は、現段階では地下遺構であり、その表現は今後の課題であることから、備後国府跡を史跡指定地やその周辺において視覚的に確認することはできないが、今後の遺構の表現の可能性も考慮しながら、史跡や備後国府が存在していたことを考慮した景観の保全・形成について、民間施設（建物、屋外広告物等）、公共施設（建物、道路、公園、公共サインなど）の双方から検討する必要がある。

<景観づくりの参考例：廿日市市宮島口（民間施設の景観づくり）>



従来からあるコンビニエンスストア（国道2号より港側に立地）

店舗の新設に際し、景観協議により落ち着いた外観となったコンビニエンスストア（J R宮島口駅前に立地）

<遺構の保護と景観づくりの参考例：島根県津和野町>



周知の埋蔵文化財包蔵地（城下町遺跡）の遺構を保存するため、保護盛土（かさ上げ）を行い建物・敷地を整備。建物のデザイン・色も、歴史的な風情に配慮している。

第2節 活用

1 活用の現状

本市の歴史遺産である備後国府跡を解明し、まちづくりに活かすために、調査に並行して普及活用事業にも取り組んできた。具体的な内容としては、次のような事業があげられる。

○広報資料の作成と配布

備後国府に関連するパンフレットの作成と市内中学生への配布

- ・市民向けに、「備後国府発掘」（平成 22 年度(2010)作成、27・29 年度(2015・2017)改訂）や「前原遺跡を探る」（平成 23 年度(2011)作成）など備後国府の関連パンフレットのほか、「ふるさとの歴史」（平成 25 年度(2013)作成）など市内の遺跡や文化財を解説した小冊子を作成し、市内で配布しているほか、毎年 4 月には市内全中学一年生に配布している。



配布中の広報資料

- ・学校向けには、平成 30 年度(2018)から、市内小学 3・4 年生が授業で使用する「わたしたちの府中市」の国府の紹介ページをリニューアルした。

備後国府を映像で広報するためのDVDの作成

- ・平成 22 年度(2010)に「備後国府発掘」と題した 9 分間のDVDを製作し、イベントなどで上映したほか、各学校に配布。図書館の視聴覚室。



市民参加のシンポジウム (H28)

備後国府想像図の作成と国府イメージCGの作成

- ・備後国府の様子を視覚的に感じてもらうために、平成 28 年度(2016)から、イラストレーターの早川和子氏に往時の備後国府の姿を描いてもらい、看板やパンフレットなどに活用しているほか、想像図をもとにCGの作成にも取り組んでいる。



国府ウォーキング (H29)

○講演会や展示会、体験イベントなど

記念シンポジウム・歴史フォーラムの開催

- ・平成 17 年度(2005)以降、毎年 1～2 回、備後国府跡を中心に市内の遺跡や文化財についての講演会を開催している。ふちゅう歴史フォーラムは平成 30 年度(2018)に第 16 回を開催した。



国府衣装体験

デリバリー国府講座・チャレンジ古代体験の開催

- ・学校や市民団体からの希望に応じて、市内外各所に行き、国府講座や古代体験事業を行っているほか、毎年、春・秋に資料館フェスタ（古代体験まつり）を開催するなど、小中学生向けに国府あった時代を体験してもらう体験事業を開催している。

サテライト国府展の開催

- ・備後国府跡を紹介する展示施設「歴史民俗資料館」が市街地から離れた場所にあるため、備後国府跡に近い市街地中心部の公共施設（生涯学習センターや文化センタ

一、図書館等) を活用して、企画展示を行っている。

・現在、図書館・観光案内所・史跡現地の広谷公民館では、ミニ展示を常設している。

○遺跡現地での活用

遺跡説明看板の設置と備後国府散策MAPの作成

・遺跡現地に説明看板を設置(現在7ヶ所)設置している。平成28年度(2016)には、備後国府の散策コースを案内する「備後国府を歩こうMAP」を作成して配布している。

遺跡の現地説明会や国府ウォーキングの開催

・発掘調査地点の現地公開や備後国府を歩くウォーキングを開催している。

○市のにぎわい作りへの参画とPR活動

備後国府まつりなどへの参画

・平成24年(2012)より、府中市の夏祭りの名称が「備後国府まつり」に変更されたことから、実行委員会の広報を担当している。まつりでは、人形スタンプラリーや国府展、市議会議員等による国府パレードなどで備後国府をPRしている。

・平成28年度(2016)から備後国府跡鳥居地区周辺を主会場に「府中☆産業博」(府中商工会議所が中心となり産業界・行政で2年に1回実施)が開催されることになった。遺跡を活かした公園「はじまりの広場」にて、国府展や古代のものづくり体験事業を行った。

備後国府マスコットキャラクターの作成・活用

・備後国府マスコットキャラクター(いわゆる「ゆるキャラ」)である「国府ひめちゃん」、「国府まる君」をつくり、備後国府跡のPRや観光・交流などに活用している。

近年は、他団体との連携事業の開催や、普及活動に市民や小・中・高校生の協力を得るなど裾野を広げる取り組みを行っているが、文化財行政発信の事業がほとんどである。ボランティアガイドの育成も継続的な取組みにはなっていない。その中で、平成29年度(2017)には、市民団体が国府に伝わる昔話を題材に音楽劇を作成して上演、平成29・30年度には、市民団体主催で「備後国府さくらまつり」が実施されるなど、少しずつではあるが備後国府の認知度が上昇しつつある。



国府パレード (H26)



「はじまりの広場」での展示・体験



備後国府キャラクター



音楽劇の上演

2 活用の課題

史跡の活用に関する現状及び近年の歴史文化や観光の動きなど(歴史文化基本構想、体験型観光・歴史の追体験へのニーズ、外国人観光客の増加など)を踏まえ、今後の史跡の活用について検討すると、次のような課題があがってくる。

●「備後国府跡のPR・情報発信」の必要性

これまでのパンフレットやマップの作成などの取組を踏まえながら、ICT（情報通信技術）の活用を含め、備後国府跡のPR・情報発信を進める必要がある。

また、PR・情報発信においては、行政だけでなく、関係団体、市民等が連携して取り組むことが大切である。

●「備後国府跡をはじめ文化財を活かした社会教育・学校教育の充実」の必要性

備後国府跡をはじめとした文化財を市民が学び・体感し、文化財や地域への親しみと誇りを醸成していけるよう、学校教育や社会教育において文化財や歴史文化を活かした取組のより一層の充実を図る必要がある。

●「備後国府跡などを活かした観光・交流の展開」の必要性

文化財は多様な役割や可能性を有しており、観光・交流の資源としても活かし、地域の活性化に努める必要がある。

●「周辺の文化財や観光資源等、及び市域内外の関係する文化財との連携・活用」の必要性

文化財は単独での活用だけでなく、他の文化財や地域資源などをつないで活かすことによって、より活用の幅や効果が高まることが想定できる。

このため、史跡指定地周辺を含めた一定の範囲において、多様な文化財やその周辺環境、観光資源などを一体的に活用すること（歴史文化保存活用区域^{*1}）、備後国府や古代などをテーマに関係する文化財をつないで活かすこと（関連文化財群^{*2}）を、計画的・段階的に進める必要がある。

●「外国人を含めた受け入れ体制の充実」の必要性

備後国府跡などへの観光客・来訪者を増加させることは、地域の活性化や史跡の活用につながることから、文化財に対する理解やマナーの周知などに努めながら、関係団体や地域活動団体等と連携し、外国人を含めた観光客・来訪者の受け入れ体制の充実を図る必要がある。

●「備後国府跡をはじめ歴史文化を活かしたまちづくり・地域活性化」の必要性

特定の文化財の清掃美化そのものも、地域のまちづくりの一部であるが、さらにより広がりを持った取組や連携、他の取組の誘発などへと発展することが期待される。

このため、市民・地域活動団体等の主体性を尊重しながら、備後国府跡をはじめ歴史文化を活かしたまちづくり・地域活性化を促進するとともに、行政と市民・地域活動団体、等の連携を高める必要がある。

また、ものづくりのまち府中の特性を活かして、地域活性化をすすめるために、市内企業への働きかけやコラボレーション事業の展開など、企業との連携も進めていく必要がある。

※1 歴史文化保存活用区域

有形のものだけでなく、無形のものも含めて文化財が特定の地域に集積している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財（群）を核として、文化的な空間を創出することが望ましい区域。

各区域において、文化財の保存と合わせて、歴史文化を活かしたまちづくりなどにつながることが期待される。

※2 関連文化財群

地域的に広がりを持って存在（分布）する有形・無形、指定・未指定の文化財を、相互に関連性のある一定のまとまり（つながり）としてとらえ、関連づけて保存・活用していくもの。

様々なテーマやストーリーのもとで、関連する複数の文化財をつないで活かす方策で、教育文化、観光振興など多様な活用が想定できる。

第3節 整備

1 整備の現状

史跡指定から間もないが、これまでに備後国府跡やその周辺の関連する遺跡の保存・活用に関する整備、及び関連する施設整備は、次のとおりである。

【史跡指定地】

○史跡説明板：ツジ地区に2か所、金龍寺東地区に1か所整備

○広谷公民館の移転・整備（新築）

- ・遺構の保護：従前の位置はツジ地区の中央部やや北側（移転後、発掘調査を実施）
現状はツジ地区の南東側（移転前に発掘調査を実施）
- ・史跡の活用において広谷公民館の諸施設を利用：駐車場、トイレ、研修室等（講演会など）

【史跡指定地周辺】

○はじまりの広場：古代山陽道と備後国府中心部への進入路の結節点と推定される付近

○であいの広場：府中市生涯学習センターの南側（試掘調査により古代山陽道などの遺構が確認：平成30年度完成）



はじまりの広場



であいの広場

ガイダンス機能に関しては、府中市歴史民俗資料館で備後国府跡に関する専用の展示室を確保・整備しているとともに、広谷公民館や「はじまりの広場」などでも情報提供等を行っている。

また、「府中学びプラン（府中市教育推進計画）」では、備後国府跡保存（史跡公園）整備事業、（仮称）文化財センター整備事業（備後国府跡を中心とした埋蔵文化財の調査研究、保存管理、公開活用など総合的な機能を有した拠点施設）、府中市歴史民俗資料館改修事業（歴史的遺産の集中する出口町・府中町地区への移設、「歴史・文化拠点ゾーン（仮称）」として一体的に公開・活用）を位置づけている。

2 整備の課題

史跡の整備に関する現状及び今後求められる整備項目などを踏まえ、史跡指定地の周辺を含め今後の整備について検討すると、次のような課題があがってくる。

なお、史跡の整備については、保存のための整備（管理運営のための施設を含める）と活用のための整備に大別できる。

【主として史跡（遺跡）の保存のための整備】

●「保存施設の整備」の必要性

史跡として必要な標識（史跡標柱）や説明板、境界標の整備を計画的・段階的に進めるとともに、その他の保存施設（囲いなど）の必要性や整備を検討する必要がある。

●「維持管理施設の整備」の必要性

史跡の維持管理や保護や安全確保のため、防火・消火設備、警報装置、水道、照明・電気設備などの整備を検討する必要がある。

●「管理運営のための施設の整備」の必要性

史跡の維持管理や運営のため、用具・備品の倉庫など管理運営のための施設の整備、またはそれらの保管場所の確保を検討する必要がある。

【主として史跡（遺跡）の活用のための整備】

●「遺構の表現（遺構の展示・表示・復元、屋外解説施設など）」の必要性

備後国府跡においては、現段階でその遺構などを史跡指定地内や周辺で見ることではできないことから、遺構の表現について検討する必要がある。

●「アクセスや駐車場の確保・整備」の必要性

備後国府跡の利用を促進するためには、史跡へのアクセスの明確化、民間施設を含めた駐車場の確保・整備について、今後の史跡の整備と連動させて検討する必要がある。

●「史跡周辺を含めた周遊ルートの設定と案内表示板の整備」の必要性

史跡指定地は2つの区域に分かれており、周辺には備後国府に関係する遺構が確認され、その他の文化財、観光資源なども立地する。

このため、史跡指定地だけでなく周辺を含めて周遊ルートの設定や案内板・説明板、誘導標識などの案内表示板の整備を検討する必要がある。

●「便益施設（休憩施設、トイレなど）の整備」の必要性

史跡などの利用においては、それを支える施設・設備（便益施設）が求められることから、史跡指定地やその周辺において、既存施設の活用・充実を含め、休憩施設やトイレなどの整備・確保を検討する必要がある。

●「ガイダンス機能（施設）の整備」の必要性

ガイダンス機能（施設）については、短中期的には府中市歴史民俗資料館の充実、史跡指定地やその周辺における説明板等の充実、既存施設における説明・展示の場の確保・整備及び充実、ICTの活用（下記）を図る必要がある。また、中長期的には財政や波及効果、市民意向などを考慮しながら、ガイダンス施設の新設または府中市歴史民俗資料館の移設・整備など、拠点施設の整備を検討する必要がある。

●「外国人観光客に配慮した環境整備」の必要性

外国人観光客の誘致は、国をあげて取り組まれており、『明日の日本を支える観光ビジョン』（官公庁・平成28年3月）では、「訪日外国人旅行者がストレスなく、快適に観光を満喫できる環境整備に向け、政府一丸となって対応を加速化」とされている。こうした中、府中市における外国人観光客は数字としてはあがっていない。

このため、府中市においても、外国人観光客の誘致と合わせて、外国人観光客に配慮した環境整備を検討する必要がある。

●「ICT（情報通信技術）を活用した情報発信機能の整備」の必要性

観光のICT化は、国内への情報発信だけでなく、訪日外国人旅行者の受入環境におけるバリアの解消の促進、訪日外国人旅行者の満足度を向上、リピーターの増加及び訪日旅行の評判の向上を目指し、国をあげて取り組まれている。

こうした状況を踏まえ、関係団体、民間事業者等と連携しながら、ICT（情報通信技術）を活用した情報発信機能の整備を検討する必要がある。

第4節 運営・体制の整備

1 運営・体制の現状

史跡の管理団体は府中市（教育委員会）であり、備後国府跡の保存・活用及び整備に関して中心的な役割を担っている。

ただし、史跡指定地の約7割の土地は私有地であり、それに関しては土地所有者が実際に管理（利用）し、府中市（教育委員会）は情報提供（共有化）や啓発、現状変更への対応などに取り組んでいる。

また、地元自治会（元町西町内会、元町東町内会）の協力・支援を得ながら、本計画の策定や史跡の保存・活用に努めている。

さらに、史跡指定地には市道や上下水道が存在するとともに、備後国府跡は観光資源などとしてのポテンシャルが高いことから、教育委員会が事務局機能を担いながら、これらに関係する部署と連携し、庁内体制の充実・強化を図っている。加えて、府中商工会議所や府中市観光協会、地域活動団体等と連携しながら、備後国府跡をはじめとした歴史文化を活かしたまちづくり・地域活性化に取り組んでいる。

2 運営・体制の課題

史跡の運営・体制に関する現状などを踏まえ、今後の史跡の保存・活用等に関する運営・体制の整備について検討すると、次のような課題があがってくる。

●「関係権利者、市民・地域活動団体等の協力や参加、協働の取組の展開」の必要性

史跡の保存・活用においては、土地所有者等の関係権利者、市民・地域活動団体等の協力や参加、協働の取組を進める必要がある。

●「市域内外の人々・団体等とのネットワークづくり」の必要性

史跡の保存・活用においては、前記の関係権利者、市民・地域活動団体等に加え、幅広い協力・支援、参加が推進力になり、市域内外の人々・団体等とのネットワークづくりに努める必要がある。

●「市民等への情報の提供（共有化）・発信の体制づくり」の必要性

前記の協力や参加、協働、ネットワークづくりを進めるための基礎的な取組として、情報の提供と共有化が重要となり、分かりやすく興味を持ってもらえる情報を企画・発信する体制づくりに取り組む必要がある。

●「史跡の管理団体としての体制づくり（人材の育成など）」の必要性

史跡（備後国府跡）の管理団体である府中市が、その責務を遂行するとともに、史跡の保存・活用を進めていくためには、人材の育成などの体制づくりが必要である。

●「庁内の連携体制の強化」の必要性

史跡の保存・活用においては、文化財保護を担う教育委員会だけでなく、道路、上下水道、観光などの担当課も関わることになり、庁内の連携体制を強化する必要がある。

●「国・県、その他関係機関・研究機関等との連携」の必要性

史跡の現状変更や整備などにおいては、国・県との連絡・調整や支援が不可欠であるとともに、調査・研究などにおいては、研究機関や学識経験者等の協力が求められることになり、こうした関係機関等との連携を図る必要がある。

●「外国人を含めた受け入れ体制の充実」の必要性（再掲）

※本章「第2節 活用」を参照

第6章 史跡の保存・活用の理念と基本方針

第1節 史跡の保存・活用の理念

備後国府跡は「府中」というまちのルーツあるいは原点ともいえる遺跡であり、また市域を越えて広く備後圏域（広島県東部全体）の歴史に大きな影響を与えた遺跡である。前述のように、8世紀から12世紀にかけて、国府の成立から衰退までの変遷を知ることができ、古代の地方支配の実態を知る上で極めて重要であるなど、備後国府跡としての価値（本質的価値）、すなわち史跡指定に値する枢要の価値を有している。

こうした価値を確実に保存して未来に継承し、現状と課題を踏まえながら、計画的かつ実効性のある取組や史跡の価値や魅力をさらに高め伝えるための活用や整備を進めていく必要がある。特に、備後国府跡が市街地に立地していることから、住民生活や経済活動との調和・共存が重要となる。

また、具体的な取組を展開するためには、史跡の管理団体である府中市が、土地所有者や地域住民、地域活動団体等と連携し、それぞれの役割や担うべきことを明確化し、合意形成を図りながら、史跡の保存・活用・整備を支える仕組み・体制を構築することが求められる。

その上で、地域住民をはじめとする市民、地域活動団体等の参加・連携、そして協働のもとに、日常的・定期的な維持管理を進めるとともに、史跡の調査や整備、及び教育文化、観光、まちづくり、地域活性化などの観点から、史跡を活かす取組も重要になる。

このため、備後国府跡に関わる様々な主体・市民等が共有する、史跡の保存・活用の理念（目標）を、史跡の本質的価値を踏まえながら、次のように設定する。

なお、「史跡の保存・活用の理念（目標）」における「保存・活用」には、整備や運営・体制、及び調査・研究を含む。

【史跡の保存・活用の理念（目標）】

**大切な「歴史遺産」、「まちの記憶」、「府中」の原点として、
備後国府跡の保存と活用を
行政・市民・企業・地域の協働で支えあい、
府中の未来につなげる
～支えあい みんなで創る 府中愛～**

- 史跡備後国府跡の確実な保存と継承のため、計画的な公有地化を図り、活用や整備を推進する。
- 史跡備後国府跡の存在意義と価値について多様な方法で情報発信を行って、活用や整備を推進する。
- 府中市域や備後地域、ひいては我が国を知ること、地域の成立や魅力あるいは自らの立ち位置を認識しながら、学び、交わり、憩える場となるような活用や整備を推進する。

第2節 取組の基本方針

1 保存（保存管理）の基本方針

備後国府跡の価値や史跡の保存の現状や課題を踏まえ、前記の理念（目標）の具体化を目指し、調査・研究と保存管理の観点から、史跡の保存の基本方針を設定する。

<調査・研究の継続実施>

- 備後国府跡に関するこれまでの調査成果や資料・データを整理・検証する。
- 国庁跡などの発見・確認に向けた発掘調査等を持続的に実施する。
- 文献調査、関係する研究論文やその他資料などの調査・把握を持続的に行う。
- 上記の各種調査、資料・データの整理等で得られた成果を、効果的に収蔵保管、記録、整理及び研究するとともに、多様な手段・媒体を考慮しながら、適切に公開・活用する。
⇒「活用」を参照

<保存管理>

- 備後国府跡の価値（本質的価値）を構成する要素（A）の確実な保存に取り組む。
- 史跡の活用・整備と調整しながら、歴史的環境を構成する要素（B）などの保存のあり方を検討する。
- これまで及び今後の調査成果に基づき、史跡指定地外についても遺構等の保存に取り組むとともに、備後国府跡としての一体的な保存・活用が必要な区域については追加指定を検討する。また、北側の青目寺や常城、南側の南宮神社、西側の前原遺跡など、備後国府に関連する文化財（歴史遺産）の保存を図る。
- 備後国府跡が市街地に立地しているという特性を踏まえ、現状の土地・建物利用の継承を基本とする中で、史跡指定地内の土地の一部については、史跡の保存・活用・整備を勘案するとともに、関係権利者の理解と協力を得ながら、土地の公有化に取り組む。
- 市民・地域活動団体等と連携しながら、史跡の日常的・定期的な清掃美化、点検などの維持管理に取り組む。
- 市民等に対し、備後国府跡をはじめ文化財の価値や可能性、保護の大切さなどの情報提供や啓発に努める。

2 活用の基本方針

備後国府跡の価値や史跡の活用の現状や課題を踏まえ、前記の理念（目標）の具体化を目指し、活用の基本方針を設定する。

<PR・情報発信>

- 市民・地域活動団体等と連携しながら、備後国府跡をはじめ文化財に関わる情報の提供・発信、文化財を活かした学習機会や体験・交流活動、ボランティアガイドの養成・活用（利用促進）などに取り組む。
- 備後国府跡に関する調査・研究の成果、その他の歴史文化に関わる情報、地域情報などを、ICT（情報通信技術）を含め多様な手段・媒体を活用しながら、広く情報の提供・発信に努める。

<教育および観光資源>

- 備後国府跡の活用を通じて、教育文化の振興や観光・交流の促進などに取り組むとともに、備後国府跡一帯（市街地）、さらには府中市における歴史文化を活かしたまちづ

くり、魅力づくり、地域の活性化につなぐ。

- 関係団体（府中商工会議所、府中市観光協会など）、地域活動団体等と連携しながら、備後国府跡やその周辺、さらには府中市への来訪者（外国人を含む）を受け入れる体制の充実を図る。
- 関連文化財群や歴史文化保存活用区域としての備後国府跡などの保存・活用を含め、歴史文化基本構想の策定を目指すとともに、面的・ネットワーク的な文化財（歴史遺産）の活用を検討する。

3 整備の基本方針

備後国府跡の価値や史跡の整備の現状や課題を踏まえ、前記の理念（目標）の具体化を目指し、整備の基本方針を設定する。

なお、現時点で遺構の表現などを含め、一体的（面的）に整備を目指す範囲は、ツジ地区は旧広谷公民館跡及びその北側隣接地（史跡指定地：農地）、金龍寺東地区は史跡指定地全体を想定している。

【主として史跡（遺跡）の保存のための整備】

- 備後国府跡の価値（本質的価値）を構成する要素（A）については、今後の活用や管理運営などを考慮しながら、遺構の保護のための整備を検討する。
- 標識（史跡標柱）や説明板、境界標などの保存施設の整備を計画的に進める。
- 歴史的環境を構成する要素（B）のうち、民間が整備の主体となるもの（民間所有の市重文）については、保存修理の適切な実施を促進する。一方、府中市が整備の主体となると想定される場合については、状況に応じて整備の必要性や内容、事業費などを考慮し、遺構の保護・整備などを検討する。

【主として史跡（遺跡）の活用のための整備】

- 備後国府跡の価値（本質的価値）を構成する要素（A）については、それが存在する場所、その土地の公有化の状況や今後の予定、活用や管理運営などを考慮しながら、遺構の表現（遺構の表示・展示など）に関わる整備などを検討する。
- 史跡の活用（利用）を円滑・快適にするため、史跡指定地及びその周辺において、休憩施設、トイレ、駐車場などのあり方を検討し、それを踏まえて計画的に施設の整備や既存施設の活用などを検討する。
- 公有地において、将来的な整備・活用を想定する中で、史跡と調和する植栽・修景のあり方を検討し、その具体化に努めるとともに、民有地における植栽のあり方や管理方法を検討し、その普及・啓発に努める。
- 備後国府跡に関するガイドンス機能（施設）の整備を、既存施設、民間施設の活用を含め検討する。
- 備後国府跡をはじめとした文化財の解説や案内、その他観光資源や地域情報の提供・発信に関して、ICT（情報通信技術）を活用したシステム等の導入を検討する。

4 運営・体制の整備の基本方針

備後国府跡の価値や史跡の運営・体制の現状や課題を踏まえ、前記の理念（目標）の具体化を目指し、運営・体制の整備の基本方針を設定する。

- 備後国府跡をはじめ文化財の保存・活用に関わる庁内の連携体制、備後国府跡の管理団体としての体制の充実・強化を図る。

- 文化財に関わる情報の提供・発信、文化財を活かした体験・交流活動の支援、ボランティアガイドの養成、その他史跡の保存・活用を支える組織づくりや組織間の連携の促進などに取り組む体制の充実・強化に努める。
- 備後国府跡などの保存・活用において、地域住民をはじめとした市民の協力・参加、そして協働の取組を進めるとともに、市域外の人々・団体等を含めた協力体制や人的ネットワークづくりに努める。
- 史跡の管理団体である府中市が中心となって、市民・地域活動団体等を含めた連携体制の構築を図る。
- 関係団体（府中商工会議所、府中市観光協会など）、地域活動団体等と連携しながら、備後国府跡やその周辺、さらには府中市への来訪者（外国人を含む）を受け入れる体制の充実を図る。（再掲）

第7章 史跡の保存（保存管理）

第1節 保存（保存管理）の方向性

1 ゾーン区分

（1）史跡指定地におけるゾーン設定

備後国府跡の確実な保存を図るため、活用・整備との関係を考慮しながら、次の点を踏まえて史跡指定地を3つのゾーン（土地の基礎的な性格づけと大まかな区域設定）に区分し、それぞれのゾーンに応じた保存の方向性を示す。

- 国府跡の遺構が地下遺構であること
- 住宅等の建物が立っている区域、建ち並んでいる区域があること
- 畑、駐車場等のある程度まとまったオープンスペースがあること
- 民有地が約7割あること（土地の公有化の検討）
- 公共施設及び公有地（市有地があること）

■公有地ゾーン

史跡指定地において、すでに市有地となっている土地（道路等を除く）であり、史跡指定地の北側と南東側の2か所にある。

このうち南東側は広谷公民館の敷地である。北側はまとまりを有する未利用の土地であり、遺構の保護・整備等の基礎的な条件が確保されている区域である。

<存在する主な遺構>

ツジ地区：掘立柱建物跡、北辺区画溝など

金龍寺東地区：乱石積基壇、礎石建物跡、掘立柱建物跡、苑地跡など

※遺構の状況については、第3章第1節2「（3）発掘調査の概要」を参照…下記も同様

■民有地オープンスペースゾーン

史跡指定地における民有地のうち、道路に面した屋外の畑や駐車場など、ある程度まとまったオープンスペースとなっている区域である。

なお、建物に付随する駐車場、敷地（建物が建っている土地、庭などを含む）、街区内の道路に面していない農地等は含まない。⇒「民有地建物・施設ゾーン」とする。

住宅等の建物が存在している土地と比べ、一般的には発掘調査や土地の公有化の可能性が高いと考えられる。

<存在する主な遺構>

ツジ地区：掘立柱建物跡、区画溝など

金龍寺東地区：乱石積基壇・礎石建物跡など

■民有地建物・施設ゾーン

史跡指定地における民有地のうち、建物やその敷地を中心とした区域であり、ゾーン設定上は民有地に隣接する道路等の市有地を一部含む。

<存在する主な遺構>

ツジ地区：礎石建物跡、掘立柱建物跡など

金龍寺東地区：未発掘

※次頁の図には史跡指定地外である「史跡連続・遺構確認ゾーン」を記しているが、このゾーンは指定地と一体的な保存・活用を目指し、追加指定候補地を想定している。
⇒次々頁を参照

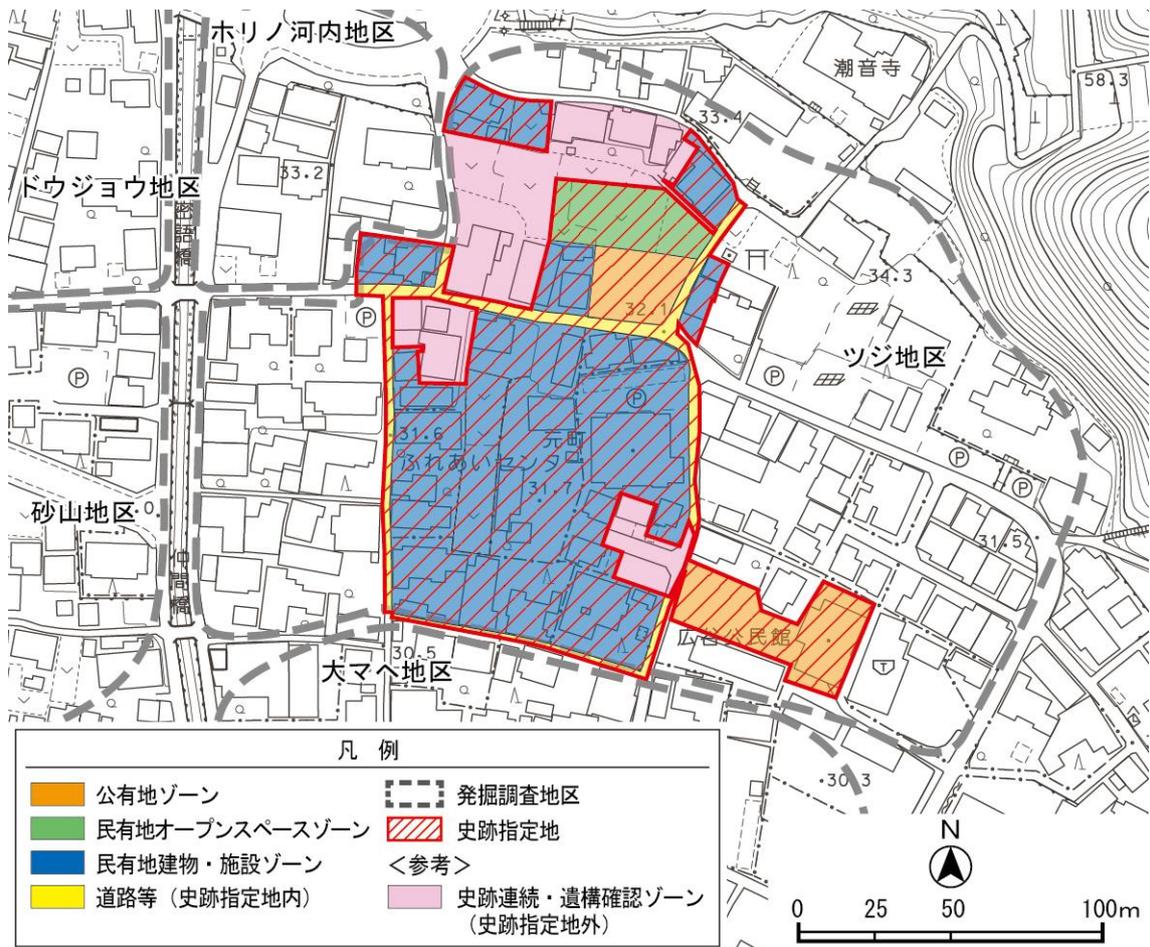


図 7-1 史跡指定地(ツジ地区)におけるゾーン設定

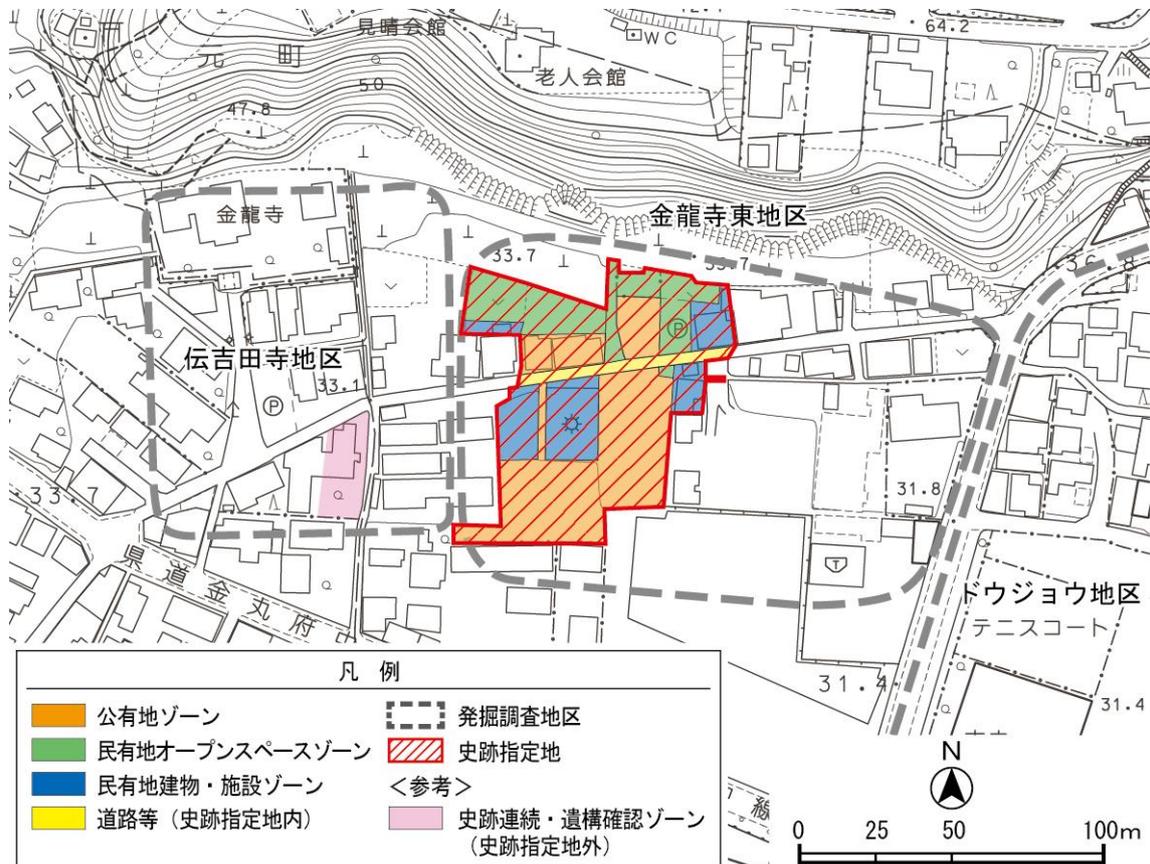


図 7-2 史跡指定地(金龍寺東地区)におけるゾーン設定

(2) 史跡指定地周辺におけるゾーン設定

史跡指定地周辺については、次の点を踏まえて4つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに応じた保存の方向性を示す。

- 史跡指定地と一体的な形で遺構が確認された場所がある
- 発掘調査等に国府跡などの遺構が確認された場所・区域があること
- 防災上、景観上、史跡と密接に関わる自然環境（地形、緑地）があること
- 備後国府跡やその他歴史的・文化的資源と調和する景観形成やそれらを活かしたまちづくりが期待される市街地が広がっていること

■史跡連続・遺構確認ゾーン

ツジ地区（史跡指定地）の隣接地において、史跡指定地に囲まれた区域、または追加指定することで史跡指定地の一体性が確保（飛び地の解消）できる区域である。

■遺構確認・推定ゾーン

備後国府中心部と推定される範囲及びその近接地のうち、史跡指定地及び前記の「史跡連続・遺構確認ゾーン」を除く区域である。

発掘調査によって備後国府跡などの遺構が確認できている箇所（伝吉田寺地区、砂山地区、ドウジョウ地区、大マエ地区、ホリノ河内地区など）を含む区域であるが、発掘調査を行っているのは、この区域の一部である。

なお、史跡指定地などを含む「遺構確認・推定ゾーン」の範囲は、「備後国府推定エリア」とする。⇒P 2（図 1-1）を参照

■備後国府関連歴史遺産ゾーン

備後国府に関連する北側の青目寺や常城、南側の南宮神社、西側の前原遺跡などを含む区域である。

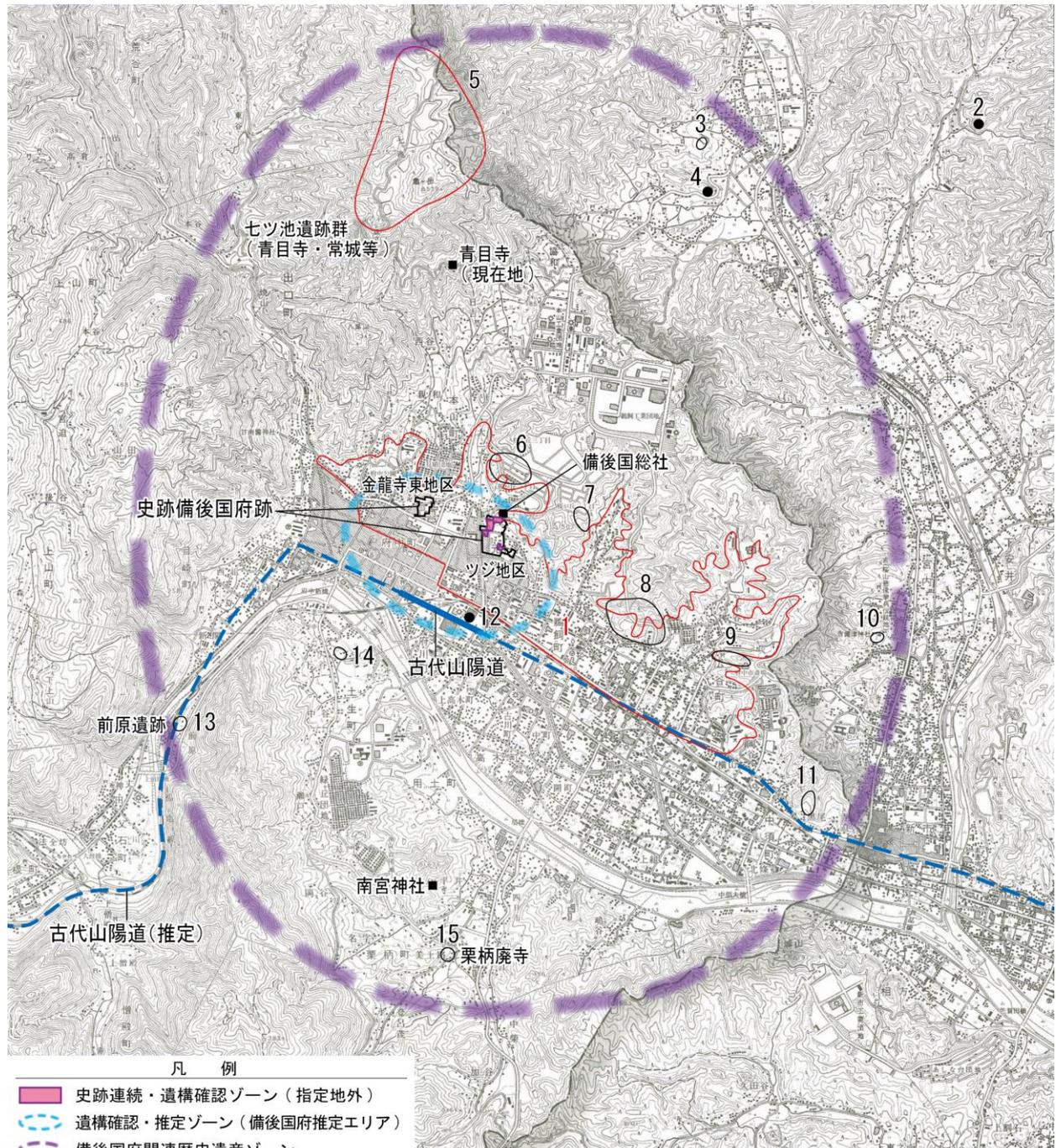
史跡指定地や前記のゾーンを包含する形で設定し、それらと周辺の歴史遺産を関連づけた保存・活用及び整備を検討する。

■歴史を活かした景観・まちづくり検討ゾーン

史跡指定地を含め、備後国府跡の位置する市街地やその周辺などにおいて、備後国府跡やその他歴史的・文化的資源と調和する景観形成やそれらを活かしたまちづくりを検討することが期待される区域である。つまり、前記の史跡指定地内外のゾーンと重複する。

なお、明確な区域設定は設けず、今後の取組の中で必要に応じて区域の設定を検討する。

また、今後、具体的に備後国府跡や関連する文化財などの保存・活用、景観・まちづくりを検討するにあたっては、必要に応じて周辺の田園や山地部などを含めること、さらには府中市全体を対象とすることが考えられる。



凡 例

史跡連続・遺構確認ゾーン (指定地外)

遺構確認・推定ゾーン (備後国府推定エリア)

備後国府関連歴史遺産ゾーン

※歴史を活かした景観・まちづくり検討
ゾーン (エリアは現時点では定めない)

<古代の遺跡>

- | | | | | |
|------------|--------------|----------|----------|--------------------|
| 1 府中市街地遺跡群 | 2 尾市1号古墳 | 3 矢倉田遺跡 | 4 天地遺跡 | 5 七ツ池遺跡群 (青目寺・常城等) |
| 6 坊迫遺跡群 | 7 東榎木山古墳群 | 8 打堀山遺跡群 | 9 伊豆迫山遺跡 | 10 吉備津神社裏山遺跡 |
| 11 ウロウギ遺跡 | 12 備後国府跡鳥居地区 | 13 前原遺跡 | 14 後開地遺跡 | 15 栗柄廃寺 |

図 7-3 史跡指定地周辺におけるゾーン設定

2 文化財の保存（保存管理）の方向性

史跡指定地及びその周辺における文化財の保存などに関する方向性を、ゾーンごとに設定する。

なお、備後国府跡は市街地に立地することから、次に示す基本的な考え方を踏まえ、史跡の保存・活用に取り組む。

- 建築物などが立地している敷地については、その土地利用の継承を基本とする（史跡指定地全体を史跡公園化する訳ではない。）ただし、史跡指定地における空き家等については、関係法令（空家等対策の推進に関する特別措置法、住宅宿泊事業法）を踏まえ、その扱いについて検討する。
- 史跡指定地内（追加指定予定地を含む）の私有地のオープンスペース（道路に面した空き地、農地、駐車場など：建物（敷地）と一体的な土地は、上記で対応）については、関係権利者等の意向や史跡の保存・活用・整備を勘案しながら、公有地化に努める。
- 公有化した区域においては、備後国府跡の存在をうかがい知ることのできる整備を検討し、具体化した場合はその適正な保存管理を図る。

表 7-1 文化財の保存（保存管理）の方向性

1/2

区分	ゾーン	保存（保存管理）の方向性
史跡指定地	公有地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○広谷公民館の敷地においては、原則として、現状を維持する。敷地内において遺構の表現などを行った場合は、その保存管理を行う。 ○ツジ地区の中央部やや北側（広谷公民館跡地）、及び金龍寺東地区の市有地においては、当面は現状での保存管理（維持管理）を行うとともに、遺構の表現などを行った場合は、その保存管理を行う。 ○保存施設（史跡標柱、説明板、境界標など）の必要か所、設置の方法、表示内容などを検討し、段階的な整備を図るとともに、既存の保存施設（説明板）の維持管理や更新に対応する。 ※史跡指定地における下記の2つのゾーンにおいても、関係権利者・地元住民の合意が得られた場合には、保存施設（説明板等）の整備を図る。
	私有地オープンスペースゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存・活用・整備を勘案しながら、関係権利者等の合意形成に努め、土地の公有化に取り組む。 ○公有化した土地については、「公有地ゾーン」として史跡の保存・活用を図る。 ○関係権利者等による建築行為や土地の区画・形質の変更などに対しては、関係法令の遵守及び現状変更等の取扱基準（本章第2節を参照）のもとに、現状変更適切に対応する。
	私有地建物・施設ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、現状の土地・建物利用を維持することとし、関係権利者等に対して、遺構の保護及び土地・建物利用の留意点などに関する情報提供や啓発に努める。 ○建物の増築や建て替え、新築、及び垣・塀の整備、庭の再整備などが行われる場合には、関係法令の遵守及び現状変更等の取扱基準（本章第2節を参照）のもとに、現状変更適切に対応する。 ○現状変更の取扱基準は建築行為を含めて設定する。

区分	ゾーン	保存（保存管理）の方向性
史跡指定地周辺 (史跡指定地外)	史跡連続・遺構確認ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○関係権利者等の理解と協力を得ながら、追加指定を目指す。 ○追加指定した場合は、前記の史跡指定地と同様の取組を行う。
	遺構確認・推定ゾーン <現状> ・ホリノ河内地区 ・大マエ地区 ・砂山地区 ・伝吉田寺地区 ・鳥居地区	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の改良や上下水道の整備（更新）などを行う場合は、遺構の保護に留意する。 ○民有地における建築行為などに関しては、適切に調査を行うとともに、遺構の保護に関する情報提供や啓発に努める。 ○備後国府跡の遺構や史跡としての価値を確認した場合には、現状の土地利用などを勘案するとともに、関係権利者等の理解と協力を得ながら、備後国府跡としての追加指定や土地の公有化を検討する。 ○前記以外の遺跡についても、必要（要件）に応じて文化財指定（国、県、市）を検討する。 ○新たな調査によって、備後国府跡等の遺構が確認された場合には、上記に準じて「遺構確認・推定ゾーン」とし、遺構の保護に努める。
史跡指定地内外	歴史を活かした景観・まちづくり検討市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡指定地や備後国府中心部などについて、様々な機会や媒体を通じて周知に努めるとともに、関係権利者や市民の理解と協力を得ながら、遺構の保存・活用などに取り組む。 ○備後国府跡の位置する市街地一帯において、備後国府跡やその他歴史的・文化的資源と調和する景観形成やそれらを活かしたまちづくりなどを検討する。 ○市街地周辺を含めた範囲（備後国府付近の古代景観構成要素及び田園、山地部など）や府中市全体における歴史を活かした景観・まちづくりも、その必要性を含めて検討する。

第2節 保存（保存管理）の方法

1 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針と取扱基準（史跡指定地）

（1）現状変更等の許可を必要とする行為

現状変更等においては、後述の「現状変更等の取扱方針と取扱基準」に基づくこととするが、実際に現状変更等の許可を必要とする行為及び必要としない行為を、文化財保護法等に基づき整理しておく（表7-2、7-3）。

備後国府跡（史跡指定地）において現状変更等を行おうとする場合には、文化庁長官の許可（文化財保護法第125条第1項）が必要となる。なお、国の機関が現状変更等を行おうとする場合は、文化庁長官の同意（文化財保護法第168条）となる。

また、文化財保護法施行令第5条第4項に規定された現状変更等については、当該市の教育委員会がその事務を行うとある。

なお、同項には「ただし書き」があり、許可が必要ない行為が規定されている。

表7-2 現状変更等の許可を必要とする行為

1/2

権限を有するもの（届出先）	根拠法令等と行為の内容（抜粋、要約）	備後国府跡における例
文化庁長官	<p>■文化財保護法第125条第1項</p> <p>史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。</p> <p>○現状変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他の工作物の新築・増築・改築 ・土地の形質変更など <p>○保存に影響を及ぼす行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地層のはぎ取りなど（影響の軽微である場合は許可が必要ない） <p>【上記の「ただし書き」】</p> <p>※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>※維持の措置の範囲は、文部科学省令（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条：次頁（表7-3）を参照）の規定に基づく</p>	<p>【現状を変更する行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の新築、増築、改築、除却 ○園路・広場の舗装及び修繕 ○工作物（塀・柵、水路排水関連工作物、電気配線、防災・防犯施設、説明板、看板、電柱など）の設置・改修・撤去…土地の形状の変更を行う行為、保存に影響を及ぼす行為の場合 ○地形・土地の形質の変更、掘削 ○発掘調査等各種学術調査、史跡の保存整備など ○枯死した樹木の抜根（文化庁長官の許可が必要かどうか文化庁と事前協議） <p>【保存に影響を及ぼす行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺構・建造物の型取り ○地下遺構の直上または建造物における重量物の搬入や通行など、耐久構造を弱める行為 ○石・木材等の露出遺構の薬剤処理など

表 7-2 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの(届出先)	根拠法令等と行為の内容(抜粋、要約)	備後国府跡における例
府中市教育委員会 (総務課)	<p>■法施行令第5条第4項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模建築物(階数が2以下、建築面積が120㎡以下)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ○工作物(建築物を除く)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの) ○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ○建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等) ○木竹の伐採 ○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント等に利用される仮設建築物の整備(テントなど) ○工事に関わる仮設建築物(2年以内)の整備(プレハブ事務所、仮設トイレなど) ○既存道路の舗装(再整備) ○埋設されている水管の改修 ○建築物以外の工作物(フェンス、説明板、看板、電柱など)の設置・改修・除去…「土地の形状の変更を行う行為、保存に影響を及ぼす行為」以外の場合 ○木竹の伐採 ○樹木の植栽 など

表 7-3 現状変更等の許可を必要としない行為

区分	根拠法令等と行為の内容(抜粋、要約)	備後国府跡における例
維持の措置	<p>■文化財保護法第125条(第1項ただし書き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ○前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。(下記) <p>■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(省令)第4条(上記ただし書きの範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○き損等からの原状復旧 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。 ○き損等の拡大を防止する応急措置 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ○除去(復旧が明らかに不可能な場合) 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。 	<p>【通常の維持の措置の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○清掃 ○敷地内の除草、下草刈り ○庭木の管理(剪定など) ○景観や周辺環境に配慮した枝打ち ○枯損木・倒木・危険木の伐採及び除却 ○水路の土砂・ゴミの除去 <p>※許可が必要な行為かどうかは、個別具体的に判断する。</p> <p>【省令(左記)に関わる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○き損等からの原状復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・工事によって遺構がき損した場合における原状復旧 など ○き損等の拡大を防止する応急処置 <ul style="list-style-type: none"> ・整備によって露出展示した遺構の劣化が確認された場合⇒再整備までの間、シートの設置などによる保護 など ○復旧が不可能な場合における、き損部分の除却 <ul style="list-style-type: none"> ・枯死した樹木の除去(保存に影響を及ぼす抜根は除く：前頁参照) など

表 7-3 現状変更等の許可を必要としない行為

区 分	根拠法令等と行為の内容(抜粋、要約)	備後国府跡における例
非常災害のために必要な応急措置	<p>■文化財保護法第 125 条 (第 1 項ただし書き)</p> <p>○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>	<p>○き損や浸水を防ぐ土のうの設置</p> <p>○シートによる遺構の保護 (発掘調査のとき、整備によって露出展示した遺構)</p> <p>○立入禁止柵などの設置</p> <p>○倒壊した樹木や流出した土砂の撤去など</p>
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	<p>※同上</p>	<p>○危険樹木、史跡の保存・活用において支障となる樹木の除去 (部分的な除去：許可の必要な行為かどうか、個別具体的に検討する。) など</p>
届出	<p><許可は必要ないが届出 (文化庁長官) が必要な場合></p> <p>※文化財保護法第 127 条</p> <p>○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。</p> <p>○許可を受ける必要のある場合は除く。</p>	

(2) 現状変更等の取扱方針と取扱基準

史跡指定地内における現状変更等(現状変更等の許可を必要とする行為…本節「1(1)」を参照)について、取扱方針及び取扱基準を次のように定める。

また、現状変更等の許可が必要かどうかについては、明確に判断できるものを除き、関係する行為を行う者が府中市教育委員会に相談し、確認することを基本とする(相談・事前協議)。

こうした取扱方針及び取扱基準を運用するにあたっては、必要に応じて国・県と協議し、指導・助言を得ながら、適切に対応する。

さらに、許可された行為については、その届出者に対して、関係する法令等(建築基準法、都市計画法、その他関係する法令及び条例など)の遵守、及び遺構の保護と史跡の景観への配慮について周知を図ることとする。

なお、文化財保護法第125条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を行わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為をいう。

【現状変更等の取扱方針(行為の対象と内容)】

■行為の対象に関する取扱方針

○史跡の調査や保存・活用に関わる行為、現に営まれている生活や業務等(相続やUターン、業務の継承などを含む)において必要な建築物・工作物の整備(新築・建替え、新設、改修など)、及び既設の建築物・工作物の取り壊し、撤去・移設などを除き、原則として現状変更は認めない。

■行為の内容に関する取扱方針

～遺構の保護と史跡の景観への配慮(史跡の景観の阻害とならないこと)の原則～

○遺構の保護に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は、原則として認めない。

なお、史跡の景観に関する行為のガイドラインまたは基準などの作成を検討する。

○つまり、現状変更を認める場合は、遺構を傷つけないこと、史跡に配慮した景観(意匠・色など)に留意することが前提条件である。

※影響の軽微である場合などを除く[文化財保護法第125条(第1項ただし書き)]。

※現状において景観に関しては、広島県景観条例、広島県屋外広告物条例に基づいて事務を行うことになる。

<検討事項>

都市計画や景観、建築部局と連携し、史跡指定地、さらには史跡指定地周辺における建築行為、工作物の整備に関する具体的な基準・ガイドライン、地区計画などの作成、または景観計画の策定や景観条例の制定を検討する。



「現状変更等の取扱方針」を大前提として、
史備後国府跡における現状変更等の取扱基準を運用する。
(次頁からの「現状変更等の取扱基準」)

表 7-4 史跡備後国府跡における現状変更等の取扱基準（現状変更等の許可を必要とする行為） 1/3

区分	公有地ゾーン	民有地オープンスペースゾーン	民有地建物・施設ゾーン
ゾーンの現状・性格	すでに市有地となっているまとまりを有する土地であり、遺構の保護・整備等の基礎的な条件が確保されている区域	民有地のうち、道路に面した屋外の畑や駐車場など、ある程度まとまったオープンスペースとなっている区域（建物が存在している土地と比べ、一般的には発掘調査や土地の公有化の可能性が高い。）	史跡指定地における民有地のうち、建物やその敷地を中心とした区域（ゾーン設定上は民有地に隣接する道路等の市有地を一部含む。）
現状変更等の取扱基準	新築・建替え	<ul style="list-style-type: none"> ○土地の公有化を目指すこととするが、公有化できない場合、次の建築行為は、原則として認める。 ・史跡の保存・活用に資する休憩所等の小規模な建築物の新築 ※土地を公有化した場合は、「公有地ゾーン」とする（以下同様）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係権利者等の生活や業務等において必要な建築物、史跡の保存・活用に資する休憩所等の小規模な建築物の新築、建替えは、原則として認める。 ○建替えについては、原則として従前と同程度の規模とする。
	修繕・部分改築・撤去等	<ul style="list-style-type: none"> ※上記の整備した、又は従前から存在している建築物は「既存建築物」という（以下同様）。 ○既存建築物の増築^{※1}は、原則として認めない。 ○既存建築物の部分改築^{※2}や修繕（修理）^{※3}、及び模様替え^{※4}を認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存建築物の増築は、極力抑制することとするが、関係権利者等の生活や業務等において必要な最小限度の増築は認める。 ○既存建築物の部分改築や修繕（修理）、及び模様替えを認める。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○既存建築物は、その適切な維持管理、及びき損か所等の修繕（修理）等に努める。⇒そのための行為を認める。 ○既存建築物の撤去を認める。 <p>※新築、建替え等における建築物の高さ（階数）の基準等については、今後の建築動向を踏まえながら、必要に応じて、国・県に相談するとともに、関係する委員会・審議会との協議などを通じて検討する。 なお、史跡指定地内における現状の建築物は2階以下である（屋根裏部屋や収納を除く）。</p>	

※1 増築

敷地内の既存建築物の延面積を増加させること。建築基準法上は、同一の敷地内に用途上不可分な建築物を別に建築する場合も含む。

※2 改築

従前の建築物を全部または一部を取り壊した後に、引き続き、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のもの（著しく異なるもの）を建てること。元の建物と異なるときは「新築」又は「増築」と捉える。

なお、建替え（新築）は従前の建築物にこだわらない。

※3 修繕（修理）

経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。

※4 模様替え

建築物の部分を、現状とは異なる仕様（材料、色など）を用いて、構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲でつくり替え、性能や品質を回復させること。

表 7-4 史跡備後国府跡における現状変更等の取扱基準（現状変更等の許可を必要とする行為） 2/3

区分	公有地ゾーン	民有地オープンスペースゾーン	民有地建物・施設ゾーン	
現状変更等の取扱基準	<p>修繕等</p> <p>道路・園路・広場の新設、</p>	<p>○史跡の整備においては、園路・小広場等の整備を認める。</p>	<p>○民有地を活用するに際しての進入路（自動車、歩行者の利用）などの整備を認める。</p> <p>○土地を公有化した場合は、左記に準じる。</p>	<p>○民有地の活用や居住環境の向上・改善に際しての進入路（自動車、歩行者の利用）などの整備を認める。</p>
		<p>○道路（市道）の新設は行わないこととする（認めない）。</p> <p>○既設の市道の拡幅・改良を認める。</p> <p>○既設の道路及び今後園路等を整備した場合は、適切な維持管理、必要に応じた修繕・改修※1を行う。</p>		
	<p>の新設・改良</p> <p>上水道・下水道・水路等</p>	<p>○生活や都市活動において不可欠な上水道や水路等の新設・改良を認める。</p> <p>○ただし、地下遺構に影響する場合は、整備か所や工法などについて、関係権利者等と施工者及び上水道部局、文化財部局で協議・調整する。</p> <p>○ツジ地区において、新たな合併浄化槽の設置、既設の合併浄化槽の改修、付け替え、及び既設の単独浄化槽の合併浄化槽への付け替えなどを行う場合は、関係権利者等と施工者及び上水道部局、文化財部局で協議・調整する。なお、金龍寺東地区においては、新たな合併浄化槽の設置を原則として認めない（公共下水道の利用）。</p> <p>※ツジ地区は公共下水道が未整備</p>		
	<p>工作物</p> <p>設置（新設）</p>	<p>○説明板やその他史跡の保存・活用に必要な施設・設備、及び防災・安全や市民生活に必要な施設・設備以外の工作物については、原則として設置（新設）を認めない（行わない）。</p>	<p>○関係権利者等の生活や業務等において必要な工作物（垣・塀、柵、自己用看板、電気・通信設備、農業用ハウスなど）については新設を認める。</p>	<p>○関係権利者等の生活や業務等において必要な工作物（垣・塀、柵、自己用看板、電気・通信設備など）については新設を認める。</p>
	<p>○説明板やその他史跡の保存・活用のために必要な施設・設備の設置（新設）を認める。</p> <p>○屋外広告物（看板等）については、広島県屋外広告物条例に基づき、事務を行う。</p> <p>※屋外広告物の大きさや色などの基準、自己用以外のものの制限などを検討する（前記「現状変更等の取扱方針」を参照）。</p>			
	<p>○工作物を設置（新設）する場合は、遺構の保護や景観に配慮した工法、材料によることとする。</p>			
	<p>改修、撤去等</p> <p>○既設又は今後整備する工作物については、適切な維持管理及び必要に応じて改修等を行う。</p> <p>○き損や老朽化、更新（再整備）などに伴う工作物の撤去を認める。</p>			
	<p>土地の造成等</p> <p>○土地の造成は、原則として行わない（認めない）。</p> <p>○ただし、建築物・工作物の整備に際しての遺構の保護に資する盛土、道路拡幅による区画の変更などは認める。</p>			

※1 改修

き損・劣化した建築物・工作物の原状回復（復旧、修繕）にとどまらず、機能を向上させるような改造・変更やグレードアップなどを伴う工事のこと。ここでは、遺構の保護と史跡としての景観との調和を前提とする。

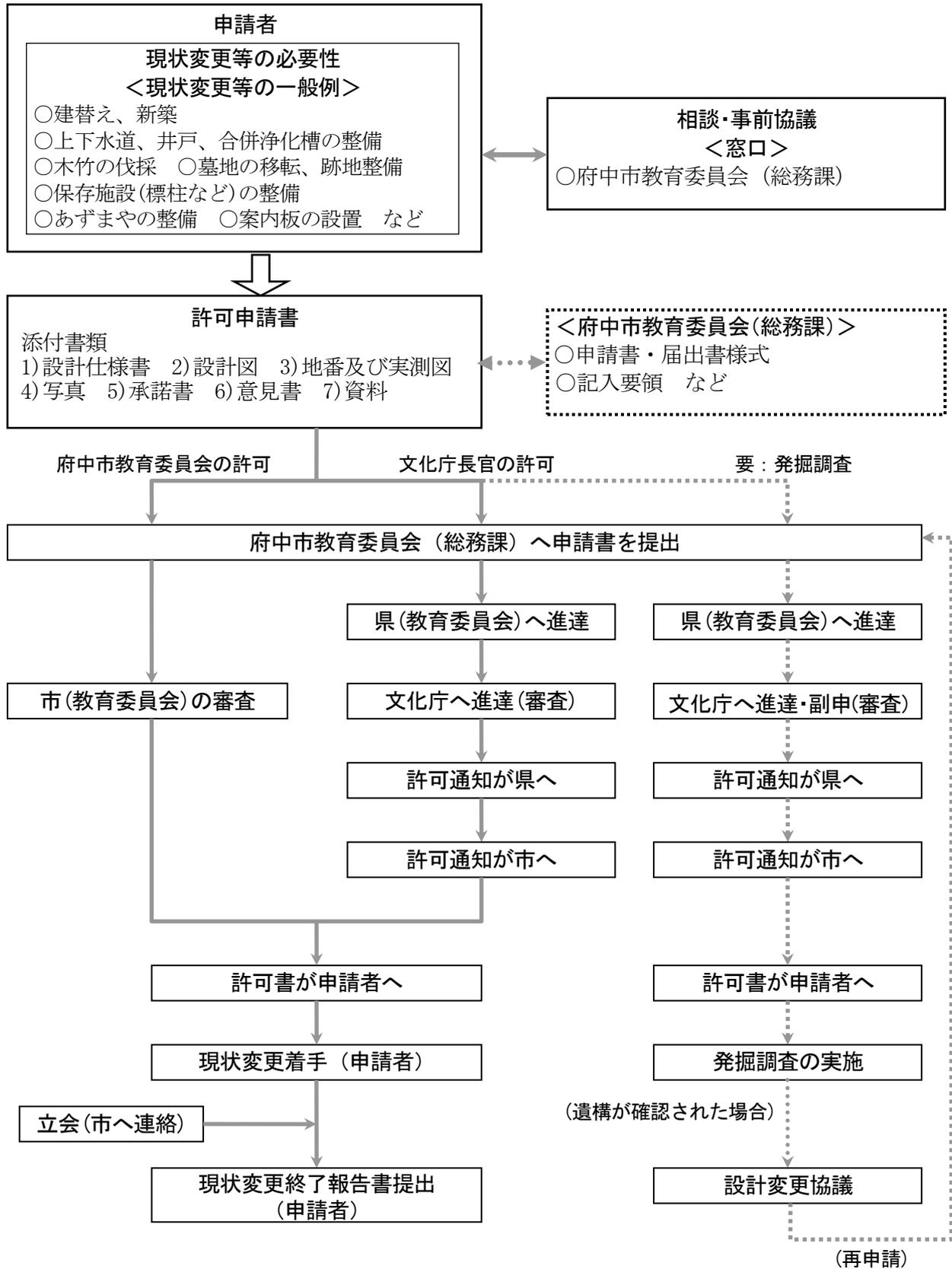
表 7-4 史跡備後国府跡における現状変更等の取扱基準（現状変更等の許可を必要とする行為） 3/3

区 分		公有地ゾーン	民有地オープンスペースゾーン	民有地建物・施設ゾーン
現状変更等の取扱基準	木竹伐採等	○遺構の保護や景観の保全・形成、防災、生活環境の保全・改善などに配慮することを前提に、木竹の伐採等を認める。		
	植栽等	○史跡の保存・活用に資する植栽（芝による表土の保全、緑陰による休憩スペースの確保、修景など）を除き、原則として植栽（主として樹木）を行わない（認めない）。	○生活や業務等に関わる植栽、農作物の栽培を認める。その際、地下遺構の保存への配慮を求める。 ○土地を公有化した場合は、左記に準じる。	○生活や業務等に関わる植栽、農作物の栽培を認める。その際、地下遺構の保存への配慮を求める。

(3) 現状変更等の手続き

文化庁長官の許可を必要とする行為については、府中市教育委員会が窓口となり申請を受け取り、関係法令及び現状変更等の取扱基準をもとに内容を吟味し、受理したものは広島県教育委員会に進達し、広島県教育委員会が文化庁長官に進達（副申）することになる。⇒次頁の図を参照

現状変更に関しては、問い合わせ（相談・事前協議）を含め、記録様式を作成して年月日、問い合わせ・申請者名、内容、管理団体としての対応などを記録する。



※原則的には実線の流れで進むが、申請内容によっては事前の発掘調査が必要となり、点線の流れで進む場合がある。

図7-4 国指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の手続きの流れ

2 史跡周辺（市街地）における文化財の保存や景観の形成の検討

史跡指定地周辺においても、備後国府跡の存在などを意識できる文化の薫り高い市街地形成が期待される。

このため、設定している四つのゾーンごとに、文化財の保存や景観の形成のあり方などを検討する。

■史跡連続・遺構確認ゾーン

関係権利者等の理解と協力を得ながら、追加指定を目指し、現在の史跡指定地と一体としての保存・活用を図る。

追加指定した場合は、土地利用の現状を踏まえながら、遺構の表現や保存施設の整備などを検討するとともに、土地の公有化に努める。

■遺構確認・推定ゾーン

公共事業（道路の改良や上下水道の整備（更新）など）を行う場合は、遺構の保護に留意する。

民有地における建築行為などに関しては、必要に応じて適切に調査を行うとともに、遺構の保護に関する情報提供や啓発に努める。

備後国府跡の遺構や史跡としての価値を確認した場合には、現状の土地利用などを勘案するとともに、関係権利者等の理解と協力を得ながら、備後国府跡としての追加指定や土地の公有化を検討する。

前記以外の遺跡についても、必要（要件）に応じて文化財指定（国、県、市）を検討する。

新たな調査によって、備後国府跡等の遺構が確認された場合には、上記に準じて「遺構確認・推定ゾーン」とし、遺構の保護に努める。

■備後国府関連歴史遺産ゾーン

史跡指定地や史跡が立地する市街地、及びその周辺の田園、山地部において、各種文化財の保存・活用に努めるとともに、備後国府に関連する文化財（歴史遺産）のネットワーク的な活用及び整備を検討する。

■歴史を活かした景観・まちづくり検討ゾーン

備後国府跡の位置する市街地やその周辺などにおいて、備後国府跡やその他歴史的・文化的資源と調和する景観形成やそれらを活かしたまちづくりを検討する。

具体的には、都市計画や景観、建築部局と連携しながら、建築行為、工作物の整備に関する具体的な基準・ガイドラインなどの作成を検討する。内容については、史跡としての景観を阻害しない、またはイメージを高める景観の保全・形成に資するものとし、建築物等の形態や色などについての基準・指針を定め、建築主等との協議（景観協議）などで、基準・ガイドラインなどを活用することになる。

また、都市計画法に基づく地区計画制度^{*1}の導入や、景観法に基づく景観計画^{*2}の策定について、関係部局と協議する。

なお、前記の基準・ガイドライン、地区計画制度については、史跡指定地を含めて区域を検討する。また、景観計画については、原則として府中市全体を景観計画区域とすることが考えられる。

さらに、市街地周辺を含めた範囲（備後国府付近の古代景観構成要素及び田園、山地部など）や府中市全体における歴史を活かしたまちづくりも、その必要性や手法を含めて検討する。

3 史跡の保存に関わる法的・行政的措置及び調査

(1) 追加指定

史跡指定地外については、「史跡連続・遺構確認ゾーン」の追加指定を目指すとともに、それ以外の備後国府跡に関する遺構については、史跡としての価値を確認するなどして、追加指定について検討する。

(2) 土地の公有化

史跡指定地の面積の約7割は民有地であり、住宅等の建ち並んでいる区域などを含んでいる。

こうした状況の中、原則として現状の土地利用を継承することとするが、一部区域については、史跡の保存・活用及び整備を検討し、その必要がある場合は、関係権利者等の理解と協力を得ながら、段階的に土地の公有地化に取り組む。

また、史跡指定地内の土地について、関係権利者から市への売却希望の意思表示などがあつた場合には、該当する土地の立地性などを勘案しながら、土地の公有化（買取）に努める。

なお、追加指定した場合にも、上記同様に対応する。

(3) 日常的・定期的な維持管理や点検への対応

史跡指定地やその周辺、関係する文化財等の環境を保持するため、地域住民や地域活動団体等による定期的・持続的な清掃美化活動を支援する。

また、史跡の現状やその変化を確認するため、チェックシート・連絡シート等を作成し、地域活動団体等と連携して史跡の点検に取り組むとともに、点検活動を担う人材の育成に努める。

(4) 調査・研究の実施

備後国府跡においては国庁が確認できていないなど、積み残した調査・研究の課題があることを認識し、計画的に発掘調査等に取り組む。

また、備後国府跡に関係する記述のある古文書・文献、史跡の保存・活用事例、国府に関する調査・研究報告の把握・整理など、備後国府跡やその保存・活用・整備等に関わる調査・研究に取り組む。

調査・研究の成果については、保存・活用・整備に反映させるとともに、市民等への情報の提供・発信に努める。

※1 地区計画

土地や建物の所有者などが主役となって、話し合い、考えを出し合いながら地区の実情に応じた計画（ルール）をつくり、それを都市計画決定する都市計画法に規定されている制度。

<ルールに定めることができる内容（地区の実情に合わせて選択）>

地区施設の配置及び規模：道路（生活道路）、公園・広場など
建築物等に関する事項

用途の制限、容積率の最高限度、容積率の最低限度、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、高さの最高限度又は最低限度、形態又は色彩その他の意匠の制限 など

※2 景観計画

景観計画は、景観行政団体（市町村等）が景観に関するまちづくりを進める基本的な計画として、景観法に基づき景観形成上重要な公共施設の保全や、整備の方針、景観形成に関わる基準等をまとめる計画。

第8章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

地元自治会（元町東町内会、元町西町内会）をはじめとした地域活動団体等と連携しながら、備後国府跡を地域内外の人々、そして多様な世代が学んだり、満喫したりできるよう、見学・学習できる場や機会の確保・充実に取り組む。

具体的には、学校教育や社会教育、観光・交流、まちづくり・地域活性化などにおける備後国府跡や関連する歴史文化の活用を進める。

また、高等教育機関・研究機関及び学識経験者と連携し、備後国府跡の調査・研究に取り組むとともに、その成果の活用に努める。

さらに、史跡の保存を前提に、市民・地域活動団体等の備後国府跡を活かした観光・交流、まちづくり・地域活性化の取組を促進する。

加えて、市域レベル、さらには広域的な広がりの中で、備後国府跡に関わる人的ネットワークづくりや相互連携に取り組む。

こうした取組や備後国府跡に関わる歴史文化などの情報については、文化財の保護と史跡指定地やその周辺における生活環境に配慮しながら、適切かつ効果的に提供・発信する。また、備後国府跡の案内・解説、出土遺物の展示・収蔵などを行うガイダンス機能の確保（整備）とその活用を検討する。

第2節 活用の方法

1 史跡の整備と連動させた活用

■遺構の表現などと連動させた活用

備後国府跡や関連する遺構の表現（露出展示、平面・立体表示）などを行う場合は、見学（周遊）ルートに組み入れ、情報の提供・発信と多様な活用（本節「2 分野別の史跡の活用」）を進める。

■見学（周遊）ルートの設定と活用

史跡指定地及びその周辺における歴史文化を活かした見学（周遊）ルートを設定し、案内板や説明板、誘導標識などのネットワーク的な整備に努め、市街地における周遊（回遊）的な利用を促進する。

また、備後国府跡に関わる市域内の文化財、その他地域資をつなぐ見学（周遊）ルートづくりに努めるとともに、市域外（福山市など）とのネットワークづくりを検討する。

■情報提供・ガイダンス機能の活用

I C Tを活用した情報提供・発信を進め、広くその利用を促進するとともに、情報提供機能に対応できるボランティアガイドの養成に努める。

また、ガイダンス機能（案内・解説・展示・収蔵など）の整備・充実が具体化した場合には、その有効活用を図る。

2 分野別の史跡の活用

■学校教育における史跡の活用

小中学校における備後国府跡をはじめ地域の歴史文化に関する学習を充実させる。その中では、小中学生を主対象とした府中市の文化財や歴史文化を分かりやすくまとめた

パンフレットまたは副読本等の作成・改訂を検討する。

さらに、府中市内の高等学校（府中、府中東、上下）と連携し、備後国府跡を含め地域の文化財にふれあい、学習できる機会の確保・充実に努めるとともに、近隣市町の高等学校等における備後国府跡の活用を促進する。

■社会教育等における史跡の活用

備後国府跡や関連する遺跡の調査においては、現地での説明会を開催するとともに、その状況や資料の府中市ホームページなどでの公開・発信を図る。

また、備後国府跡や府中市の古代史などをテーマとした講座や講演会、シンポジウム等の開催を検討する。

さらに、健康づくりやスポーツ・レクリエーションなどと連携し、備後国府跡やその他の文化財、地域資源をめぐるウォーキングなどの実施に努める。

こうした取組や調査・研究の成果、史跡整備の状況などの情報の適切な公開、発信に努める。

■大学等高等教育機関・研究機関との連携

大学等の高等教育機関・研究機関及び学識経験者と連携し、備後国府跡の調査・研究を持続的に進めるとともに、その成果を学校教育や社会教育、さらには観光・交流やまちづくりなどにも活用する。

■市街地や市域における歴史文化のネットワークづくり

備後国府跡の位置する市街地やその周辺、さらには府中市全体において、地域活動団体等と連携しながら、備後国府跡と他の文化財、地域資源（自然、景観資源、観光資源など）をつなぐ歴史文化を中心としたネットワークづくり（周遊ルート）やその活用を検討する。

■市域を越えた広域的なネットワークづくり

備後国府跡や古代山陽道などをキーワードに、近隣市町と連携した文化財の活用を検討する。

また、備後国府跡の時代背景や遺構・遺物の特色などを通じて、広域的な文化財の保存・活用を進めるため、地域間・都市間における人的なネットワークづくり、相互協力・連携体制の構築に努める。

■観光・交流とまちづくり、地域の活性化

生活環境などに配慮しながら、四季を通じて来訪者のある史跡を目指す。

また、府中商工会議所や府中市観光協会、地域活動団体等と連携し、ボランティアガイド等の養成・支援、案内（観光）マップ・パンフレット、視聴覚資料（DVD・CG）の作成など、観光客等の受け入れ体制の整備・充実に努める。その中では、外国人観光客の受け入れについても検討する。

さらに、備後国府跡の位置する市街地の魅力アップ、コミュニティの活性化を目指し、前記の社会教育、学校教育、観光振興などに関連づけながら、備後国府跡や関連する文化財などを活かしたまちづくり、地域の活性化を促進する。

■歴史文化基本構想の策定等

備後国府跡を含め府中市に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための基本的な構想（マスタープラン）である「歴史文化基本構想」の策定を目指す。

また、文化財保護法の改正を踏まえ、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）の作成及び国への認定申請を検討する。※第 11 章第 2 節「2 文化財保護法（改正）を踏まえた施策・事業の展開の検討」を参照

第9章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

備後国府跡を地域内外の人々、そして多様な世代が体験したり、学んだりできるよう、国・県と連携・調整しながら、史跡の価値（本質的価値）などを保存するための整備、及び史跡の活用のための整備に取り組む。

このうち、主として保存のための整備においては、現状変更への対応や追加指定に向けた取組を行うとともに、標柱、説明板等の保存施設の整備を図る。

また、主として活用のための整備については、遺構の表現を検討するとともに、案内・解説、出土遺物の収蔵・展示、ガイド機能の整備・充実、情報発信のためのICTの活用・整備、便益施設、見学（周遊）ルートなどの整備を計画的に進める。

こうした施設・設備の整備においては、遺構の保護及び史跡の景観に十分配慮することとする。

なお、現時点で遺構の表現などを含め、一体的（面的）に整備を目指す範囲は、次のとおりである。

○ツジ地区：旧広谷公民館跡及びその北側隣接地（史跡指定地：農地）

○金龍寺東地区：史跡指定地全体

第2節 整備の方法

1 主として史跡の保存のための整備

■備後国府跡の価値（本質的価値）を構成する地下遺構の保存・整備

<遺構の保存（保護）対策に係る整備>

史跡指定地（追加指定を含む）においては、地下遺構の保存のためだけの整備は、原則、行わないが、遺構の表現や発掘調査、地下埋設物の敷設などにおいては、必要に応じて地下遺構の保存（保護）のための整備を行う。

例：保護盛土、植栽の根の影響の抑制（防根シート）、遺構が浅い場合の植栽（樹木）の支持（アンダーサポート）など

■保存施設（標識、説明板等）の整備

保存施設（史跡標柱、説明板、境界標など）の必要か所、設置の方法、表示内容及びデザイン・形態などを検討し、段階的な整備を図るとともに、既存の保存施設（説明板）の維持管理や更新に対応する。

このうち史跡であることを示す標識は、「公有地ゾーン」への設置を基本に、設置場所を検討し整備する。

説明板については、調査成果などを反映させて、史跡全体説明板及び地区（ツジ地区、金龍寺東地区）の遺構説明板、さらに必要に応じて個別の遺構の説明板の設置を図る。

■防災・防犯対策の強化

遺構の保護や史跡の景観との調和に留意しながら、必要に応じて消防施設・設備（消火栓など）の維持・更新、増設を図るとともに、管理体制と合わせて防犯対策に関わる施設・設備（監視カメラなど）の整備を検討する。

2 主として史跡の活用のための整備

■地下遺構の表現の検討

建物跡や溝などの表現の必要性を検討するとともに、遺構を表現する場合には、その方法や内容に加え、維持管理や活用のあり方を検討する。

なお、現時点で一体的（面的）に整備を目指すツジ地区（旧広谷公民館跡及びその北側隣接地）、金龍寺東地区（史跡指定地全体）における遺構の表現については、次のような点が想定できる。

○ツジ地区：掘立柱建物跡、北辺区画溝など

○金龍寺東地区：乱石積基壇、礎石建物跡、掘立柱建物跡、苑地跡など

<遺構の表現の例>



礎石建物跡（礎石の露出展示、便槽の表現など）
（史跡吉川氏城館跡：広島県北広島町）



かまど跡の表示
（史跡大内氏遺跡：山口市）



枯山水庭園の露出展示
（史跡大内氏遺跡：山口市）



竪穴式住居跡の表現
（史跡妻木晩田遺跡：鳥取県大山町）

■植栽・修景

公有地においては、将来的な史跡の整備・活用を想定する中で、遺構の保護や景観形成、近隣の生活環境に留意しながら、植栽・修景（景観形成）のあり方を検討し、その具体化に努める。

私有地においては、植栽やその管理方法、景観形成のあり方などを検討し、備後国府跡の価値や特色などと合わせた史跡の保護や管理などに関する小冊子の作成を図り、その普及・啓発に努める。

■便益施設（休憩施設、トイレなど）の整備・充実

<トイレ>

トイレについては、ツジ地区では広谷公民館や史跡指定地外の元町北公園のトイレ、金龍寺東地区では商業施設の合意を得て施設内のトイレを利用する。

将来的には、史跡指定地または近接地において、トイレの新設を検討する。

その他、史跡指定地周辺の市街地においては、キテラスふちゅう、府中市文化センタ

ーなど公共施設のトイレに関する情報提供を図る。また、施設の所有者等と協議し、民間施設のトイレの利用を検討する。

＜休憩施設＞

史跡指定地の遺構の表現などと合わせて、休憩施設（あずまや、ベンチなど）の整備を検討する。

＜その他＞

公有地ゾーンなどにおいて、パンフレットボックス（ポスト）の設置を図る。

■見学（周遊）ルートや眺望点、案内表示板等の整備

史跡指定地及びその周辺の市街地において、見学（周遊）ルートを設定し、史跡指定地における説明板を含め備後国府跡に相応しいデザイン・形態の創出に努め、計画的に案内表示板（案内板、説明板、誘導標識など）を配置するとともに、ICTを活用した情報提供を検討する。見学（周遊）ルートの設定や整備においては、備後国府跡（一帯）の眺望点の確保と活用に努める。

また、関係機関・部署と連携し、見学（周遊）ルートなどにおける安全な交通環境の確保・整備について検討する。

■市街地周辺や市域の広がりの中での周遊ルートの整備・充実

備後国府跡の位置する市街地やその周辺、さらには市域の広がりの中で、備後国府跡を含めた文化財や観光資源などをつなぐ周遊ルートを設定し、案内表示板の整備などに取り組む。

■受け入れ体制や情報提供機能の整備（充実・強化）

備後国府跡をはじめ府中市の文化財、その他地域資源、観光情報などを盛り込んだパンフレット等の作成及び現地へのパンフレットボックス（ポスト）の設置、ICTを活用した情報提供に取り組む。

また、案内表示板やパンフレット等における外国語併記、ICTを活用した情報提供における外国語対応を検討する。

さらに、携帯電話のスムーズな通信やインターネット環境の充実を促進する。

■ガイダンス機能の整備・充実

府中市歴史民俗資料館において、今後の調査成果などの活用を含め、備後国府跡に関する遺物の展示、解説などの充実を図るとともに、史跡指定地内にある広谷公民館における備後国府跡に関するパネル展示や解説などを充実させる。また、将来的には、府中市歴史民俗資料館の市街地（備後国府中心部及びその周辺）への移転・整備、及び備後国府跡のガイダンス機能（施設）の整備を検討する。

史跡指定地に近接し鳥居地区の一角に位置する府中市文化センター内において、備後国府跡などの歴史文化の解説・情報提供の整備・充実に努める。

府中市図書館やキテラス府中、府中市役所、道の駅びんご府中などにおいて、備後国府跡などの歴史文化の情報提供機能の整備・充実に努める。

さらに、休憩施設（あずまや）を整備する場合は、備後国府跡の概要や特色などを紹介するスペースの確保を検討する。

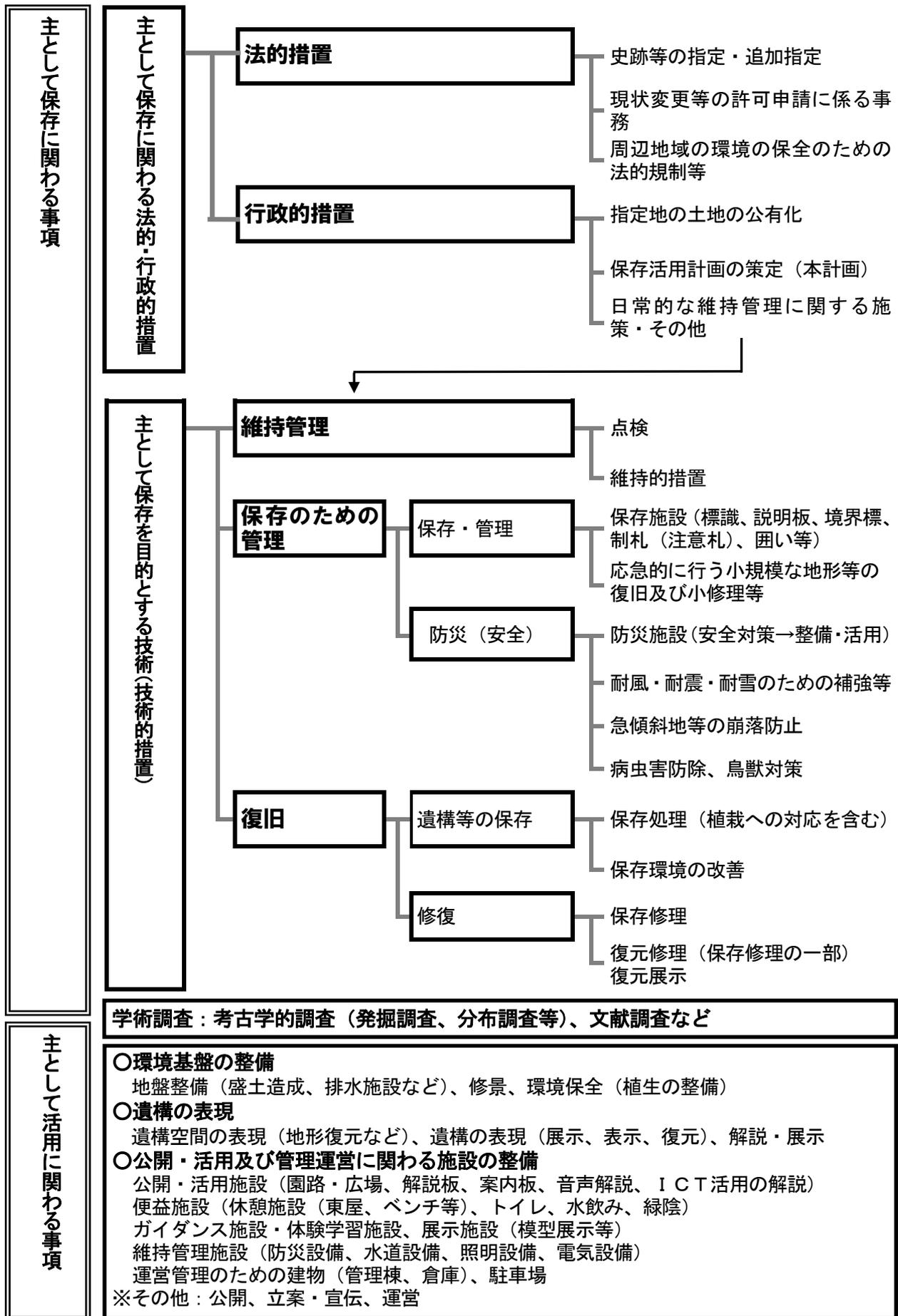
こうしたガイダンス機能の利用を促進するため、情報提供・発信、PRに努める。

■維持管理施設等の整備への対応

遺構の保護などに配慮することを前提に、史跡の保存や活用及び生活、業務等に必要となる上下水道、道路、照明・電気、通信設備などの整備に対応する。

■史跡等の保存・活用・整備の手法

※「史跡等整備のてびき(Ⅰ・Ⅱ)」(文化庁文化財記念物課 監修)を参考に作成



第10章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の整備の方向性

備後国府跡を確実に保存し、適切に活用していくため、府中市教育委員会が中心となり、庁内連携体制を充実させるとともに、土地所有者、市民・地域活動団体、関連機関等との連携を図り、地域ぐるみで史跡の保存・活用に取り組む体制を構築する。

また、学識経験者や研究機関、府中市出身者など、市域外の人々・団体等を含めた協力体制や人的ネットワークづくりに努める。

第2節 運営・体制の整備の方法

■史跡の管理団体

本史跡については府中市が管理団体であり、具体的には文化財行政を担当している府中市教育委員会が、国、県と相談・協議し、指導を受けながら、史跡の保存・活用、現状変更等に対応する。

また、土地所有者等との連携・調整を図りながら、史跡の管理・運営に努める。

■地域ぐるみによる史跡の保存・活用の体制づくり

本史跡の保存・活用には、史跡指定地やその周辺の住民・事業者の理解と協力が不可欠であり、関係する情報の提供・共有化や文化財に対する意識啓発を図りながら、備後国府跡の保存・活用、さらには歴史文化を活かしたまちづくりの気運の醸成に努める。

また、地域活動団体等とも密接な連携を図り、日常的な清掃美化や歴史文化を活かしたまちづくりなど、備後国府跡の保存・活用に共に取り組んでいく協働の体制の確保・充実を図る。

その際、地域と行政などによる連絡会等の設置やその活用について検討するとともに、文化財部局とまちづくり部局などの連携を強化する。

■市民等の理解と協力・参加の促進（情報提供・発信と啓発等の体制づくり）

本史跡の価値について市民の理解を醸成し、保存・活用を促進するため、情報の提供や啓発、体験・学習機会の確保・充実などに取り組む。

また、市域内外を問わず、情報の提供・発信などを行い、史跡の利用の促進と合わせて、史跡の保存・活用を支える協力者・支援者の確保やネットワークづくりに努める。

こうした取組を進めるため、必要に応じて専門家や関係団体等の協力を得ながら、情報提供・発信と啓発等の体制の充実・強化を図る。

■庁内体制の充実・強化と関係機関との連携

本史跡の保存・活用に関しては、教育委員会総務課が事務局機能を担い、建設産業部まちづくり課、産業振興課、上水下水道課などと連携する体制を確保している。

今後、本史跡をはじめ文化財の保存・活用に関して、新たな取組を含め、多岐にわたって施策・事業を行うことが想定され、庁内の連携体制の充実・強化を図るとともに、国・県等関係機関と緊密に連携する。

また、文化財の調査や保存・活用を担う専門職員の育成など、文化財部局の体制の充実に努める。

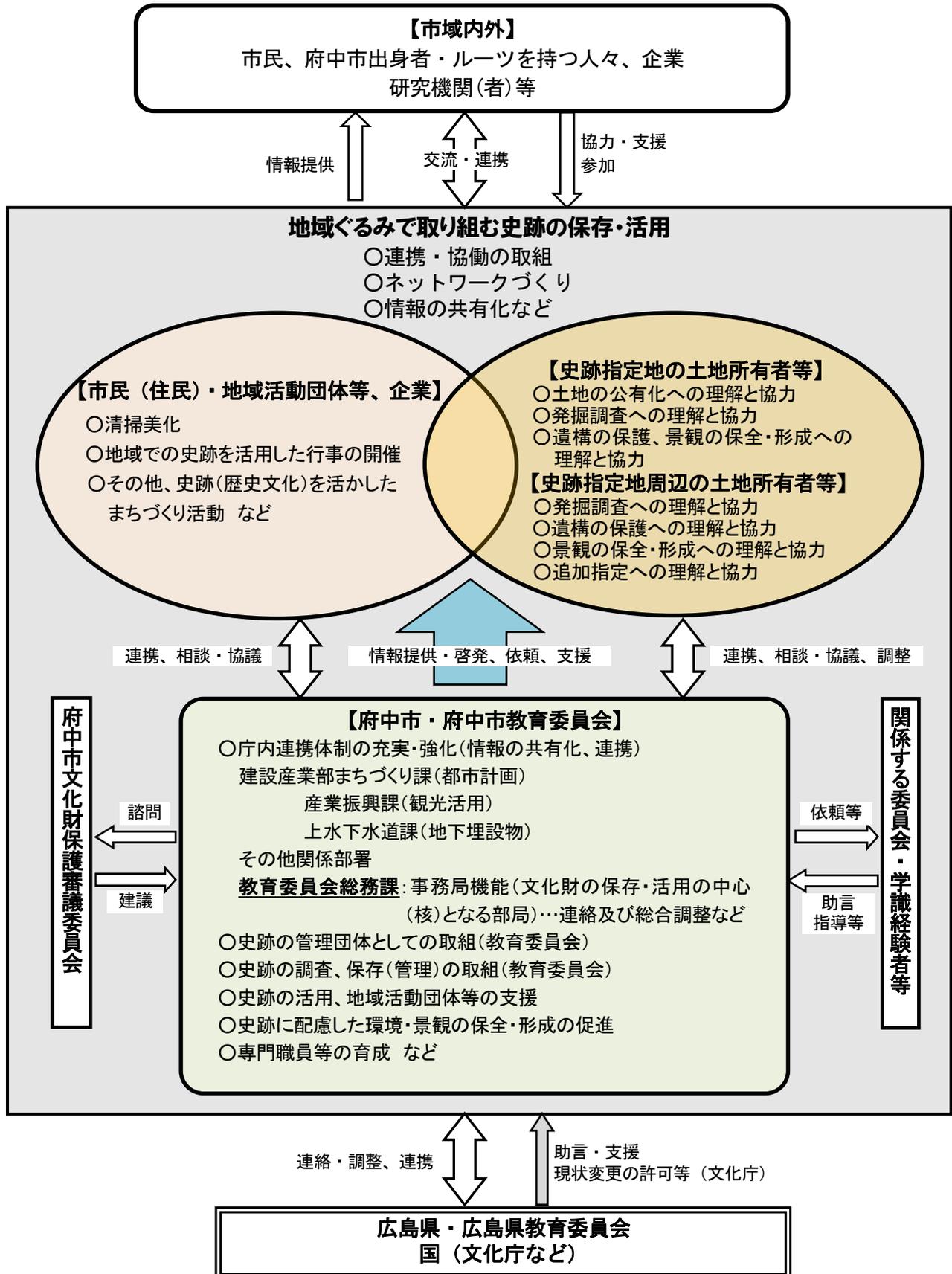


図 10-1 史跡の保存・活用に関わる運営・体制の概念図

第11章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 実施計画の策定

1 実施計画の計画期間

備後国府跡の保存、活用、整備、運営・体制の整備に関する方向性・方法（第7章～第10章で定めた内容）を具体化するため、実施すべき施策の項目を整理し、それらの実施の道筋・期間等を示す。

期間については、現在行っている取組の継承や今すぐからでも着手できる取組などがある一方で、現時点では取組時期を設定することが難しく、中期（たとえば5年程度先）や長期（それ以降）に位置づける必要がある取組も多数ある。

こうしたことを踏まえ、本計画では施策の実施時期を短期と中長期に分け、実施計画を明らかにする。

■短中期計画（第1期事業計画を含む）

短中期計画は2030年を目標年次とし、計画期間は本計画策定後の2019年度を初年度とし2030年度を最終年度とする。

また、この期間においてツジ地区の旧広谷公民館跡地とその北側（史跡指定地）、金龍寺東地区（史跡指定地全域）を対象に、史跡公園の整備を図ることとし、この整備については第1期事業計画として事業化を目指す。

なお、短中期計画の期間中（後半）に、取り組んだ成果（途中段階を含む）、未着手の取組などを踏まえた市民意向の把握に努めながら、必要に応じて短中期計画の見直しを検討するとともに、長期計画で取り組むメニューとその内容、実現手法などを方向づける。

■長期計画

長期計画は短中期計画終了後の2031年度を初年度とし、終了する年度は本計画では設定しない。

また、上記（短中期計画）で示しているように、短中期計画の期間中（後半）に長期計画におけるメニューとその内容、実現手法などを方向づけることとし、そのスパンや第2期事業計画などは主要な事業などを踏まえて検討する。

2 実施計画の具体化に向けた取組

主要な施策について、短期及び中長期計画に分けて実施計画（総括表…図 11-1）を示す。

表 11-1 施策の実実施計画（総括表）

1/3

区分・施策項目	実施時期・内容		
	短中期計画（第1期事業計画） [2019年度～2030年度]	長期計画 [2031年度以降]	
保存 (保存管理)	計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ○整備基本計画の策定 ○ガイダンス施設の整備基本計画等の策定を検討 ○景観ガイドライン等の策定の検討 ○歴史文化基本構想、文化財保存活用地域計画の策定の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ※追加指定や新たな遺構の発見等に対応して整備基本計画等の策定を検討 ○ガイダンス施設の整備基本計画等の策定を検討（短期において積み残した場合） ○景観ガイドライン等の策定
	調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡指定地・備後国府中心部及びその周辺における考古学的調査（発掘調査等）の実施 ○文献調査等の実施 ○調査成果等の適切な情報公開（情報提供・啓発） ○史跡の保存・活用に関する市民意向の把握の検討 ・市民の意識・評価の把握（アンケート調査等）⇒中期計画の策定の基礎資料 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記の取組の継続的な実施と展開（充実・拡充） ○史跡の保存・活用の節目などにおける市民意向の把握（継続的なアンケート調査等）の検討 ・備後国府跡以外の文化財に関する意識なども調査
	追加指定	○追加指定の対象・区域等の検討⇒追加指定	<ul style="list-style-type: none"> ○継続的な追加指定への対応
	土地の公有化	<ul style="list-style-type: none"> ○用地買収 <ul style="list-style-type: none"> ・金龍寺東地区（史跡指定地全体） ・ツジ地区（整備予定地：史跡指定地の一部） 	<ul style="list-style-type: none"> ○用地買収の検討（対応） ○追加指定⇒用地買収の検討
	維持管理・点検	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・定期的な維持管理や点検 ・維持管理・点検のマニュアル等の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記の取組の継続的な実施と展開（充実・拡充）
	現状変更への対応	○現状変更への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○現状変更への対応 ○景観ガイドライン等ができた場合は、それに基づいた景観協議などの実施
	情報提供・啓発	○備後国府跡や文化財保護に関する情報提供・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○左記の取組の継続的な実施と展開（充実・拡充）

表 11-1 施策の実施計画（総括表）

施策（区分）		実施時期・内容	
		短中期計画（第1期事業計画） [2019年度～2030年度]	長期計画 [2031年度以降]
活用	史跡の整備と連動させた活用	○遺構の表現などと連動させた活用 ○見学（周遊）ルートの設定と活用 ○情報提供・ガイダンス機能の活用	→ ○左記の取組の継続的な実施と展開（充実・拡充）
	分野別の史跡の活用	○学校教育における史跡の活用 ○社会教育等における史跡の活用 ○大学等高等教育機関・研究機関との連携	→ ○左記の取組の継続的な実施と展開（充実・拡充）
		○市街地や市域における歴史文化のネットワークづくり ○市域を越えた広域的なネットワークづくり ○観光・交流とまちづくり、地域の活性化	→ ○左記の取組の継続的な実施と展開（充実・拡充）
整備	設計	○基本設計・実施設計（金龍寺東地区：2023年度を予定） ○基本設計・実施設計（ツジ地区：2026年度を予定） ○ガイダンス施設の基本設計・実施設計の検討	○短中期において積み残した取組（整備）への対応（適宜、基本設計・実施設計に対応） ○新たな取組（整備）への対応（上記同様）
	整備（工事）	○金龍寺東地区の整備 ・遺構の表現 ・保存施設（説明板等）の整備 ・便益施設等（休憩施設、トイレ等）の整備・確保 ・植栽・修景など	○保存運営（維持管理）・活用 ※整備への対応 ・短中期において積み残した取組がある場合 ・新たな整備の検討
		○ツジ地区の整備 ・遺構の表現 ・保存施設の整備 ・便益施設等の整備・確保 ・植栽・修景など	（上記の金龍寺東地区と同様）
	○ガイダンス機能の整備・充実 ○見学（周遊）ルートと案内表示板の整備 ○市街地周辺や市域の広がりの中での周遊ルートの整備・充実 ○受け入れ体制や情報提供機能の整備（充実・強化）	→ ○左記の取組の継続的な実施と展開（充実・拡充）	

施策（区分）	実施時期・内容	
	短中期計画（第1期事業計画） [2019年度～2030年度]	長期計画 [2031年度以降]
運営・体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ぐるみによる史跡の保存・活用の体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・備後国府跡に関わる情報の提供・共有化、文化財に対する意識啓発 <li style="text-align: center;">↓ ・備後国府跡の保存・活用、歴史文化を活かしたまちづくりの気運の醸成 ・日常的な清掃美化の体制づくり ・歴史文化を活かしたまちづくりの体制づくり ・協働の体制づくり（住民・地域活動団体等、行政など） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○市民等の理解と協力・参加の促進（情報提供・発信と啓発等の体制づくり） <ul style="list-style-type: none"> ・備後国府跡に関する情報の提供、啓発、体験・学習機会の確保・充実 ・市域内外への情報の発信 ・協力者・支援者の確保やネットワークづくり ○庁内体制の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・備後国府跡の保存・活用に関する関係部署の連携（事務局：教育委員会総務課） ○関係機関等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・国・県等関係機関との連携 	

表 11-2 第 1 期事業計画（年次計画）

年度 事案・項目	参考		第 1 期事業計画（短中期計画）※調査・計画及び整備関係											備考		
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029		2030	
確認調査 調査成果まとめ				金龍寺東地区 【整備保存調査】		調査 まとめ										
	鳥居地区総括報告書			追加 指定		ツジ地区 【整備保存調査】	調査 まとめ									
	砂山地区【国庁確定】※学術的確定後には国史跡に追加指定し公有地化と整備を図る															
			伝吉田寺地区の 調査・報告書作成	史跡(追 加)指定												
各種計画策定 （保存・活用・整 備）	保存活用計画		基本構想 （史跡全体）		整備基本計画 （史跡全体）			整備基本計画 （ツジ地区） ※適宜、見直し								
公有地化	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収												
整備 ・設計 ・工事																
委員会等	史跡備後国府跡保存 活用計画策定委員会		新たな委員会等の設置													

第2節 施策・事業の実施への対応

1 計画の実施と評価・改善

今後、備後国府跡に関わる調査・研究、維持管理、環境整備、土地の公有化などを円滑に進めるためには、次のような施策・事業の実施のための課題・留意点を踏まえて対応する必要がある。

■必要な予算の確保

備後国府跡の保存・活用、とりわけ土地の公有化や整備を計画的に進めるためには、事業の効率化などに努めながら、関係機関と連携して、必要な財源の適正な確保に努める必要がある。

■優先順位と効果的な事業実施の検討

備後国府跡の保存・活用に関わる施策・事業は、多岐にわたっており、これらの優先順位を検討し、効率的かつ効果的に実施することが求められる。

■計画・事業の進行管理

計画・事業を円滑かつ効果的に進めるためには、その進行管理を徹底する必要がある。その際、定期的な経過観察や、事業の中間点、終了時点または毎年度において、計画・事業の達成状況、効果、課題などの把握・評価を行い、当該計画・事業の改善・見直し、他の事業への反映に努めることが求められる。

また、各種事業等の検証・見直しに関しては、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方を取り入れ、計画・事業の推進や適切な見直しを行う必要がある。

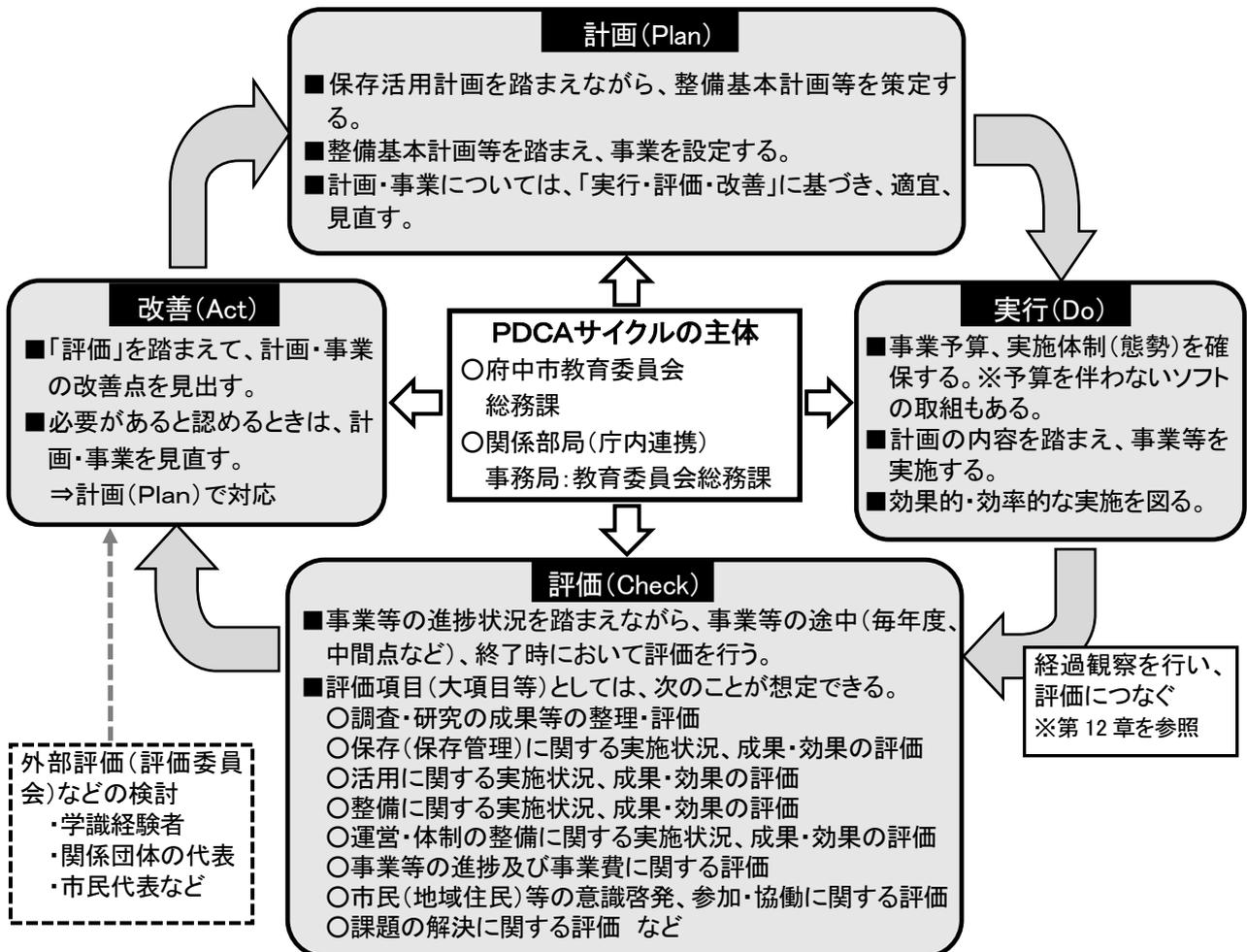


図 11-1 文化財に関わるPDCAサイクルのイメージ

2 文化財保護法（改正）を踏まえた施策・事業の展開の検討

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が成立し（平成 30 年(2018) 6 月 1 日成立、6 月 8 日公布）、平成 31 年(2019) 4 月 1 日から施行されることとなった。

この度の改正は、「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」（平成 29 年(2017) 12 月 8 日文化審議会）を踏まえ、過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、これまで価値づけが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりのため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るものである。

このうち文化財保護法の主な改正点と施策等の概要は、次のようになる。

■地域における文化財の総合的な保存・活用

○文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。

⇒国の登録文化財とすべき物件を提案できる（未指定文化財の確実な継承を推進）

■個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

○国指定等文化財の所有者または管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる。

⇒認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化

⇒美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

○所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る。

■地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

○文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができることとする。ほか

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにされた。

これは、観光やまちづくりなどを所管する部局が担当できるようにし、文化財活用の円滑化を図るものである。

府中市・府中市教育委員会としても、こうした法改正を踏まえ、本市の実情を考慮しながら、備後国府跡をはじめ文化財の保存・活用に関する新たな展開を検討する。

第12章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

史跡の適切な保存・活用は一時的な行為ではなく、将来にわたり継続して取り組む必要がある。定期的な経過観察を行なうことで、基本理念に立ち返り、現況を把握分析し、問題点を改善していくことが求められる。

この経過観察は史跡の管理団体である府中市(教育委員会)が主体となって実施する。

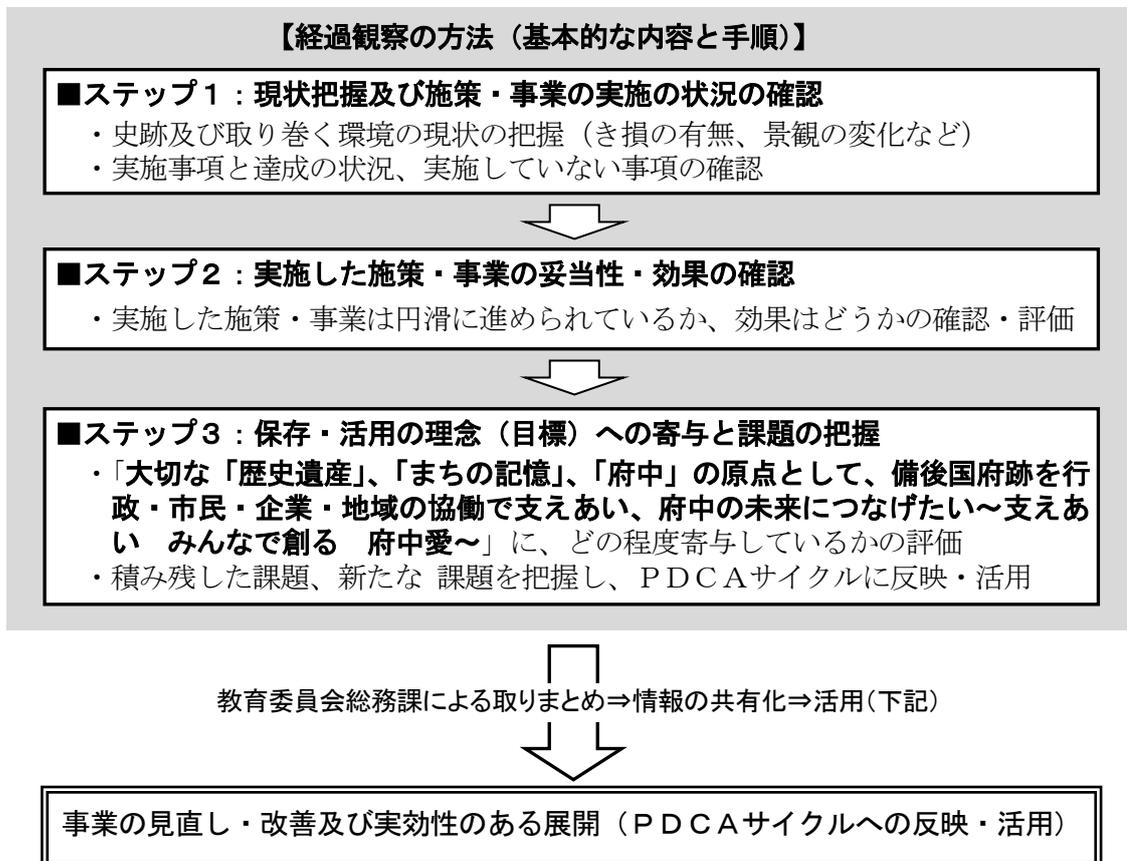
また、都市計画、上下水道、観光交流などに関する施策については、それぞれの担当部署において経過観察を行う。

こうした経過観察の結果は、計画の具体化(施策・事業の実施)に役立てるとともに、必要に応じて本計画を見直す場合の基礎資料などとしていく。

第2節 経過観察の方法

経過観察の方法については、大きくは下記に示す3つの段階で、教育委員会総務課及び関係する担当部署が責任を持って行う。また、全体的な取りまとめは教育委員会総務課が行うこととし、経過観察に関する情報の共有化とその活用(事業の見直し・改善、実効性のある展開)を図る。

こうした3つの段階(ステップ1～3)及び分野ごとに、経過観察の点検指標と確認等の方法、その期間・時期を設定する。



1 現状把握及び施策・事業の実施の状況の確認

備後国府跡の現状（遺構の保護、土地・建物の状況（変化）、植栽、維持管理、利用など）を、必要に応じて史跡周辺を含めて把握する。

また、備後国府跡に関わる施策・事業の実施の有無、実施していない事項の確認などを行う。

基本的な点検指標や点検・確認の方法、時期などについては、次のように設定する。今後、実際に経過観察を行うに際しては、この手法を基本に詳細な内容を設定し、それぞれに応じた経過観察シートなどを作成する。

表 12-1 施策・事業の実施の状況の確認に関する基本的指標と経過観察の手法

1/3

分野	経過観察の基本的指標	経過観察の手法	
		点検・確認の方法	時期・期間
保存	1 指定地やその周辺の遺構、歴史的建造物が確実に保護されているか（き損の有無など） ・本質的価値を構成する要素 ・歴史的環境・資源を構成する要素	○教育委員会総務課（以下、「総務課」という。）による定期的な点検・記録	原則、1回/年 必要に応じて適宜対応
	2 指定地及びその周辺の環境美化の状況はどうか ・ゴミの散乱の有無 ・雑草の繁茂の状況	○総務課 ・地域住民、地域活動団体等の協力を得ながら状況を把握	上記「1」「2」と一体的に点検
	3 調査・研究は行われているか	○総務課による確認	毎年度（年度末など）
	4 その他	○経過観察の具体的内容に応じて方法・時期等を検討	
活用	1 来訪者・利用者数・団体（観光客等）はどのぐらいか	○総務課、産業振興課（観光） ・把握方法の検討	毎年または毎年度による集計・整理（分析）
	2 学校教育や社会教育の場として利用されているか	○教育委員会	毎年または毎年度による集計・整理（分析）
	3 ボランティアガイド等の養成・支援は行われているか ・ボランティアガイド等の養成 ・観光マップ、パンフレット等の作成・更新 ・情報提供、連携 など	○総務課、産業振興課による確認	毎年度（年度末など）
	4 史跡の活用に関する啓発や情報の提供・発信を行っているか	○総務課による確認	毎年度（年度末など）

表 12-1 施策・事業の実施の状況の確認に関する基本的指標と経過観察の手法

2/3

分野	経過観察の基本的指標	経過観察の手法	
		点検・確認の方法	時期・期間
活用（つぎき）	5 歴史民俗資料館の利用状況はどうか ・利用者数、団体数 ・可能ならば、利用者の属性（年齢層、性別、居住地など）	○歴史民俗資料館（総務課）による確認（アンケート調査を検討） ・年間利用者・団体数 ・月別利用者数 ・属性など	毎年または毎年度による集計・整理（分析）
	6 府中市図書館やキテラス府中、府中市役所、道の駅びんご府中において備後国府跡の情報提供・展示は行っているか	○総務課、各施設管理者による確認	毎年度（年度末など）
	7 史跡と他の歴史文化遺産などをつないだ利活用は行われているか	○総務課、産業振興課による確認	毎年度（年度末など）
整備（まとして）保存に関する整備	1 保存施設（史跡標識（標柱）、説明板、境界標等）の整備及びその状況はどうか	○総務課による確認 ・整備箇所 ・維持管理の状況（劣化の有無）	毎年度（年度末など）
	2 防災・防犯対策に関する整備を行っているか（行っている場合は、その状況はどうか）	○総務課による確認	毎年度（年度末など）
整備（まとして）活用に関する整備	1 遺構の表現を学術的根拠に基づいて行っているか ・発掘調査による遺構の確認⇒遺構の表現の検討・実施	○総務課による確認	毎年度（年度末など）…遺構を整備した場合
	2 史跡利用に資するトイレの整備（確保）の状況はどうか	○総務課による確認 ・既存施設（公共施設、民間施設）の状況 ・トイレの整備の状況	毎年度（年度末など）
	3 史跡指定地やその周辺において、休憩施設を確保・整備しているか	○総務課による確認 ・既存施設（主に公共施設）の状況 ・休憩施設の整備の状況	毎年度（年度末など）
	4 ガイダンス機能の整備状況はどうか ・既存施設、新規施設 ・ICTの活用 など	○総務課、関係課による確認 ・ガイダンス機能を有する施設 ・パンフレットボックス ・ホームページなどICTの活用の状況 など	毎年度（年度末など）
	5 見学（周遊）ルート of 整備状況はどうか	○総務課、関係課による確認 ・ルートの設定状況 ・案内表示板の整備の状況	毎年度（年度末など）

分野	経過観察の基本的指標	経過観察の手法	
		点検・確認の方法	時期・期間
運営・体制の整備	1 地域ぐるみによる史跡の保存・活用の体制づくりは進んでいるか	○総務課による確認	毎年度(年度末など)
	2 市民等への情報提供・発信と啓発等の体制づくりは進んでいるか(充実・強化できているか) ・備後国府跡や文化財保護に関すること	○総務課による確認	毎年度(年度末など)
	3 備後国府跡の保存・活用に関する庁内体制は充実・強化できているか ・関係部署の連携(事務局:教育委員会総務課)	○総務課による確認	会議等の記録 ⇒年度末に整理
	4 国・県等関係機関との連携を図っているか	○総務課による確認	連携・協議等を行った場合の記録 ⇒年度末に整理

2 実施した施策・事業の妥当性・効果の確認

実施した施策・事業は円滑に進められているか、効果はどうかの確認・評価を、次に示す基本的指標(視点)・方法をもとに行う。

(1) 保存に関わる施策・事業の妥当性・効果

<基本的指標(視点)>

- 本質的価値を構成する要素である遺構の保存、表現の方法は適切であるか。
- 歴史的環境・資源を構成する要素の保存の方法は適切であるか。
- 自然環境を構成する要素(樹林、川など)の保全や整備の方法は適切であるか。
 - ・遺構などへの影響はないか。
 - ・周辺的生活環境などへの影響はないか。
 - ・景観への影響(違和感)はないか。
- 調査・研究の方法や内容は適切であるか。
- 史跡の点検の方法や記録の整理、点検結果の活用・公開は適切であるか。

<点検・確認の方法など>

- 総務課による確認・評価
- 外部評価:文化財保護審議委員会、史跡に関わる委員会、専門家
- 原則、毎年度、施策・事業の妥当性・効果を把握(分析)

(2) 活用に関わる施策・事業の妥当性・効果

<基本的指標(視点)>

- 市民・来訪者等の史跡(文化財)に関する知識・理解、及び満足度は高まっているか。
- 史跡の来訪者・利用者は増えているか。
- ボランティアガイドやその利用は増えているか。
- 学校教育などでの学びの場として、効果を発揮しているか。

- 情報の提供・発信の方法や内容は適切であるか、効果を発揮しているか。
- 史跡の利用は適切に行われているか。
 - ・ルールを逸脱した行為はないか
 - ・遺構等をき損していないか

<点検・確認の方法など>

- アンケート調査またはヒアリング調査の実施（3～5年程度の間隔での定期的な実施の検討）
- 総務課及び関係部署による確認・評価
- 関係する地域活動団体等による確認・評価
- 外部評価：文化財保護審議委員会、史跡に関わる委員会、専門家
- 原則、毎年度、施策・事業の妥当性・効果を把握（分析）

(3) 整備に関わる施策・事業の妥当性・効果

<基本的指標（視点）>

- 遺構の表現は、行われているか、保存・活用に効果を発揮しているか。
- 自然環境を構成する要素（樹林、川など）の保全や整備の方法は適切であるか。（再掲：「保存」を参照）
- 遺構の表現（展示、表示、復元）は、本質的価値の顕在化、来訪者等の理解につながっているか。
- 公開・活用のための施設などは、利用者の利便性・快適等に寄与しているか、また、遺構に影響を与えず、歴史的景観と調和しているか。

<点検・確認の方法など>

※前記の「(2) 活用に関わる施策・事業の妥当性・効果」と同様

(4) 運営・体制の整備に関わる施策・事業の妥当性・効果

<基本的指標（視点）>

- 保存・活用の体制は適切か、効果を発揮しているか。
- 文化財に関する市民等への情報の提供や啓発、地域活動への支援などは、適切であるか、効果を発揮しているか。
- 市民、地域活動団体等との連携、協働の取組などは進んでいるか、効果を発揮しているか。
- 国・県との情報の共有化、連携の方法と内容は適切か。

<点検・確認の方法など>

※前記の「(2) 活用に関わる施策・事業の妥当性・効果」と同様

3 保存・活用の基本理念への寄与と課題の把握

実施した施策・事業は理念（目標）ある「大切な「歴史遺産」、「まちの記憶」、「府中」の原点として、備後国府跡の保存と活用を行政・市民・企業・地域の協働で支えあい、府中の未来につなげる～支えあい みんなで創る 府中愛～」に、どの程度寄与しているかの評価を行う。

その方法としては、ステップ1、2の結果及び本史跡に関わる委員会、その他学識経験者や地域活動団体等の意見を踏まえながら、総務課が中心となって、関係課による協議・検討を行い総合的に評価・判断する。

また、評価の過程では、関係課の担当者、若手職員による自由・闊達な意見の把握に努める。

なお、施策・事業を実施し、すぐに理念（目標）に寄与するとは限らず、時間をおいて効果を発揮する場合、施策・事業の積み重ねで効果が顕在化する場合があることから、3年後、5年後など、一定期間を空けながら、継続的に評価・判断することも検討する。

さらに、分野（基本的指標）ごとの個別的な評価、総合的な評価・判断を踏まえながら、積み残した課題、新たな課題を把握し、PDCAサイクルに反映・活用する。

資料編 文化財保護法及び関連法令

文化財保護法（抜粋）

（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十条、第一百条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第三章 有形文化財

（管理方法の指示）

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつば自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

- 第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
- 2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。
 - 3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

- 第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
 - 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
 - 4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

- 5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第十二章において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

- 第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

- 第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。
- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

- 第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

- 第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。
- 2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。
 - 3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

- 第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き

損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は勧告)

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

(文化庁長官による国宝の修理等の施行)

第三十八条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基く占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

- 2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第四十条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

- 2 文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至った事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。
- 3 前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第四十一条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。
- 3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。
- 4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金)

第四十二条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われ

た後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。
- 4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。
 - 一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額
 - 二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額
 - 三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年

数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）

四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数

- 6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。
- 7 第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

（現状変更等の制限）

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（修理の届出等）

第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(管理又は修理の受託又は技術的指導)

第四十七条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

- 2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。
- 3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。
- 4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第五十五条 文化庁長官は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

- 一 重要文化財に関し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
 - 二 重要文化財がき損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
 - 三 重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞のあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。
- 2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
 - 3 第一項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 4 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。
- 3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値

の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合には、当該指定都市の教育委員会。第三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

- 3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十五条 第一百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡

名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第一百七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第一百八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第一百九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第二百十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第二百十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第二百十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第二百十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、

き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない認められるとき。

- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第十八条及び第二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二十二條第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第三百十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三百十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 補則

第三百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
 - 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
 - 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存

に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第三百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百一十一条第二項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。））、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。））、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。））、第八十三条、第八十七条第二項、第一百八条、第二百十条、第二百九条第二項、第二百七十二条第五項及び第二百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
- 二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
- 三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。））、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令
- 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
- 五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。））、第五十五条、第三百十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三百十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
- 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百五十五条第五項
 - 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三百三十一条第二項
 - 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
- 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のう

ち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

文化財保護法施行例（抜粋）

（昭和50年9月9日制令第267号）

最終改正：平成29年6月14日法律第156号

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八十一条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項（法第二百五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
- 三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項

の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において

準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法百十五条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他

- これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限り。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限り。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第三百十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）

最終改正：平成27年12月21日文部科学省令第36号

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは

き損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は

見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた教育委員会

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和29年文化財保護委員会規則第7号)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第十五条第一項及び第七十二条第一項(同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。)の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第一百五十一条(法第二百零二条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称

二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第一百五十一条の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第一百五十一条の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第一百五十一条の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

(平成12年4月28日庁保記第226号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知)

地方自治法(昭和二二年法律第六七号)第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和五五年法律第二一四号。以下「法」という。)第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

- ② 当該現状変更等の際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
- ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、

本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③小規模な観測・測定機器
- ③木道

(二) 「道路」には、道路法（昭和二七年法律第一八〇号）第三条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二九年文化財保護委員会規則第七号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡備後国府跡保存活用計画

発行日 平成 31 年(2019) 3 月
発行 広島県府中市教育委員会
編集 広島県府中市教育委員会 教育部 総務課
〒726-0003 広島県府中市元町 1-5
電話：(0847)43-7180 FAX：(0847)45-4233
E-mail：soumu_edu@city.fuchu.hiroshima.jp
